

長崎奉行所西役所等遺跡群の
調査・保存・活用・公開・整備に関する陳情書

(サン・パウロ教会等跡/長崎奉行所西役所跡/長崎県庁跡・大波止跡・築地跡等)

その他の添付資料

2018年(平成30年)12月3日 月曜日

長崎市議会議長 五輪 清隆 様

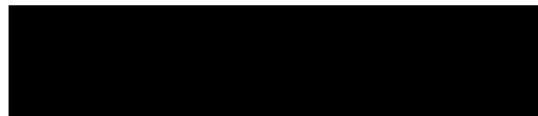
陳情人

〒852-8127

長崎県長崎市大手二丁目十七-四十六-一〇二

養生所を考える会 代表 池知和恭

連絡先



“危機Ⅱ”

危惧が、現実のものとなり
遺跡が＝遺跡としての存在が
人々の意図的措置により
完全に破壊されようとしています。

私達 人類は？破壊されないのか？

遺跡はどこにでもあります。

私達 人類は、大地と共に歩んできました。

遺跡は、人類の活動の痕跡であり、土地の利用の変遷であり、履歴です。

現代の私達は、この流れ：歴史を継承して存在しています。

私達 当会は、歴史を私達 人類の基層であると認識します。

遺跡は、具体的であり“可視”です。

歴史は、抽象であり“不可視”です。

私達 当会は皆様に、人類の過去の事実そのものである遺跡

大地と共にある遺跡

その調査と改変のない現状保存と意図的な破壊に対する原状回復と

歴史上の損壊に対する憶測の余地のない再建と

活用と公開と整備を原則とし求めます。

遺跡は、都市のオープン・スペースとしても活用できます。

2018年(平成30年)12月3日 月曜日

養生所を考える会 代表 池知和恭

“突然ですが”

活用は、“遺跡”

でなければ意味がありません。

私達 当会は

発生、源流、変化、継承を重視します。

神話・物語・歴史

即ち

発生、源流、変化、継承は

人類の基層であり

教育の原点

でもあるのではないのでしょうか。

遺跡はどこにでもあります。

私達 人類は、大地と共に歩んできました。

遺跡は、人類の活動の痕跡であり、土地の利用の変遷であり、履歴です。

現代の私達は、この流れ：歴史を継承して存在しています。

私達 当会は、歴史を私達 人類の基層であると認識します。

遺跡は、具体的であり“可視”です。 歴史は、抽象であり“不可視”です。

私達 当会は 皆様に、人類の過去の事実そのものである遺跡

大地と共にある遺跡

その調査と改変のない現状保存と意図的な破壊に対する原状回復と

歴史上の損壊に対する憶測の余地のない再建と活用と公開と整備を原則とし求めます。

遺跡は、都市のオープン・スペースとしても活用できます。

2018年(平成30年)12月3日 月曜日

養生所を考える会 代表 池知和恭

✕

“遺跡は”

1. 人類の基層である歴史と相對する唯一普遍的に歴史上の個別の事実です。
2. 人類が文字を獲得する以前から存在し人類の歴史の尺度です。
3. 具体的で“可視”である存在です。
4. 大地と共に在ります。
5. 人類の土地の利用の変遷であり人類の履歴です。
6. 私達人類がどこから来て、どこへ行こうとするのか、修正が必要か、私達人類が之を知ることを助けます。
7. いつも、私達人類の傍にあります。
(遺跡はどこにでもあります。)
8. 人類の活動のオープン・スペースとして活用できます。

私達当会は、皆様に、遺跡の調査と一部でも損壊や滅失によって失われることのない現状保存と意図的措置による破壊に対する原状回復と歴史上の損壊に対する憶測の余地のない再建と活用と公開と整備を提案し要望します。

2018年(平成30年)12月3日 月曜日
養生所を考える会 代表 池知和恭

“歴史学”と“遺跡”そして“都市長崎遺跡”と“養生所/(長崎)医学校等遺跡”

一 養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存と活用より 一

2018年(平成30年)8月5日 日曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

私達 当会は、歴史学と遺跡について、まさに歴史上過去の事実であると概念上に認知される事象及び之によって概念上に知られる人類の過去への理解及び之によって構成し得る現在と未来への可能性と希望を形成する歴史学、人類の活動と存在の痕跡であり歴史上過去の事実そのものである物体とその状態及び之によって概念上に知られる人類の過去への理解及び之によって構成し得る現在と未来への可能性と希望の源であり歴史を証徴する遺跡、双方の照合と補完、これらは、人類が、人類の過去を知り、現在と未来の形成への概念を継続的に蓄積し考察し、是等の全てを人類に与えることにおいて、すべてが、人類にとって、貴重であり、重要であり、等しく人々の「意図的措置」によって「その一部でも損壊や滅失によって失われること」があってはならないものごとである、と考えます。

私達 当会は、歴史学が、人類が、人類の過去を知り現在と未来を考察する“知の体系”であるならば、遺跡は、人類が、人類の過去を知り現在と未来を考察するための地球の空間上の各所に概念の超越性に於いて相互に関連して網目を成す人類共通の“社会基盤(infrastructure)”であると考えます。

私達 当会は、又、遺跡が、私達人類の生活環境でもあり得る、と考えます。

私達 当会は、“都市長崎遺跡”及び“養生所/(長崎)医学校等遺跡”及び遺跡群と個々の遺跡が占有すべき空間、当該遺跡群によって証徴される歴史、即ち、当該事象について、次の通り、理解します。

私達 当会は、当該事象について、以下の内容を包含すると、理解します。① 世界と日本の社会との繋がり地球上の地理空間とその特質によって日本の中世から近代にかけて長崎に形成された特異性を有し、共時的通時的に世界に代替のないものであること、② 日本における古代～中世～近世、後、近代～現代へと連続する風土と社会と文化と歴史によって蓄積された国力を集約し、再構成するものであること、③ 長崎が徳川江戸幕府による日本開国の母体であり表玄関であり日本開国の諸施策を展開した最初の拠点都市であり、この長崎で集約して体系的に又附随して展開された事象が日本の国民国家の存続と主権国民国家形成の原動力と効率の要であること、④ 西欧文明圏以外の人類にとっても社会的な“個人の自由と存在の尊厳”と“自然科学の取扱い”による自律的な人類の福祉の向上が可能であることをこの日本地域の風土と蓄積を基盤に実現しもって之を世界に対して初めて立証して示しよって世界に影響を及ぼし結果としてこの可能性がその後の地球規模の主権国民国家群の成立による現代世界の形成と一方でGlobalizationの双方の基層概念の規定に関与すると考え得る意味に於いてその基層概念を形成すると考え得るし今後も影響し得る処、正しくその端緒であること(この基層は英国の大憲章(Magna Carta)やフランス革命の単一の歴史的発展でなく多元的で多様なものと考え得る)、⑤ 中世から近代・現代への日本人と諸国又オランダの人々の世界への理解と判断と行動(system)を表すこと。

私達 当会は、当該する歴史について、以下の遺跡群が之を証徴すると、理解します。① 中世に於けるローマ・カトリックによる岬の小さな城塞都市と文化の痕跡、② 長崎の中世から近世への町立へと変化と展開の痕跡、③ 幕府の海外交易と対外情報収集と海防の痕跡、④ 日本開国の痕跡、⑤ 幕府とオランダによる長崎での長崎海軍伝習の実現とその痕跡、⑥ 長崎海軍伝習で設立される長崎製鉄所の痕跡一之を継承連続する三菱の造船所、⑦ 長崎海軍伝習で成立する医学伝習と続く養生所の設置と之を精得館と改称して設置する分析窮理所の存在の痕跡一之を継承連続する長崎府医学校(及び病院)以降一梅毒病院(改称を経て小島病院)の痕跡、⑧ 長崎資本の活動の痕跡、⑨ 都市長崎の近代都市基盤の形成の痕跡、⑩ プルトニウム型原子爆弾被爆の痕跡、⑪ 現代都市形成の痕跡即ち現代の都市の姿。

私達 当会は、当該事象について、当該事象が、地球上の人類の概念と活動の関連性に於いて成立すること、同時に、地球上の一つの地域であることとその連続的経時的重層性に附随する特異性をもって之を具体的に証徴する遺跡群を形成すること、現在、世界の時間と人々を前提とした従来の普遍的であるがゆえに唯一性を有する概念の有効性への信頼性が揺らいでいること、これ等の経過によって、又、当該事象は、他のあらゆる事象と同様、地球上の全人類にとって有意な歴史上の出来事と之を証徴する遺跡群であることによって、又、日本国内の又世界の、関係する歴史と遺跡と文化に関する各地点との情報交換と連携により形成する筈の地球空間における人々の相互理解の網の目によって、人類にとって、人類の過去を認識し、人類の現在と未来を考える為に、世界で、欠くことのできない事象群の一つである、と理解します。

私達 当会は、長崎市及び長崎県、長崎市民、長崎県民、日本の人々、世界の方々に、以上の歴史と遺跡即ち当該事象について、その実態を明らかにし、人々の「意図的措置」によって「その一部でも損壊や滅失によって失われること」なく保存して継承し人類の存在と歴史と遺跡とその本源によって人類の現在と未来の為に活用し、不幸にして、既に、人々の意図的措置によって損壊し滅失した遺跡又は遺跡の空間と要素について人類の存在と歴史と遺跡とその本源によって之を原状回復することを要望し、その為の措置をとることを要望し、又、この要望への理解を求めます。

私達 当会は、当該遺跡群が、世界の「日本は特別だ」として日本への思索を切捨てる人々に、その思索を再開する契機を提供する、と期待します。

私達 当会は、私達人類が、その土地に係わるとき、私達人類には、その土地の遺跡を保存し後世に継承する、権利と義務と私達人類に対する責任が、他の生命や地球環境への配慮を留保しつつ、存在する、と考えます。

私達 当会は、長崎に住み、長崎を訪れ、長崎で活動する人々に、自らの行動のうちに、“都市長崎遺跡”及び“養生所/(長崎)医学校等遺跡”及び遺跡群と個々の遺跡が占有すべき空間を保存して後世に継承する、権利と義務と私達人類に対する責任があると自覚し、そう行動するよう要望します。

私達 当会は、長崎市及び長崎県及び関係する人々に、遺跡とその空間を破壊して現代の建物や道路を造るのでなく、遺跡の空隙、即ち、遺跡とその空間のない所に現代の建物や道路を造ること、その為の措置をとることを要望します。

私達は、歴史学上に人類の本源への考察を継続すること、及び、遺跡の姿について、之を、変化する現代に於いて、変わるべきものに対して、変わるべきでないものと考え、そのままの在り方/そのままの姿で、後世の人々に継承されるべきものと考えます。 ㄨ

長崎と世界の資本

2018年(平成30年)9月22日 土曜日

— 養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存と活用より —

養生所を考える会 代表 池知和恭

長崎は、過去、常に、世界的な資本との関係で都市長崎を成立させてきました。

長崎は、現在、世界的な資本との関連を失っています。

私達 当会は、本日、速やかに、長崎に、世界的な展開を行うIT関連資本等との関係を招致することを提案し、明日より、その行動を始めることを提案し、要望します。

第一段階 ローマ・カトリック資本

第二段階 徳川幕府資本・オランダ世界貿易資本・中華商業資本

第三段階 大日本帝国資本

第四段階 現在 世界的資本の喪失

第五段階 明日より 世界のIT関連資本

具体的には、旧清心修道院教会(旧マリア園)のある南山手外国人居留地造成遺跡から小曾根築地遺跡、浪の平から小菅修船場遺跡周辺一帯につき、遺跡の実態と環境を保全/原状回復し、居住/別荘地区及び鍋冠山から海岸付一帯を逍遙とマリーナ地区として一体設定し、IT関連資本運用者を中心とした世界の知性である方々の来訪を招致することを提案し要望します。かつての外国人居留地 南山手の風貌が現代的要請に於いてよみがえります。

本提案と要望は、長崎に、IT関連事業を誘致するものではなく、伝統的な西欧文明と中華文明と日本文明の接点である長崎の歴史と風土(エスニシティ:ethnicity)、その世界史上の位置を生かし、世界にとって謎でもあり魅力的な日本に位置する長崎を、世界に先例のない、独自のシティ・リゾート(city resort)として再認識し再構築して之を明日より直ちに小より始め大へ実現することを提案し、要望するものです。

私達は、構想(concept)立案や開発を行って招致する必要はないでしょう。寧ろ、範囲と遺跡との事実とその実態を正確に提示すれば、来訪者は、皆で、その事実を興味と共に遵守しその意思に従い展開を要望し又は実現すると推察します。

私達 当会は、世界の新しい知性としての方々を職業外において誘致することで、附随的に様々な又非日常的な出会いと契機が長崎と日本に形成されると考えます。この様々な機会の形成が、長崎と日本の本源と同期し(synchronize)始めれば、すでに高度な産業基盤と学術基盤を有する日本と長崎の社会に計り知れない波及効果をもたらすと期待します。

世界の知性を誘引するためには、私達 日本又は日本人又は長崎又は長崎の人々が、独自の存在でありながら世界と伴走する世界の知性であることを求められます。

長崎は、大村氏とローマ・カトリックにより現在の姿が開市され、日本開国とその成功の母体・発祥・舞台である事により、世界と日本の過去から現在、未来への存在の要となる世界と日本にとって特異な歴史上の出来事と意義を背負います。

近年、世界では、様々な方法により、世界と日本と日本人、長崎の事実が解明され、相互の新しい関係性が認識されつつあります。

私達 当会は、地道な事実の検証と新しい発見による日本の事実と存在と世界との関係性の発信及び世界の人々の理解、誤解を恐れずに表現すれば“日本のブランド化”(本物の魅力)は、私達 日本人と長崎市民の日本人と世界の人々、日本と世界の文化と社会と文明に対する責務の一つである、と考えます。

“日本のブランド化”は、太古よりの過去の日本の歩みを日本開国に集約して近代と現代の日本と世界の形成の一つの要を成す長崎と日本の存在感を高めます。

私達 当会は、皆様に、“都市長崎遺跡”即ちローマ・カトリックによる城塞都市遺跡/近世長崎市街関連遺跡/出島遺跡及び長崎奉行所西役所遺跡=長崎海軍伝習所遺跡及び大波止遺跡/小曾根築地遺跡/養生所/(長崎)医学校等遺跡及び長崎病院遺跡/近代化の造形遺跡、及び、“明治日本の産業革命遺産”の長崎遺産の調査と保存と原状回復と“土地の造形”の憶測の余地のない再建を要望しこの要望への理解を求めます。

“土地の造形”は、斜面の多い日本の生活空間の形成又治水/排水/環境として地域社会形成の要件であり風土を形成し、切土と盛土と石垣と石段と石畳(平石)等を細部として構成します。

私達 当会は、この様な、現代都市長崎に遺存する過去の歴史上の都市長崎遺跡等の調査と保存と原状回復と“土地の造形”の憶測のない再建を中心とした歴史の体系的で合理的な視覚化は、世界に対して次世代の長崎と日本の存在感を確かなものにする、と考えます。遺跡は、歴史を証徴します。

この歴史の視覚化は、また、長崎の恒久的なランドマーク(landmark)を形成します。遺跡は、恒久的な資産です。

私達 当会は、長崎市街中心部の“出島遺跡及びローマ・カトリックによる城塞都市遺跡=長崎奉行所西役所遺跡=長崎海軍伝習所遺跡及び大波止遺跡”と“養生所/(長崎)医学校等遺跡及び長崎病院遺跡”と港灣部の“明治日本の産業革命遺産”の長崎遺産で構成する三角地域は的確に保存/整備することにより他の日本の都市の城郭と城下町に匹敵するかそれ以上の存在感を有することが明らかになると認識します。

私達 当会は、私達人類の存在に於いて唯一明確な事実である“遺跡”の現状保存又調査と活用について、之を破壊から守り継承することが、私達人類の知性の表現の基盤として、世界の人々に好意的に認知されるものと理解します。

長崎は、従来より「東洋のナポリ」と称されます。東洋の真珠と称される都市は複数あります。私達 当会は、皆様に、長崎を独自の魅力に従い“東洋の真珠”として磨くことを提案し要望し、そう称したいと考えます。

エスニシティ(ethnicity)の時代

ー 養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存と活用より ー

2018年(平成30年)9月22日 土曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

・392年 ローマ帝国テオドシウス1世がアタナシウス派キリスト教をローマ国教とする

カトリック:宗教資本の時代:普遍性と単一性(1100年間)

・1517年ドイツのヴィッテンベルク大学神学教授マルティン・ルターが九十五箇条の論題を公表

- ・天文十八年八月十五日(1549年7月22日)イエズス会士サビエルが鹿児島に着き布教を始める。
- ・天文十九年(1550年)夏ポルトガル船平戸に入港
- ・永禄五年(1562年)アルメイダが日本布教長トルレスの命により平戸に代わる港として横瀬浦を視察
- ・永禄六年(1563年)横瀬浦が焼討により壊滅
- ・永禄八年(1565年)ポルトガル船福田に入港
- ・元亀元年(1570年)メルシオール・デ・フィゲイレド神父長崎港測量。イエズス会カブラル神父長崎を視察。長崎開港協定成立。
- ・元亀二年(1571年)大村純忠家臣の朝長対馬をして長崎の町建てを開始(島原町、分知町、大村町、外浦町、平戸町、横瀬浦町の六町)
- ・天正元年七月晦日(1573年)から天正四年(1574年)三城七騎籠と長崎の戦い。以降長崎の武装化進展。
- ・天正四年(1576年)貝瀬(萱瀬)合戦。大村軍は佐賀の龍造寺軍に敗退。
- ・天正六年(1578年)深堀茂宅と長崎の戦い。
- ・天正八年(1580年)長崎が教会領となる。長崎を要塞化する。

・平成30年(2018年)現代

**新教:商業資本の時代:個別性・特異性と多様性→多元性
/エスニシティ(ethnicity)/(現在)**

・2600年? (1517年より1100年後)

日本は、西欧世界に於いて普遍性と単一性から個別性・特異性と多様性へと行動基準を転換する時代に西欧史に登場しました。

その後、日本は、カトリックとポルトガルを排して、新教国であり貿易資本主体のオランダを選択しました。

現代の人々は、さらに、多元性やエスニシティ(ethnicity)に着目しています。

私達 現代の世界の人々と日本人と長崎市民は、何を選択するのでしょうか?

マーク・ベニオフ夫妻

- 養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存と活用より -

2018年(平成30年)9月18日(火) 10版 経産 4

タイム誌をIT経営者に売却

しに付三ヶ月に一度の雑誌「タイム」を、企業向けクラウド大手セトルス・フオース・ドットコム(Mark Benioff最高経営責任者(CEO))夫妻に売却する。米メディア大手メディア・グループは16日発表した。売却額は1億9千万円(約210億円)。

売却にセトルス・フオースは関係せず、夫妻が個人的に保有する。タイム誌の日々の運営や編集上の決定には関与しないという。ベニオフ氏はタイム誌について「組織に深い敬意を抱いており、この象徴的なブランドの世話人になれるのは光栄だ」とコメントした。

米メディア大手、210億円で

米国ではIT業界で財を築いた経営者が、不振に陥った伝統メディアを個人で保有する動きが出ている。ネット通販最大手アマゾンがエフ・ヘルスCEOは2013年、米紙ワシントン・ポストを買収した。

女性誌に強いメディアは今年1月のタイム誌のほか「フオース・チャンネル」や「ピープル」といった著名雑誌を発行する米出版大手タイムを28億円で買収したばかりだった。ただ、自社の中心読者層から外れるタイム誌などは売却を探っていた。

(三谷トヨタカ(江崎))

私達 当会は、マーク・ベニオフ夫妻のような方達に、「伝統的な 西洋文明と日本文明の接点である空と海・水と風が美しい歴史都市長崎に是非遊びに訪れてほしい、海の見える別荘をお持ちになっていただきたい。時に、眼下の専用のマリーナから、日本の紺碧の空と海に漕ぎ出してほしい」と考えます。

西洋の人々は、時に、「日本は特別だ。」と表現するそうですが、何が、どう特別と考えるのか、についてはあまり言及しないようです。

長崎は、大村氏とローマ・カトリックにより現在の姿が開市され、日本開国とその成業の母体・発祥・舞台である事により、世界と日本の過去から現在～未来への存在の要となる、世界と日本にとって特異な歴史上の出来事と意義を背負います。

私達 当会は、「長崎の存在は日本の存在を理解する一つの鍵である」と認識します。

私達 当会は、世界の新しい知性であるマーク・ベニオフ夫妻のような方達に、長崎を散策してその風土を満喫して、「日本を理解する一つの鍵」を手に入れて、日本を理解してほしい、と考えます。

私達 当会は、私達人類の存在に於いて唯一明確な事実である「遺跡」の現状保存又調査と活用について、之を破壊から守り継承することが、私達 人類の知性の表現の基盤として、世界の人々に好意的に認知されるものと理解します。

長崎は、従来より「東洋のナポリ」と称されます。東洋の真珠と称される都市は複数あります。私達 当会は、皆様に、長崎を独自の魅力に従い「東洋の真珠」として磨くことを提案し要望し、そう称したいと考えます。

私達 長崎市民は、第二第三のマーク・ベニオフ夫妻から、「長崎市民に深い敬意を抱いており、この象徴的な都市に関与することができて光栄だ」との言及を受けることができるでしょうか。✕

憧れの「タイム」誌を買収

セールスフォース共同CEO

マーク・ベニオフ氏



「米国の歴史と文化が詰まった宝の山」。米IT(情報技術)大手、セールスフォース・ドットコム(Mark・ベニオフ共同最高経営責任者(CEO))は、リン夫人とともに買収した米老舗雑誌「タイム」をこう称した。買収額は1億9千万(約

21.2億円)。ネット富豪による救済買収との見方は多いが、本人は今後の事業成長に興味があると話す。子供の頃から同誌が好きで、「人々の生活に影響を与える重要な事象や人物について伝える唯一無二の力を持つ」と評価する。

10代でゲームソフトを開発し、大学時代はアップルでインターンを経験。1999年にセールスフォースを創業した。必要な時だけネットを通じて使う「クラウド方式」を導入し、法人ソフト業界に革新を起こした。慈善活動に積極的で、小児医療分野への多額の寄付で知られる。

「大きく考えてくれ。本当に大きくくた」。タイム誌の編集長は社員宛でのメモで、2040年のタイム誌を想像してみろと促した。ベニオフ氏の指示を明らかにした。日々の編集活動には関与しないとはいえ、創刊95年の雑誌で「新オーナ」は早くも大きな存在感を示している。(ニューヨーク・清水石珠実)

タイム誌の「今後の事業成長に興味がある」と語る米セールスフォースのベニオフ共同CEO、ロイター

マーク・ベニオフ氏・・・魅力的な肖像です。

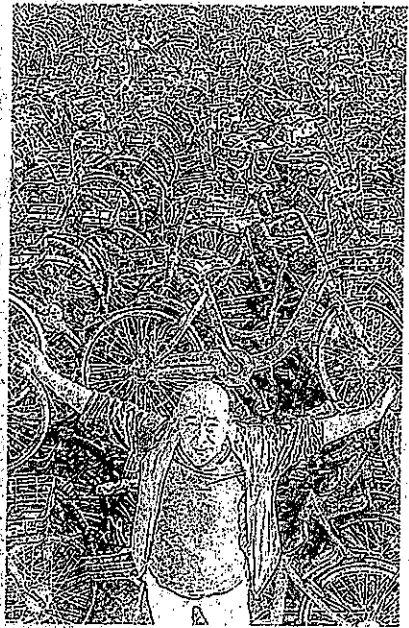
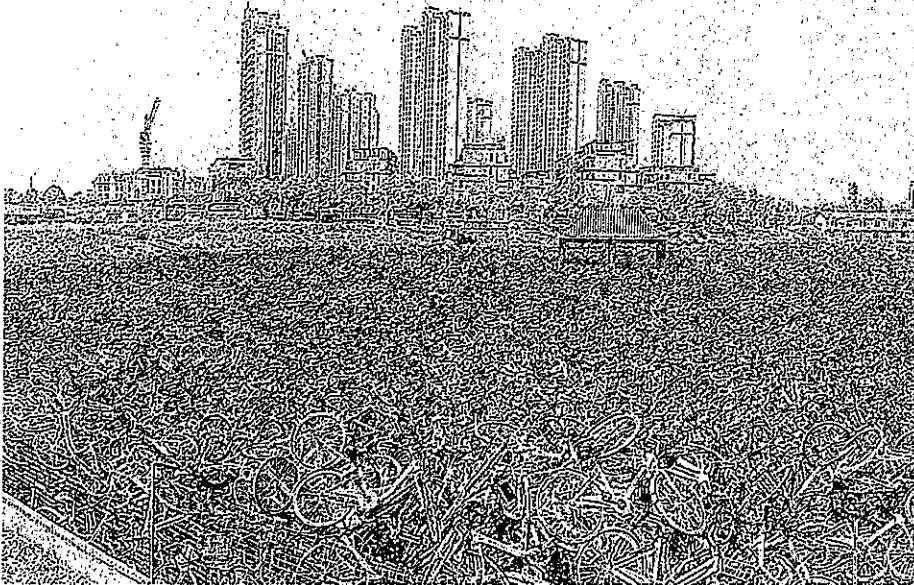
私達 当会は、マーク・ベニオフ夫妻のような方々に知的世界の一つの拠点として長崎を訪れていただければ長崎は、現在より、さらに、素敵な、楽しい場所になる、と考えます。大きく考えて下さい。本当に大きくです。

私達 当会は、人類の概念/知の体系である歴史と人類の過去の事実そのものである遺跡との照合と抽象概念への具体性の帰還(feedback)を重視しその基盤である遺跡の現状保存と継承を、私達 人類に対する一つの誠意であると考えます。私達 当会は、遺跡が、私達 人類にとって、その土地の風土をつくり、私達 人類の過去を知り、よって、現在と未来を考察し又、人類社会に危機への耐性を形成する、その基層で在り得ると考えます。遺跡はどこにでもあります。長崎は、全体が遺跡です。私達 長崎に住み、長崎に活動する者は、遺跡に住み、遺跡に活動するとの事実への自覚が求められます。私達 当会は、皆様に、遺跡の遺跡としての実態とその空間のあるべき姿としての現状保存と遺跡の遺跡としての事実に基づく活用を提案し要望しています。

「都市長崎遺跡」は、日本に現存して見ることができる最も古い外航海湾都市の姿です。
— 長崎 — the old city and the old harbour —

中国のシェア自転車 無残な末路

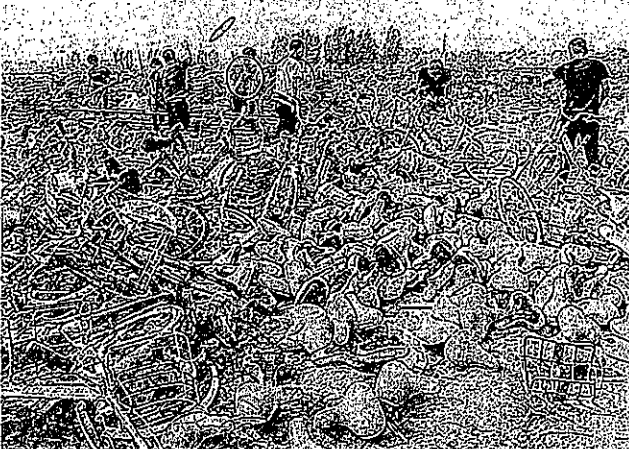
ブームで飽和状態↓回収されず行政が撤去



中国の都市部でブームになったシェア自転車が、大量に放置・保管されている様子をとらえた映像作品が注目を集めている。簡単に利用できる便利さから、「中国の新四大發明の1つ」とまで呼ばれていたシェア自転車。だが、無残な末路を見て、利益ばかり追う企業や政府のあり方を問い直す声も、中国国内で高まっている。

撮影したのは写真家の呉國勇さん(59)。今年初めから中国各地の保管場を探し出し、20都市、32カ所の撮影に成功した。映像プロデューサーの羅大衛さん(66)らとともに7月、「無処安放」(置き場所がない)と題した作品をネット上で公開すると、大きな反響を呼んだ。

中国ではシェア自転車が2年ほど前から爆発的に普及した。業者がGPSで車体を追って回収するため、利用者は好きな場所ですり降りでき、路上には自転車があふれ、事実上放置された保管場は「シェア自転車の墓場」と呼ばれるようになった。...



●●●呉國勇さん(左)本人提供の●●●湖北省武漢の保管場に山積みになったシェア自転車 ●●●天津の自転車工場では、回収された大量のシェア自転車を分解して部品などに分けていた ●●●上海の保管場に並ぶシェア自転車(いずれも今春、呉國勇さん撮影・提供)

営会社に補助金を出すなどして誘致していたが、自転車の回収を要求。だが応じた企業はほとんどなく、大半の自転車は行き場もなく事実上放置されている。過当競争で運営会社の倒産も相次ぐ。現在、街で見かけるシェア自転車はほぼ大手のものだけになったが、大手も経営は厳しい。...

しかし、運営会社が次々参入したことで、路上には自転車があふれるようになった。地方政府は当初、運...

【写真家呉國勇さんプロデューサー羅大衛さんたちが映像作品に1】

中国ではシェア自転車が2年ほど前から爆発的に普及した。業者がGPSで車体を追って回収するため、利用者は好きな場所ですり降りでき、路上には自転車があふれ、事実上放置された保管場は「シェア自転車の墓場」と呼ばれるようになった。...

人類の概念/知の体系である歴史と人類の過去の事実そのものである遺跡、両者の照合、抽象概念への具体性の帰還(feedback)。私達は、遺跡が、私達 人類にとって、その土地の風土をつくり、私達 人類の過去を知り、現在と未来を考察し、又、人類社会に危機への耐性を形成する、その基層で在り得ると考えます。私達 当会は、皆様に、遺跡の遺跡としての実態とその空間のあるべき姿としての現状保存と、遺跡の遺跡としての事実に基づく活用を提案し要望しています。

煽りで人が動いた時代は遠くなったか？

— 養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存と活用より —

2018年(平成30年)9月24日 月曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

2018.9.24

©日本経済新聞社2018 (日刊)

高校2年の教室で、ある日、唐突にLGBT(性的少数者)について授業が開かれる。このクラスだけの講義だと知った生徒らは、当事者がいるからではと詮索を始めてしまう。難しいテーマを繊細に描いた映画「カラシコエの花」がロングラン上映を続けている。7月の二般公開から上映期間は延長を繰り返す。館数も増えてきた。中川駿監督によれば原動力はクオコとリヒータだという。ネットで長さを訴え、みずから何度も足を運ぶ。フェスはそうした活動を「水やり」と呼んでいる。花をいっしょに育てよう、作品を皆で育てる。作り手と受け手の幸せな関係といえる。

▼今年の那覇界では、似た例に「カラシコエの花」という作品もあった。シンピ映画の撮影チームを描き、小規模な公開からネットの投稿などで支持を少しずつ広げ、やがて大ヒットに化けていく。各場人物らの一生懸命な姿に心を描きこまれた観客が、とにかく周りに勧めたくなる。その応援の積み重ねが笑を結んだ。

▼ネット時代の売り方の鍵は「愛」です。そんな説を10年以上も前、専門家から聞いたことがある。当時は「？」と思ったが、いまはなるほどと感じる。好きになったものだからこそ人は魅力を説き、共に育てたいと願う。持てば差がつく。見ていないと恥をかく。そうした煽りで人が動いた時代は遠くなったといえるのか。

ネット時代の売り方の鍵は？

・・・ネット時代の売り方の鍵は「愛」です。そんな説を10年以上も前、専門家から聞いたことがある。・・・

好きになったものだからこそ人は魅力を説き、共に育てたいと願う。持てば差がつく。見ていないと恥をかく。そうした煽りで人が動いた時代は遠くなったということか。

50年後100年後200年後の長崎に住み長崎を訪問する世界の日本の長崎の人々は、50年後100年後200年後の長崎を好きになるのでしょうか？

遺跡の破壊は殆どの場合人々の「意図的措置」によるものと考えられます。

私達 当会は、皆様に、私達の日々の暮らしのなかに遺跡との事実を活かすことを提案し要望します。

私達 当会は、人類の概念/知の体系である歴史と人類の過去の事実そのものである遺跡との照合と抽象概念への具体性の帰還(feedback)を重視し

その基盤である遺跡の現状保存と継承を、私達 人類に対する一つの誠意であると考えます。

私達 当会は、遺跡が、私達 人類にとって

その土地の風土をつくり、私達 人類の過去を知り、よって、現在と未来を考察し

又、人類社会に危機への耐性を形成する、その基盤で在り得ると考えます。

遺跡はどこにでもあります。

長崎は、全体が遺跡です。

私達 長崎に住み、長崎に活動する者は、遺跡に住み、遺跡に活動するとの事実への自覚が求められます。

私達 当会は、皆様に、遺跡の遺跡としての実態とその空間のあるべき姿としての現状保存と遺跡の遺跡としての事実に基づく活用を提案し要望しています。

「都市長崎遺跡」は、日本に現存して見ることが出来る最も古い外航港湾都市の姿です。

— 長崎 — the old city and the old harbour —

音のある風景 街にとけ込む声や音や音楽 声の文化

ながさき

時評

街の文化度のバロメーター

長崎の音や音楽といえは、何だろうか。思い浮かぶ限り、挙げてみたい。

船の汽笛や教会の鐘は、港と独特な信仰の歴史が生み出す音だろ。ペロンの銅羅や精霊船の爆竹なども、大陸との交流史を感じさせる。長崎くちのモッテゴイのかげ声や、特色ある各踊りのお雛子が長崎の街に響く季節となった。こうした音の風物詩は、県内各地あるはずだ。長崎空港に到着すると、歌曲「蝶々夫人」などのメロディが、オルゴールの音で出迎えてくれる。「長崎は今日も雨だった」のような当地ソングも、枚挙にいとまかな

音のある風景

西村 明



にしむら・あきら 1973年雲仙市国見町出身。東京大学大学院人文社会系研究科准教授。宗教学の視点から慰霊や地域の信仰を研究する。日本宗教学会理事。雲仙市から東京へ単身赴任中。

い。それぞれの曲にまつわるエピソードを知ると、また違った味わいが感じられる。川内義典さんの「歌を巡る長崎」(長崎新聞社)や、同名のネット記事(長崎市サイト「ナガシマ」連載)に詳しい。最近の長崎の音といえは、ご当地のJリーグサッカーチームVファーレンの応援歌「ヤント」だろうか。どのくらいこのレパートリーがあるのかも知らないが、スタジアムやテレビ観戦で聞かされてくると、こちらの胸も高鳴り、一体感が得られる。現代は印刷やメディア技術の発達で、視覚中心の社会になっている。文字のように

で、日本のように、スピーカーのBGMが海しり合って騒々しいと感じることは少ない。外から聞こえてくる音が街と店との統一感を生み、むしろ旅情に花を添えていた。8月、9月と続けて、音楽の発表会やジャズ・ライブに出かける機会があった。今はインターネットで簡単に音楽が聴ける時代にはなったが、やはり生演奏の響きにはかなわない。最近長崎市のまちなかに文化祭など、演奏にしか触れられる無料の機会も増えてきたが、まだまだ街にとけ込む音楽が足りないように思う。こうした音を楽しむことは、街の文化度を高めるバロメーターとも言える。芸術、文化の秋がやってくると、心も響いてくれるような音と出合いたい。

街にとけ込む声や音、どの様な場が必要なのでしょう。広場?路地?お酒?美味しい食べ物? 古代や中世は「声の文化」であったといえます。二都市長崎遺跡は、日本に現存していることが出来る最も古い外航海湾都市の姿です。私達当会は、皆様に「都市長崎遺跡」やその構成要素である「養生所」(長崎)医学校等遺跡の遺跡としての現状保存と遺跡としての事実による活用を提案し要望します。遺跡と街に息づく音楽、素敵だと思います。 長崎 / the old city and the old harbour

日本経済新聞

日曜版

NIKKEI

2018年 9月30日 日
(平成30年)

日本の主要企業の6割が人工知能(AI)の活用をめぐって「運用に欠かせないデータ活用で課題を抱えていることが分かった。製品やサービスの開発、事業開拓などAIの用途は新たな分野に広がっている。だが必要なデータが不足しているため、データ形式が不揃いで使えなかったり、AIの導入に戸惑う事例も多い。欧米を中心に企業のAI活用が急拡大するなか、「動かないAI」が増え続ければ世界競争に出遅れかねない。(関連記事7面)

日本経済新聞と日経BPP社の専門サイト「日経TECH H(クロスステック)」は7、8月、大手113社にAIの活用状況を聞いた。「AIを活用する」と答えた企業は予定も含めて98%に上った。AIが企業活動に浸透しつつある一方、日本企業が抱える課題も浮き彫りになった。

実用化まで2年

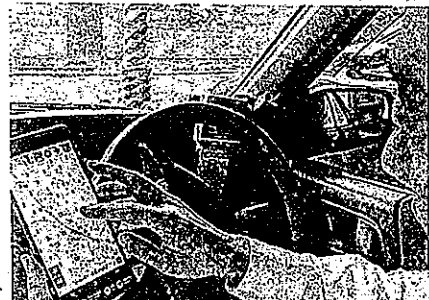
タイムマイトで掘り崩した先、AIの「目」がトンネル表面をくまなく観察し始めた。所要時間は2分間。地震や割れ目、漏水の有無から地盤が安全かどうかを機械診断する。「これなら使える」。

2018年夏、実験試験を繰り返していた大林組の畑浩一郎社長は胸をなで下ろした。風化による地盤変化の正答率は87%、全社でも8人しかいない専門技術者と肩を並べるまでになった。近く山形地帯の工事現場で実用化に乗り出すが、実は「目」まで2年の2年かかった。

壁になったのが保管データの形式の違いだ。過去2千枚超の工事画像などをとくに地質診断のコツをAIに教え込もうとしたが、保存形式が「エクセル」や「PDF」などバラバラ。担当者が画像や資料をスキャンし、手作業で数値を入力し直す必要があった。

AIの精度を高め、期待通り動かすには、膨大なデータを集めてその意味を学ばせる作業が欠かせない。しかし調査では「データはあるが使えない」企業が35%に上り、「収集できていない」もの割合を占

AI、データ不足6割



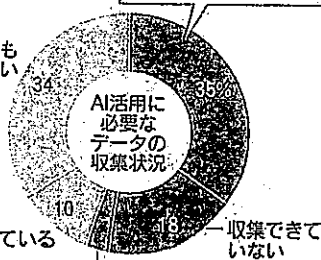
「AIタクシー」は乗客の需要予想を数字や色で表して運転手を支援(東京都中野区)

「データはあるが使えない」企業が35%に及ぶ

データはあるが、使える状態になっていない

なんとはいえない

十分にそろっている



どんなデータが必要なのかわからない3

めた。「どんなデータが必要かわからない」も含め6割の企業がAI導入に悩む。

背景にあるのはペーパーレス化の遅れや言語などの問題だ。AI学習用のデータ加工は自動化が難しく、入力や形式の統一など人海戦術に頼る部分が多い。英語が通じるインドやフィリピンに大規模のデータ処理を委託してきた欧米勢に比べ、日本企業はこうした「前工程」で腐心する。

2月から「AIタクシー」を導入した東京無線タクシー。AIで乗客の人数と地点を予想する。精度は95%と高く、新人ドライバーは売り上げが1日平均3千円増えた。開発したNTTドコモは、AIに学ばせるデータの「重み付け」でこぎやった。

携帯電話から得られる人の分布、車両の運行履歴、付近の施設情報や気象データを掛け合わせる。最低1千台のデータが必要と考え、AIに学ばせたが、数カ月間は予測精度が思うようにならなかった。実際はどの要素を重視させるか次第で、数十台でも十分に精度を上げることができた。

今回の調査では企業の6割超が製造やサービスの革新にAIを活用している。回答、「コスト削減(46%)」

「動かない頭脳」続出の恐れ

「AIをうまく動かせても課題は残る。73%の企業が「判断がブラックボックス化する」懸念を挙げた。現在主流のAI技術は内部の挙動が複雑で判断の根拠を示すのが難しい。経営の「目」までを説明できないAIに頼るべきか、悩む企業は多い。

三井住友フィナンシャルグループ(FG)は17年11月、AI利用に関する独自の倫理規定を導入した。「判断が倫理的に不適切にならないようにする」「基本的な人権の保護や文化多様性に配慮する」などを掲げ、AIを開発・利用する社員に徹底させている。

与倫判定などでAIによる偏った判断が生じかねない場面を想定し、海外文庫も参画しての中身を練った。調査時点で「規定を定めた」と答えたのは三井住友FGの1社のみ。

9月にソニーも独自の倫理規定を設けたが、グループやマイクソフトなど規定導入が相次ぐ米国に比べ日本勢の取り組みの遅さが目立つ。

MM総研の17年調査によると、企業経営層がAIを熟知している割合は米国が5割、ドイツが3割に対し、日本は7%台。AI活用が当たり前になる「データエコノミー」への理解が進まなければ、国や企業の競争力の差につながりかねない。

(平本信敬、日経クロスステック | 竹居啓久)

重要100社に聞く
本社・日経BPP調査

データの世紀
News&Trend

長崎写真祭はいかがでしょうか。

— 養生所(長崎)医学校等遺跡の保存と活用より —

2018年(平成30年)9月22日 土曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

日本経済新聞

2018年(平成30年)9月22日(土曜日)

40

文

化

町中や野外に写真作品を展示したり、講評会やコンテストを開いたりする写真フェスティバルが国内に広がっている。撮影や印刷技術の進歩が写真の多様な展示を可能にした。場所に合った作品や展示を提案することで、写真家の表現の幅が広がることを期待する声もある。

今年始まった浅間園際フォトフェスティバル(30日まで)の舞台は、長野県・御代田町の旧メルシャン・軽井沢美術館を中心とする一画。目の前に浅間山がそびえる緑豊かな野外の会場を訪ねると、写真パネルにスマートフォン(スマホ)をかざす観客の姿があった。専用アプリをダウンロードしたスマホを通して見ると、写真の中の電話が鳴ったり、立体的に見える。技術を使った来園の写真家ルークス・ブレイロンの作品だ。

写真フェスで新体験



スマホを使って写真作品を楽しむ浅間園際国際フォトフェスティバルの来場者

質での撮影が可能になった。巨大なサイズに印刷できる大型プリンターが開発され、耐久性・耐光性の高い素材も登場する。太田氏によれば、こうした技術面の発展が屋内外での写真展示を多岐にわたるフェスでは「作家自身も新たな見方を見せ方を考えるきっかけになる」と述べた。

東京初の屋外型フォトフェスと銘打って17年5月に開催されたT3 PHOTO FESTIVAL TOKYOに参加した写真家の山本渉は、上野公園内の木に作品を「展示」した。クスノキから葉を採取して特殊フィルムの上に置き、電流を流して撮影。この葉の写真が水や光に強いシール状の紙にプリントし、透明パネルに貼って木の幹に取り付けた。雨にぬれてもふき取るだけでよく、光による退色もない。「画質を保ったままシール状に印刷できる技術があったことできた展示だった」と山本は振り返る。美術館や画廊以外の場所も展示会場となるフェスでは「作家自身も新たな見方を見せ方を考えるきっかけになる」と述べた。

町中・野外 場所に合わせ作品展示



T3 PHOTO FESTIVAL TOKYOに上野公園に展示された山本渉氏の作品(2017年)

「山本」
町中の施設を生かしたユニークな展示も写真フェスの魅力だ。照明家の仲西祐介氏、写真家のルークス・レイボースが共同ディレクターとして13年に創設したKYOTO GRAPHIE(京都園際写真祭)は、京都市内の寺院や町家などに合わせた展示を写真家、インテリアデザイナー、職人らと議論しながら毎回作りあげていると知られる。

16年には近所屋の建物を利用した「無名舎」で、細長い町家を会場へ全長8分のテールを設け、積極的に考えないような問題についてもオープンに考えたり、話し合ったりできる」と仲西氏は写真フェスの意義を語る。10月26日からは初の試みとして同フェスの特別版 TOKYOGRAPHIEをFUJIFILM SQUARE(赤坂)など東京都内各所で開く。

00年代から増加 現在、世界には大小含めて200超の写真フェスがあると言われる。日本本とするアルル園際写真祭(70年創設)は、写真は芸術との意識がまだ低い時代に開催会、開館会、シンポジウムなどを企画し、観客とともに楽しむイベントとして定着。至が出身地の宮城県釜石市で創設した塩竈フォトフェスティバルなど、00年代以降は各地で開催が相次いでいる。

主催者にとっては、現代アートの芸術祭に比べて開催費用が安く済むのが利点の一つだ。カメラ愛好家の多い日本は「写真祭」とも呼ばれる。だが一方で「写真を鑑賞する文化は根付いていない」と写真評論家の竹内万里子氏は指摘する。国内外的フェスが相手(編集委員 窪田直子)

私達は、遺跡が、私達人類にとって、その土地の風土をつくり、私達人類の過去を知り、現在と未来を考察し、又、人類社会に危機への耐性を形成する、その基層で在り得ると考えます。人類の概念/知の体系である歴史と人類の過去の事実そのものである遺跡、両者の照合、抽象概念への具体的な補遺(Feed back)。遺跡はどこにでもあります。

「都市長崎」としての遺跡はここにありません。遺跡、素晴らしい生活環境です。私達当会は、皆様に、遺跡の遺跡としての実態とその空間のあるべき姿としての現状保存と遺跡の遺跡としての事実に基づく活用を提案し、要望しています。

1 / 長崎 / the old city and the old harbour !!

長崎は歴史と上野彦馬の業績によって日本の写真発祥地の一つです。

長崎で写真祭はいかがでしょう。

「都市長崎遺跡」は、日本に現存して見ることが出来る最も古い外航港湾都市の姿です。

1820年代後半ニエプス等が写真を発明して190年、写真は古い町並みになじみそうです。

ミュージカルはいかがでしょうか。

— 養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存と活用より —

2018年(平成30年)9月29日 土曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

日本経済新聞

2018年(平成30年)9月29日(土曜日)

40

文 化

ミュージカルの国際共同制作が本格化してきてた。英国の劇場で日本人演出家が新作を手がけることが決まり、黒澤明の映画が米国の作曲家の協力で舞臺化される。輸入一辺倒だったジャンルで、海外発信の時代は到来するのだろうか。

1980年生まれの気鋭の演出家、藤田俊太郎が手がけるミュージカルが来月1月、ロンドンの名門チャリントンクロス劇場(約3,000席)で初演される。大阪・梅田芸術劇場との共同制作で、その後日本版を作り、逆輸入する。

「時差」も短縮

梅田芸術劇場の村田裕子プロデューサーによると、翻訳上演では早くても初演から3年遅れになるが、共同制作なら、時差も短縮できる。リスクも負いが「大きな一歩

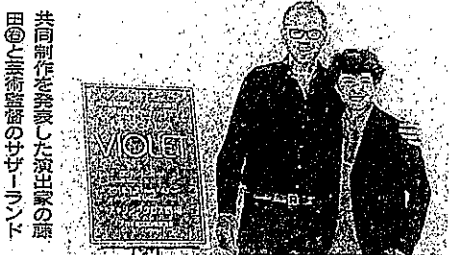
になる」といっ。同劇場は3年前、ミュージカル「タイタニック」の翻訳上演で、英国演劇



「タイタニック」の舞台化する宮本浩信と作曲家のハウランド(左)氏、東京梅田地区

日本ミュージカル世界へ

米作曲家と黒澤作品
国際共同制作相次ぐ
英劇場で新作、逆輸入



共同制作を発表した演出家の藤田(右)とプロデューサーの村田(左)氏

界で注目を集める演出家トム・サザランドと関係が結んだ。彼がチャリントンクロス劇場の芸術監督になったのを機に、5年間で3作の共同制作を目指す連続企画に着手。第1作の演出家に英国で高く評価された藤田幸雄の弟子にあたる藤田

俊太郎を選んだ。10月8日に東京の赤坂ACTシアターで開幕する「生きている」は、黒澤明監督の映画をミュージカル化する初の試みだ。企画制作にあたったホリア・フルキャストが演出する。

9月初めに稽古場を訪ねると、ハウランドは曲の修正に追われていた。作品作りはハウランドに「プロットウェイ」と呼ばれる「老舗」海外視野外、ハウランドは曲の修正に追われていた。

「プロットウェイ」と呼ばれる「老舗」海外視野外、ハウランドは曲の修正に追われていた。

「プロットウェイ」と呼ばれる「老舗」海外視野外、ハウランドは曲の修正に追われていた。

「世界へ発信する」には黒澤映画が最適と考えた」と語りかえる。余命宣告された役人が生き延びる意味に自覚め、公園造成にあたる。52年の原作映画をもとに、サラ・ミーラーが監修している。編曲のジェイソン・ハウランド、演出の宮本浩門、台本の高橋知江は、3年前から20回近く、東

「世界へ発信する」には黒澤映画が最適と考えた」と語りかえる。余命宣告された役人が生き延びる意味に自覚め、公園造成にあたる。52年の原作映画をもとに、サラ・ミーラーが監修している。編曲のジェイソン・ハウランド、演出の宮本浩門、台本の高橋知江は、3年前から20回近く、東

「世界へ発信する」には黒澤映画が最適と考えた」と語りかえる。余命宣告された役人が生き延びる意味に自覚め、公園造成にあたる。52年の原作映画をもとに、サラ・ミーラーが監修している。編曲のジェイソン・ハウランド、演出の宮本浩門、台本の高橋知江は、3年前から20回近く、東

「世界へ発信する」には黒澤映画が最適と考えた」と語りかえる。余命宣告された役人が生き延びる意味に自覚め、公園造成にあたる。52年の原作映画をもとに、サラ・ミーラーが監修している。編曲のジェイソン・ハウランド、演出の宮本浩門、台本の高橋知江は、3年前から20回近く、東

藤田が選んだ作「VIOLIN」は、顔に傷を負った女性が奇跡の音楽教師に会ったため、米國南部から長距離バスの旅に出る物語だ。公民権運動など1960年代の異議申し立てが背景に描かれる。藤田は「藤川さん世代がかかわった60年代の闘いを無視する政權が米國に生み出した今こそ、この舞台を作り直したい」と上瀬意図を明かす。

「私運当金は、遺跡が、私運人類にとって、その土地の風土をつくり、私運人類の過去を知り、現在と未来を考察し、又、人類社会に危機への耐性を形成する、その基礎で在り得ると考えます。」

「私運当金は、遺跡が、私運人類にとって、その土地の風土をつくり、私運人類の過去を知り、現在と未来を考察し、又、人類社会に危機への耐性を形成する、その基礎で在り得ると考えます。」

「私運当金は、遺跡が、私運人類にとって、その土地の風土をつくり、私運人類の過去を知り、現在と未来を考察し、又、人類社会に危機への耐性を形成する、その基礎で在り得ると考えます。」

「私運当金は、遺跡が、私運人類にとって、その土地の風土をつくり、私運人類の過去を知り、現在と未来を考察し、又、人類社会に危機への耐性を形成する、その基礎で在り得ると考えます。」

長崎水辺の森公園一帯にオペラハウスを設置し、現代長崎市街の交通便利の中心地の一つ長崎市役所別館一長崎県勤労福祉会館一帯に都市遺跡を現状保存しつつ立体的な写真美術館兼劇場を設置しオペラやミュージカルに取り組んではいかがでしょうか。「都市長崎遺跡」は、日本に現存して見ることができ最も古い外航港湾都市の姿です。オペラやミュージカルは遺跡であり伝統ある古い港街になじみそうです。

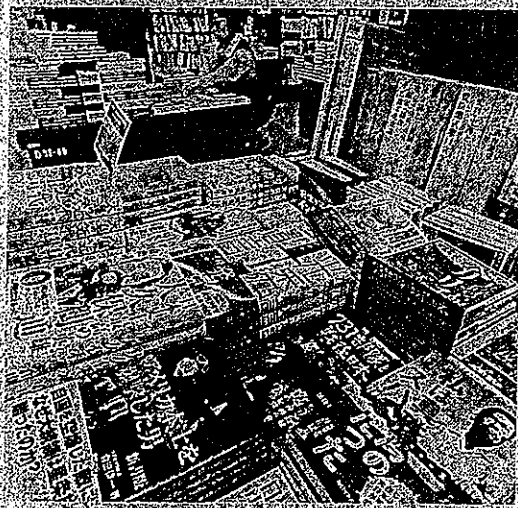
時代が平成の終わりを迎えて、「明治50年」の節目にもあたるせいで、うか。歴史を学びたい、知りたいという機運が高まっているようだ。

中世あり、近現代あり、多くの歴史本がベストセラーに顔を出し、テレビの教養系クイズ番組も歴史が大好きだ。幕末の志士にあこがれる「歴史女」はのかりの土地へと旅に出る。

風紋

「歴史総合」の可能性

多面的な見方 培おう



歴史関連の書物が並ぶ店頭(東京都千代田区の三省堂書店神保町本店)

も少なくない。関心は「極有文詞や人物名、年代」しれることになる。かじ試験が終われば「御成敗式目」も「ナツノ勅令」も過去の「ことば」を学ばなければ困る。学校の授業も忘れてしまった。『ことば』は「ことば」の味気なものである。知識は生活に直接は役立たないから、いよいよ敬遠さか歴史教育では重要なんだ。

「歴史総合」は、高玉界史を統合した新科目だ。これも、その構想は日本学術会議が打ち出し、曲折を、もちろん、高校の限られた授業時間ではあれもこれに携わってきた堀口教頭。堀口教頭は「大きな前進」こそ必要なんだ。「歴史」の大切さを訴える。堀口教頭は「歴史」を「歴史」の総合にその美観になりた。堀口教頭は「歴史」を「歴史」の総合にその美観になりた。

「歴史総合」は、高玉界史を統合した新科目だ。これも、その構想は日本学術会議が打ち出し、曲折を、もちろん、高校の限られた授業時間ではあれもこれに携わってきた堀口教頭。堀口教頭は「大きな前進」こそ必要なんだ。「歴史」の大切さを訴える。堀口教頭は「歴史」を「歴史」の総合にその美観になりた。堀口教頭は「歴史」を「歴史」の総合にその美観になりた。

私達当会は、長崎が、中世以前の歴史、及び、大村氏とローマ・カトリックによる町建て以来の歴史上の蓄積を背景として、徳川江戸幕府による日本開国の母体であり表家形成の原動力と効率をなした最初の拠点都市であり、又、日本開国に際して、長崎で集約体系的に展開された施策が、日本の国民国家としての存続と主権国民国の向上が可能であることを日本地域の風土と蓄積を基盤に実現し、もつて之を世界に初めて証明して影響を与え、結果としてこの可能性がその後の地球規模の主権国民国家の成立による現代世界の形成と一方でGlobalizationの双方の基盤概念の規定に際与すると考え得る意味に於いてその基盤概念を形成すると考え得るし今後も影響し得る処、当時長崎で展開された施策が、正しくその端緒である(この基盤は英国の大憲章(Magna Carta)やフランス革命の単一の歴史的發展でなく多元的で多様なものと考え得る)と認識します。(日本開国・長崎海軍伝習・医学伝習(所)・養生所・精進館・長崎製鉄所・長崎開港と居留地)「都市長崎遺跡」私達当会は、歴史と遺跡について、人類の概念/知の体系である歴史と人類の過去の事実そのものである遺跡との照合と、抽象概念への具体性の帰還(feedback)を重視し、その基盤である遺跡の現状保存と継承を、私達人類に対する一つの誠意であると考え、且つ、遺跡が、私達人類にとって、その土地の風土をつくり、私達人類の過去を知り、よって、現在と未来を考察し、又、人類社会に危機への耐性を形成する、その基盤で在り得ると認識します。長崎は、全体が遺跡です。「都市長崎」としての遺跡はここにしかありません。私達長崎に住み、長崎に活動する者は、遺跡に住み、遺跡に活動するとの事実への自覚を求められます。

「都市長崎遺跡」は、日本に現存している最も古い外航海湾都市の姿です。

日雇いの街 あふれる活気とにじむ悲哀



あいらん地区には外国人の姿が目立つ(9月、大阪市西成区)

訪日客が変わる西成

今や観光地時代の波

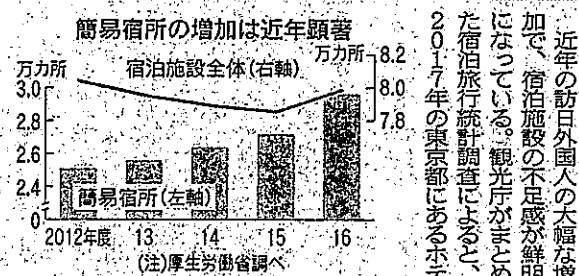
増加を続ける訪日観光客。旺盛なインバウンド消費が「日雇いの労働者の街」として知られる大阪・西成を変えている。あいらん地区に根付いた簡易宿泊所に押し寄せ、街の魅力を発見。あらたなにぎわいが今度は日本人観光客を呼び込む。姿を変えていく街の片隅に取り残される高齢の労働者もいるという。

(加藤彰介)



9月中旬のあいらん地区。台風21号の影響で関西国際空港の発着便はまだ減便が続いていた。訪日客数が落ち込むなか、地区の簡易宿泊所の周りは、外国人の姿が目立つ。外国人の姿が目立つ。「もっと大きいサイズはありますか」。創業50年の古宿屋「七福屋」で、メキシコから来たオクタビオ・ソランさん(24)が浴衣を試着していた。SNS(交流サイト)で宿代や食事が安いと知り、友人と2人であいらん地区に9日間滞在した。七福屋の河村和樹社長によると、店に来る外国人客はこの10年で倍にな

大阪市西成区在住30年以上という自営業の女性(68)は、「ここ5年で外国人が急に増えた。商店が免税に対応し、英語の看板もできていつのまにか観光地になった」。街を変える下地は市が2013年度に打ち出した西成特区構想だ。警察や地域住民が美化に取り組み16年度の不法投棄ごみは13年度比で約4割減少した。乗り捨てなどが後を絶たない迷惑駐輪は17年度が約2560台と14年度から4割減った。この取り組みが訪日客の増加につながり、簡易宿泊所が外国人を使える



「簡易宿」急増 外国人に照準。近年の訪日外国人の大幅な増加で、宿泊施設の不足感が鮮明になっている。観光庁がまとめた宿泊旅行統計調査によると、2017年の東京都にあるホテルや旅館の客室稼働率は80%に達した。この10年間で13・6割上昇している。宿泊費を安く抑えたい旅行者のニーズを取り込むと、観光地で急増しているのがカプセルホテルやユースホステルなどの簡易な宿泊施設。日本を訪れる外国人に特に人気が高い京都・奈良観光の足場になる大阪府では、18年8月末時点で553施設と14年度に比べて約4・7倍に増えた。京都市も17年度に2291施設と3年前の約5倍に。東京都でも17年3月時点の簡易宿所数が1058施設と、3年前に比べて約1割増えている。

インバウンド消費...あらたなにぎわいが日本人観光客を呼び込む

【インバウンド消費～観光地化～主役交代】 文化の空疎化?形骸化? 昔の人々はどこへ行ったのか? みんな死んでしまったのか?

(第三種郵便物認可)

日 本 経 済 新 聞

2018年(平成30年)10月12日(金曜日)

6

グローバルオピニオン



James Kamauchi, ケニア出身。90年ナイロビ大卒。母国は会社法など。顧問弁護士として25年を過ごす経験を持ち、数多くの多国籍企業のアフリカ投資に関与した。49歳。

アフリカ向けの投資を考えると、留意すべき点はいくつかある。まずは資源開発やインフラ整備など、国ごとに異なる事業機会の見極めだ。次に英国やフランス、ポルトガルなど旧宗主国に根差した言語や文化の違い、根強い腐敗イメージ、そして国家財政に占める債務比率の高さにも目配りが必要となる。

大手の国際法律事務所である当社は、アフリカ20カ国以上に拠点をもち、法律面だけでなく事業戦略においてもコンサルティング業務を行っている。アフリカ諸国の大きな特徴は、経済が政治の影響を受けやすいことだ。

例えば域内有数の経済大国である南アフリカは(失政や汚職が批判された)スモア大統領のもとで混乱が続き、成長率も低迷してきた。スモア氏が2018年2月に辞任に追い込まれ、ラモボザ現大統領のもとで19年に任期の満了を迎える。ナイジェリアも経済状況が厳しいが、来年の総選挙を経て変化が生じるだろう。

アフリカ全土をみれば、総じて政治は安定し、経済も持続成長の段階に入った。けん引役は東部諸国だ。人口1億人のエチオピアは18年、19年とも8%台の高成長が予想される。かつての閉鎖的政策からの開放路線に転じ、通信や航空分野で外資に投資機会が生まれている。ケニアも国内の政治対立を乗り越え、医療や食品分野への投資誘致を積極化している。

54カ国、計13億人の市場の将来性に注目し、様々な国がアフリカに接近している。従来は、旧宗主国が領土を定める欧州連合(EU)や米国が中心だった。最近ではインドやトルコ、ブラジル、ロシアなどが投資国として存在感を増している。

なかでも中国は、他の国に比べて投資に細かな条件をいじめることが多く、即断即決する。中国主導の広域経済圏構想「一帯一路」は、投資額の規模やカバートする地域の広さからみても、アフリカに与える影響は最大級と言われている。アフリカ諸国にとって基本的には歓迎すべき存在といえる。

アフリカ安定期、投資の機会に

DLAパイパー・アフリカ会長 ジェームス・カマウ氏 兼 マネージング・パートナー

アフリカは、中国の支援で整備した高速道路の建設費用の返済に窮している。こうした現状を目の当たりにして、中国からの支援の受け入れに尻込みする国も出ている。私は、債務のわなは中国が最初から意図したわけではなく、結果的にわなのようになったと思う。インフラ整備資金を拠出する際、投資より融資に軸足を置きすぎたためだろう。中国の途上国支援は今後、企業による直接投資を優先する時期に差し掛かっている。中国側も問題点は認識し、改善策を検討しているはずだ。

一方、伝統的に対アフリカの援助、投資で主導的役割を果たしてきた米国は、トランプ政権になって姿勢が変わってきた。貿易交渉で多国籍協定や国間交渉に重きを置くようになったように、アフリカ諸国との向き合い方でも相対での折衝が増えると思われる。それでも過去の政治、経済の枠組みつらぬいて、米国は多大な貢献をしてきた。今後も有力なパートナーとしての関係は続くだろう。

日本が主導するアフリカ開発会議(AFCAD)は、第7回会合を来年8月に横浜で開催する予定だ。16年にケニアの首都ナイロビで開かれた前回会合に比べて、アフリカのどこにどんな事業機会があるか、日本の政府や企業がより具体的に探る場となるだろう。アフリカの政治、経済がかわらない限り安定してきたというイメージは、8月に開催されるAFCADが巡る2018年の課題は非難に大げい。

日本に期待するのは、資金調達の仕事も多くの提案だ。AFCADでまず参加国の大枠合意を導くことで、国ごとに条約などを整備し、民間企業が協力して行く流れが望ましい。こうした枠組みが整えば、中小企業も単に貿易だけでなく、投資を検討しやすくなるはずだ。

親中に歴史的背景

アフリカで思い浮かぶイメージは独裁政治や紛争、腐敗、貧困などだろうか。今まではポルトガル系などの政治が安定し、経済発展に貢献してきた環境が整えば、人口13億の潜在力は計り知れない。

世界各國が経済援助を開始し始めた中で、存在感が際立つ中国は、地味な融資で援助先に多額の債務を強いている。この国際社会からの批判を浴びる。ただしカマウ氏は、債務の持続性に懸念は示していない。中国にはおおむね好意的だ。

「...日本に期待するのは、資金調達の仕組みなどの提案力だ。...」

...カマウ氏は...中国にはおおむね好意的だ。 背景に歴史的経緯がある。1949年に成立した中華人民共和国が、国際共産主義運動の一環で援助した先がアフリカだった。50~60年代の民族解放闘争を支え、その後も良好な関係を保つ。歴史に根差す親中意識は、対アフリカ外交で見過ごせない要素といえる。

人類の基層である歴史と相対する唯一普遍的に歴史上の個別の事実である遺跡、人類が文字を獲得する以前から存在し人類の歴史の尺度である遺跡、具体的で「可視」である遺跡 私達人類は、どこから来て、どこへ行くとするのか 日本は幕府による日本開国によって西洋/中東文明圏以外の国において地球規模で世界に近代的主権国民国家が拡散する嚆矢となりました。 孫文、黃興、章炳麟、等は、明治の日本の東京で中国革命同盟会を組織しました。 私達 当会は、皆様に、遺跡の調査と一部でも損壊や滅失によって失われることのない現状保存と意図的措置による破壊に対する原状回復と歴史上の損壊に対する償測の余地のない再建と活用と公開と整備を提案し要望します。 就中、日本開国を胎藏しその施策実施の都市である長崎、その遺跡“都市長崎遺跡”と“養生所/(長崎)医学校等遺跡”の現状保存と活用を皆様に提案し要望します。

集落取り壊され跡形なく

ルポ ハツ場ダム周辺を歩く



完成が大詰めを迎えるハツ場ダム

群馬県長野原町

緑の谷あいを巨大な壁が感かたまらない」と興奮気ある湖面橋「ハツ場大橋」ふさいでいた。高さ116 味はカヌーを向けた。から水没する谷あいを見下
 届のうち、およそ8割が完 国土交通省は、橋やダム るした。かつての集落は取
 成したという。そばのタワ など大型公共施設で普段は り壊され、跡形もない。建
 ーグレーションが小さく見え 立ち入れない現場を公開す 材運搬のため活用している
 た。群馬県長野原町で国が るサインシステムを JR 吾妻線の旧線路と鉄橋
 進めるハツ場ダム。来年度 進める。ハツ場ダムの見学 が辛うじて生活の面影を残
 末の完成に向け、建設工事 ソア1は昨年度から本格的 していた。
 は大詰めを迎えていた。 に始まり、年間約2万9千 ダム湖の周りには、水没
 見学用に国が整備した展 人が参加。本年度は9月末 地区の住民のため移転代替
 望台にはひっきりなしに人 すでに3万人を突破した。 地が点在している。橋に近
 が来た。東京都の男性(34) 展望台も開設3年で40万人 い一角に真新しい一軒家が
 は、ちっぽけな人間が大白 近くを訪れ盛況だという。 ぼんぼんと立っていた。ここ
 然に建造物を作るスケール 堰堤から1詩ほど上流に こじかい場所がなくで
 さ。家主の高山彰さん (65)がそう言って鍵を開け た。キリキリまで移転を拒
 んだが、2016年3月に 立ち退いた。水没予定地で 最後の住民だった。

県と佐世保市が東彼川柵 町に計画する石木ダム建設 事業では、ダムの公益性を 訴える県市と「故郷を奪う な」と抵抗する反対住民は 世帯の対立が続く。ダム事 業は地域に何をもちらし、 何を奪うのか。約470世 帯が移転した土地で完成を 控えるハツ場ダムの周辺を 歩いた。(六倉大輔)

16面に続く

一角に遺跡の痕跡がぼつんと残る。

何を見るのか。かたわらに立つ説明版には、何が記されるか。何を読むのか？

遺跡破壊は、人類に何をもちらし、何を奪うのか。

“都市長崎遺跡”と“養生所/(長崎)医学校遺跡”の周辺を歩いてみよう。

(2/2に続く)

取り壊され跡形なく 2/2

一 養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存と活用より

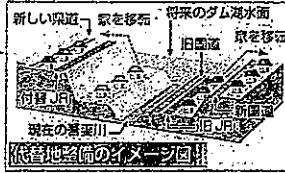
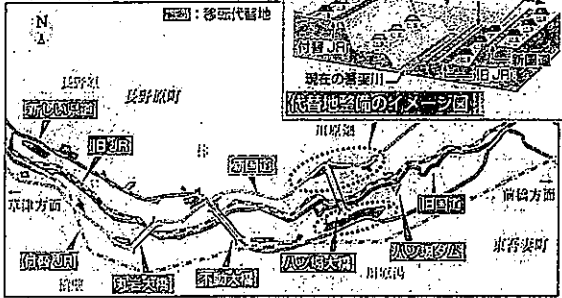
2018年(平成30年)10月14日 日曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

紙面編集・図解めぐみ (原3枚提供) 長崎新聞 2018年(平成30年)10月14日 日曜日 (16)

ハツ場ダム周辺を歩く

京坂支局・六倉 大輔

ハツ場ダム建設に伴う生活再建関連事業のイメージ図



ニュース最前線

【一冊から読む】 長崎県佐賀町のハツ場ダム建設に伴う生活再建関連事業のイメージ図。この図は、旧長崎市の中心部を流れる長門川を横断するハツ場ダムの建設に伴う生活再建関連事業のイメージ図を示している。図には、旧長崎市の中心部を流れる長門川を横断するハツ場ダムの建設に伴う生活再建関連事業のイメージ図が示されている。図には、旧長崎市の中心部を流れる長門川を横断するハツ場ダムの建設に伴う生活再建関連事業のイメージ図が示されている。

変わるまちの思い交錯

家族分断 抵抗むなく / 代替地を新たな故郷に / あの家取り戻せるなら

場所こそ記憶のよりどころ
「ここが故郷だ」と思っている土地は、記憶のよりどころである。故郷を失った人々の心は、故郷を失った土地を求めて彷徨っている。故郷を失った人々の心は、故郷を失った土地を求めて彷徨っている。



川原の代替地をめぐって、地元住民と関係者との間で議論が巻き起こっている。代替地の確保は、住民の生活再建にとって不可欠である。代替地の確保は、住民の生活再建にとって不可欠である。

中央大法学部 中澤 秀雄教授
「場所こそ記憶のよりどころ」は、故郷を失った人々の心を探る。故郷を失った人々の心は、故郷を失った土地を求めて彷徨っている。故郷を失った人々の心は、故郷を失った土地を求めて彷徨っている。



2000年、水災被害の甚大な川原地区で、代替地の確保が課題となった。代替地の確保は、住民の生活再建にとって不可欠である。代替地の確保は、住民の生活再建にとって不可欠である。

【その場所のその遺跡こそ社会的記憶のよりどころ】

《長崎市立仁田佐古小学校の小学校の建設と運営は、遺跡地であり建設用地とされている旧長崎市立佐古小学校でなくとも、代替地であり現在長崎市立仁田佐古小学校が運営されている旧長崎市立仁田小学校で、可能です。》
その土地が崩され、その場所が空間が消滅します。

近代化で欧米の知識を都合よく輸入したが、総合性や社会的均衡やエスニシティ(ethnicity)の理解はどうか。

日本列島の歴史の持続性／連続性は世界的に類を見ない。

人は空間に刻んだ先人の記憶を継承し、歴史は、遺跡に記憶を刻み込んでいます。

人が代わり、土地を崩し、遺跡を破壊すれば、記憶としての歴史は、破壊されます。

歴史を、今という特殊な時代で断ち切ることを恐れるべきだ。

記憶を失えば、生命としての人はどうでしょうか。

長 崎 県 庁

2018年(平成30年)10月16日 火曜日

紙面編集・出口栄治

地域総合 (22)

英国伯爵家の子孫が来崎



中村知事(左)と握手を交わすブルース卿(右) 県庁

日英修好通商条約を結ぶため幕末に長崎を訪れた第8代エルギン伯爵の子孫、チャールズ・ブルース卿が15日、県庁に中村法道知事を訪ね、両国の交流の歴史に思いをはせた。

知事を表敬、先祖も幕末に訪問

中村知事はスコットランド出身の貿易商、トーマス・グラバーや、来年のラグビーワールドカップでスコットランド代表が長崎市を公認キャンプ地に決めたことに触れ、「歴史的なつながりがある。行政、民間ともさらなる友好交流が深まるよう努めたい」と歓迎。ブルース卿は「グラバー邸などの遺産を大事にしていることに感謝する」と語った。(岩佐誠太)

第8代エルギン伯爵は1858年日英修好通商条約を結ぶためビクトリア女王の名代として幕末の長崎を訪れたそうです。

日本の開国に於いて、都市長崎は、日本の開国の玄関として機能しました。

私達 当会は、皆様に、“養生所/(長崎)医学校等遺跡”“長崎奉行所西役所等遺跡群”“都市長崎遺跡”の保存と活用を、提案し要望します。

私達 当会は、大地と共にある人類の事実／履歴であり恒久的な資産である遺跡の保存と活用を、皆様に提案し要望しています。

「都市長崎遺跡」は、日本に現存して見ることができる最も古い外航港湾都市の姿です。

— 長崎 — the old city and the old harbour —

スポーツ時と不祥事が相
「差別問題定まる時のほ
がいた。MYO事件」
強い意志を持った選手が必
死に闘えるという問題が用
らなければならぬ。選手と
強める方向に、国も政府も
始まるという。選手と
個人の話は巨額を費
れ、いよいよこの日は
い。非暴力と人権を
院や教団本にこだら
ゆる組織におおむね
ンスの本拠地という理
題の裏に隠れている。例
は大学の経営だ。MYO
学長と理事長、そのほ
の両方を兼ねる。権
限の過剰は、非暴力
リナス教団の根本と
問題も共有している。

「差別問題定まる時のほ
」ではない。しかし、こ
れは、非暴力と人権を
院や教団本にこだら
ゆる組織におおむね
ンスの本拠地という理
題の裏に隠れている。例
は大学の経営だ。MYO
学長と理事長、そのほ
の両方を兼ねる。権
限の過剰は、非暴力
リナス教団の根本と
問題も共有している。

監視機能

未熟なガバナンスが生む不祥事

ず、少数意見の尊重だ。今
教員は、女医と多数意見
が幅利かせる中で回ら
の根拠をめぐり主張をたし
いる。結果的に多数意見が
り正しいと見えて、取締
役や理事長もそれに
一定数の外部者が活躍
は、彼らの少数意見を
ていられる。」「ま
には分らない」など
う感覚も、誰かか
Kの発生源になる。
道理と高品質のプロセ
スを中心として、組織を
と見守るべきは、組織
だ。これと同じように組
織には不祥事がある。そ
問題も共有している。そ
監視機能の弱体化、

も取らなければならない。
「」にちなみ、この
の組織の監視機能の弱
ぬ。リナスの理事長は
に出席する説明を拒む
ものは対して、これだけ
組織の正しさも証明し
ている。これは、不正
に容れられている。不正
無三番と関係がある。こ
た方策も、監視機能を
く。これは、不正
組織の回復の理念と事
實が尊重されるべきだ
派である。共有すべき
リナスの水準というもの
ある。外部に対して理念
や事情を明快に説明でき
るのは、組織の正しさ
にある。(池)

" モニタリング機能の弱体化・経済化の侵入/対症療法 "

「..そこで..まず、少数意見の尊重だ。少数意見は、安易な多数意見より正しいことも多い..」 悪いガバナンスの発生源は？
「各組織の固有の理念や事情が尊重されるべきなのは当然だが、共有すべきガバナンスの水準というものがある。外部に対して理念や事情を明快に説明できるかどうかは、組織の存立基盤である。」

1930年代から1970年代にかけて、人類は、世界経済において金本位制を廃止して、見かけ上、物質的な制限を撤廃し、人類の想像するちからに人類の社会の未来を託すことにしたのではないのでしょうか。このとき、物質による制限に代わる規範となったのは、19世紀以来、中東/西欧文明圏で成立した近代西洋の人文科学や自然科学の諸学問だったはずで、現代の私達人類は、人類社会の集団組織におけるガバナンス(governance:統治)に着目しています。

私達当会はガバナンスを“組織存在の正当性の自発的な確保”と理解します。

ガバナンスの基盤が、根拠や説明にあるとすれば、“組織存在の正当性”は、その集団が所属するそれぞれの多様な又多様な個別の社会や関連する他の様々な社会との関係に於いて果たすべき“責任”である、と考えられます。

私達人類は、現代社会では、外部的な制限に頼ることなく、まず、私達自身の存在を知り、理解することが、求められます。私達当会は、“私達自身の存在を知り、理解する”とは、私達自身の個人と社会又私達が所属する社会と他の社会の存在と関係、及び、過去から現在、そして未来への、不変と変化を知り、理解することだと理解します。

私達当会は、私達人類の過去を知り、認識し、理解するために、抽象であり(abstract)概念である(conceptual)“歴史学”、人類の異なる社会の各個人間の共通の認識と理解を形成し得る“歴史学”の形成と、具体であり(concret)物理的身体的である(physical)“遺跡”、人類世界の過去の唯一の絶対の事実としての“遺跡”の存在の双方が不可欠と理解します。私達当会は、人類の過去を知り認識し理解する為に欠かせない“遺跡”の現状保存と人類の過去への認識と理解、現代の理解、未来への展望、その発見へ向かう、活用を、皆様に提案し要望します。

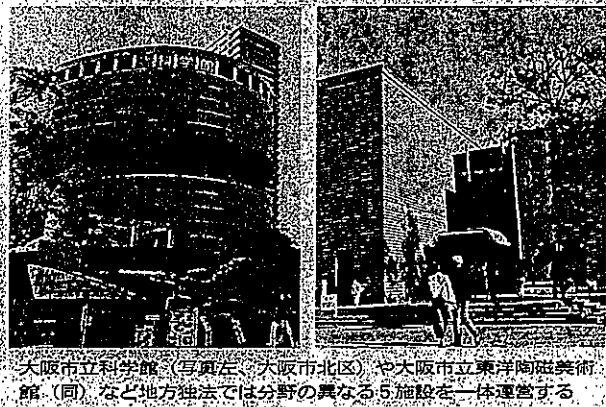
文

化

大阪市立の博物館・美術館5館の運営が業責... 指定管理者制度から地方独立行政法人へ移行する...

指定管理者を維持する施設も併存させる。運営形態の最適解を探る大阪市の取り組みに注目。...

大阪市で来春、初の地方独法化



大阪市立科学館(写真左、大阪市北区)や大阪市立東洋陶磁美術館(同)など地方独法では分野の異なる5施設を一体運営する

博物館の運営最適解を探る

始まった。ただし通常3〜5年で契約更新を重ねる...

るため、新規の採用者は原則、有期任用となる。来春独法化する5館でも、計約60人いる学芸員のうち、すでに任期満了者の採用が2割弱を占める。

Table titled '大阪の市立博物館・美術館' showing facility names, staff counts, and annual visitors.

人材の長期的育成へ

動物園も博物館法が定める博物館の一種。市が直営する天王寺動物園にも必要、有識者懇談会が「独法が最適」との結論を出した。...

田隆之准教授(文化政策論)は、「指定管理者制度のもとで、既にコスト削減は進んでいる。地方独法化は、過度な効率化に対する振り戻し改革」とみる。...

【新たなミュージアム像を探る挑戦～大阪市:全国初～長崎県/長崎市は?】

「長期的な視点が欠かせない」「歴史、美術、自然科学と分野の異なるミュージアム群を一体経営する」「既にコスト削減は進んでいる、過度な効率化に対する振り戻し改革」「今後、博物館が文化施策を市に迫るくらいの気概が欲しい」「外国人旅行者の人気を集め」「インバウンドの波に乗り」～視点?～工夫?～正統?

1. 私選当会は、現代と未来の人類の存在の基盤である「歴史」とその痕跡であり歴史の唯一の具体的な絶対的事実である「遺跡」の現状保存と原状回復と徳潤の余地のない再建と公防・整備と活用を、「都市長崎遺跡」及びその要素である「養生所(長崎)医学校等遺跡」について、皆様に提案し要望しています。...

1. 私達 当会は、“歴史”と“遺跡”より、長崎の現況について、次のように、皆様に提案し要望しています。
- (1) 私達 当会は、“歴史”を、現代と未来の人類の存在の基層である[不可視]、“遺跡”を、その痕跡であり歴史の唯一の具体的な絶対の事実である[可視]、“歴史学”を、人類の過去を知ること[不可視]、“考古学”を、その遺跡が何であるか知る[可視]と理解する処より、それぞれの相違と特徴に留意し総合する、①“歴史”の研究による歴史上事実の解明と継承、②“遺跡”の調査による遺跡の実態解明と現状保存と時に原状回復と憶測の余地のない再建と公開・活用・整備、の二点の双方を、高い水準で実現し充足することを、皆様に、提案し要望しています。
- (2) 私達 当会は、遺跡は、第一義に遺跡として調査・現状保存・活用・公開・整備する事を、皆様に、提案し要望しています。
- (3) 私達 当会は、近世日本の江戸幕府を通して都市長崎に蓄積され世界に経験された人類の事象である日本開国を、地球規模で捉える主権国民国家を主体に構成する現代世界の直接の原点である、と考へて注目しています。
- (4) 私達 当会は、現代世界に存する、①この都市長崎の歴史的な構造とその姿である『都市長崎遺跡』、及び、②その主要な構成要素の一つであり、a. 日本の古来より諸国と比較して平等な風土と都市長崎の自治都市としての性格の継承、及び、b. 江戸幕府の日本開国政策としての自然科学の重視、及び、c. 五港開港の一つである長崎開港による居留地等の西洋人による、自由・平等・博愛・民主主義・憲法・自然科学と応用科学技術等新しい西洋文明の基本概念的体系の伝達によって、日本の国民国家の継承と主権国民国家形成の原点である事象の遺跡 i) 近世日本の日本開国政策に係る『長崎海軍伝習/語学伝習/医学伝習/長崎製鉄所等関連遺跡』及び、ii) 長崎海軍伝習閉鎖/五港開港後も日本人と西洋人との思想や技術の移転の基盤となった近世日本から近代日本に連続する事象と遺跡である、ア) 養生所—精得館—分析窮理所から明治の御一新による長崎府医学校と改称以降の『養生所/(長崎)医学校等遺跡』、イ) 『長崎製鉄所/岩瀬道修船架/立神軍艦打建所/三菱社長崎造船所遺跡』、ウ) 『小曾根家(本邸・台場・築地)/船大工街遺跡』について、遺跡の調査による遺跡の実態解明と現状保存と原状回復と憶測の余地のない再建と活用・公開・整備を、皆様に、提案し要望しています。
- (5) 私達 当会は、長崎地域の“歴史”と“遺跡”について ① 古来よりの日本海域を中心に之を媒体とした交流交易、② 日本の中世から近世へかけての西欧文明と日本文明の接点、③ 日本の近代と現代の日本又は世界、の三点の意義、又、現代の長崎地域に於ける、古代—中世—近世—近代—現代前期の“歴史”と“文化”と“遺跡”の連続性と、この連続性を断絶する要素を包含する大型又中小の新しい再開発が多発する現況に鑑み、これまでの“歴史”“文化”“遺跡”の連続性に対立せず親和し且つ伸展する現代の都市長崎の姿として『長崎歴史文化都市構想』を構想し、皆様に提案し要望しています。
2. 私達 当会は、当会の『長崎歴史文化都市構想』で、旧市街の構想として、次の要件を包含しています。
- (1) 長崎奉行所西役所等遺跡群(西役所等遺跡・大波止遺跡・築地遺跡・県庁跡地一帯)と一帯について、遺跡保全を第一義としつつ緑地帯ともし、和の空間として、日本の伝統的な装いである和服姿の人々の活動発信接待と市民の憩いを主体とする長崎奉行所西役所の再建、大波止遺跡への長崎くんち御旅所の復旧、築地遺跡に迎賓館・能楽堂・レストランの設置/誘致を、皆様に、提案し要望しています。
- (2) 現長崎市役所群長崎県勤労福祉会館長崎地区労働福祉会館・一部民間地一帯に、遺跡保全を第一義としつつ緑地帯ともし、国立の人文・哲学・芸術・自然科学総合博物館及び劇場・写真美術館・各種スタジオ工房等動的な市民文化蓄積発信施設及び勤労福祉会館/長崎地区労働福祉会館の一体設置を(長崎市役所本館一帯を中心として、長崎の丘の東麓魚の町方面から桜町へ国道34号線を挟んで凱旋門型に)、皆様に、提案し要望しています。
- (3) 長崎市公会堂跡地を、現在の遺跡発掘調査で明らかな、西に傾斜した段丘状の“土地の造形”(土地の造成・石垣・石段・水路等の痕跡)をそのままの場合によっては盛土等により保護して、現状保存・整備・公開し、歴史的な都市長崎築造の構造を示す市民広場として構成し(仮称主題～“シーボルト/秋帆/乾堂/海舟/良順/石五郎/ポンペ/フルベッキ/竜馬/弥太郎/才助/象二郎が歩いた都市長崎”等)、又、従来より拡張した長崎くんち広場/催事場ともする事を、皆様に、提案し要望しています。
- (4) 養生所/(長崎)医学校等遺跡について、① 第一義に遺跡として調査・現状保存・活用・公開・整備する、② 長崎市立仁田佐古小学校は過去に当該建設用地として検討されて現存する旧長崎市立仁田小学校地等に建設する、③ 意図的破壊に対する原状回復と“土地の造形”の憶測の余地のない再建により遺跡整備する、事を、皆様に、提案し要望しています。
- (5) 西洋文明諸国に於いて、図書館・博物館・美術館の伝統的な蓄積型都市機能施設のうち最も広い視野の知見を蓄積する図書館が、図書館・博物館・美術館の活動を統括して司令塔であるように、立山地区の長崎県立図書館(又はその長崎本館)に長崎地域の文化行政を有機的に統括し運営する司令塔の役割を設定する事を、皆様に、提案し要望しています。
3. 私達 当会は、当会の『長崎歴史文化都市構想』で、新市街の構想として、次の要件を包含します。
- 私達 当会は、浦上川河口東岸再開発地区について、之を行政機能及び経済活動の効率とコンパクトシティに対応する公共居住と利便を集積する区域と位置付けて社会に明らかにし、新しく建設する長崎市役所を、長崎県庁が設置されている当該区域に設置する事を、皆様に、提案し要望しています。

[長崎市は、只、長崎市ではありません。長崎県都です。日本の県都に相応しい格調とは何でしょうか。

その地に生活する人々の存在に根ざした、何者にも冒され難い、自ずから凜然とした存在感かもしれません。]

×

長崎奉行所西役所等遺跡群の
調査・保存・活用・公開・整備に関する要望書

(サン・パウロ教会等跡/長崎奉行所西役所跡/長崎県庁跡・大波止跡・築地跡等)

2018年(平成30年)11月26日 月曜日

長崎市長 田上富久様

陳情人

〒852-8127

長崎県長崎市大手二丁目十七-四十六-一〇二

養生所を考える会 代表 池知和恭



連絡先



長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する要望書
(サン・パウロ教会等跡/長崎奉行所西役所跡/長崎県庁跡・大波止跡・築地跡等)

1. 長崎奉行所西役所等遺跡群の範囲について

私達 当会は、長崎奉行所西役所等遺跡群の範囲について、サン・パウロ教会/ご上天のサンタ・マリア教会等跡、長崎奉行所東西役所跡、長崎県庁跡、大波止跡、築地跡等より構成します。

(1)私達 当会は、長崎奉行所西役所等遺跡群の範囲については、土木造成によって形成されたことより土木造成の遺跡である側面を有すること、この範囲の土地が空間上連続した土地であること、いずれも江戸期までに造成された土地であること、造成された時代ごとの相違が相互比較により一体的に理解できる可能性があること、土地の用途として長崎海軍伝習において長崎奉行所西役所が伝習生の宿泊所であり大波止で造船が行われたこと等一体性がある又は一体性があると考えられること、これらの個別の遺跡はいずれも海と丘の接点との立地によりこの立地に沿った土地の利用が成されていること、に鑑みて、之を一体の連続した遺跡と捉えます。

(2)遺跡は、文化財保護法上では、地上遺跡としての文化財である「記念物」、文化財が土地に埋蔵された状態のものである「埋蔵文化財」、及び双方の混在として把握されます。

(3)当該遺跡群に関する自然としての又遺跡としての“長か崎”の丘の造形そのものが長崎地域のランドマークとなります。

(4)当該遺跡群の取扱いについて、以下、要望します。

2. 私達 当会は、普遍的に、遺跡を、第一義に遺跡として取扱うよう要望します。

(1)私達 当会は、長崎の旧市街と郷村部の関連区域を“都市長崎遺跡”と捉えます。

長崎地域は、古代より長崎県地域等一帯が日本/東シナ海域を囲む地域の海洋性文化圏の構成地域であると考えられること、日本の中世末期に“長か崎”の丘の先端部が大村氏とローマ・カトリックによって町立てされ、程なく、大村氏の三城七騎籠の際の長崎への諫早-深堀勢の攻撃の後大村氏と有馬氏によって町は武装化し、さらに、深堀氏の長崎への攻撃の後、教会領となり、町を守る為ローマ・カトリックはサン・パウロ教会(岬の教会)と広場を中心として要塞(石垣)と大堀を構築し小さな西洋に云う城塞都市を形成したこと、岬の教会を建替えてご上天のサンタ・マリア教会とし、その後、日本の近世にかけて城塞都市の周辺に埋立を含む土地の造成によって街が整備され、“長か崎”の丘の先端部の旧サン・パウロ教会/ご上天のサンタ・マリア教会一帯には新しい長崎奉行所が建設され、“長か崎”の丘の先端部の海中には出島が建設され、立山の山麓の旧山のサンタ・マリア教会一帯には長崎奉行所立山役所が建設され、又、長崎内港/外港には台場(砲台)や陣屋が構築され、近世の徳川氏の御公儀(後に云う幕府)の対外管理政策(後に云う鎖国)の下、日本で唯一御公儀が直轄する、西洋及び東洋と日本との情報と交易の窓口として海防軍事都市が形成され、西洋と東洋からの情報の蓄積によって、江戸幕府による日本の開国を懐胎し、日本の開国に当たってはその具体的な施策を遂行する唯一の都市となり西洋の近代の仕組みを組織的・体系的に導入し(対外条約交渉締結・長崎海軍伝習-医学伝習-長崎製鉄所-養生所/精得館、その他語学、憲法等)、日本の明治の御一新以降は、明治政府に精得館と長崎製鉄所の業務が引き継がれ、長崎奉行所西役所一帯に長崎県庁が建設され、日見峠に新道が開削され、港湾整備や埋立地の拡大や河川の改良、ダム建設による近代水道が整備され、鉄道が敷設され日本の近代化を支える拠点として機能してきました。第二次世界大戦/太平洋戦争の末期には、プルトニウム型原子爆弾の投下によって被爆しました。その後、戦後の復興をへて高度成長期を経験し現在の経済の安定期を迎えています。

これ等の事象の痕跡として“都市長崎遺跡”が形成されています。

都市長崎遺跡は、小さいながら西洋式の城塞都市として形成された城下町です。

日本に形成された西洋式の城塞都市とその城下町として、日本で唯一、世界で唯一です。城下町としての都市の構造と性格は、長崎奉行所東西役所、後に長崎奉行所西役所の存在により、近世に継承されたと考えられるのではないのでしょうか。

ローマ・カトリックによる都市長崎は、自治都市としての在り方を持っています。

近世の都市長崎の在り方は、之を継承して、又は、堺のような、中世の自治都市としての在り方に近いものかもしれません。

あるいは、都市長崎は当初より、カトリック教徒にとってアジール(独: asyl、仏: asile、英: asylum: 聖域・自由領域・避難所)としての性格を有していたかもしれません。

私達 当会は、都市長崎及び都市長崎遺跡について、之が多面的多角的多様な学術上価値を有する筈と考えます。

遺跡は、土地の利用の変遷の姿であり土地の履歴です。

現代の都市長崎は、歴史の時間の経過を通じた個別の土地の用途と街の構造を連続的に継承して形成されていることが理解できます。

(2)私達 当会は、皆様に、現代の長崎の街の未来への展望について、長崎の街の歴史的に連続する個別の土地の用途と街の構造を継承し、連続的で安定した街の発展を実現することを提案し要望します。

(3)私達 当会は、皆様に、遺跡を都市におけるオープンスペースとしても活用し、美しく変化があり個性のある街づくり、同時に、現在への歴史と街の成り立ちを体験的に理解できる街づくりに計画的に取り組み昇華することを提案し要望します。

(4)私達 当会は、皆様に、長崎の旧市街と郷村部の関連区域を“都市長崎遺跡”と捉えた街づくりを計画し、浦上川河口東岸域一帯を再開発区域と位置づけて現代的行政金融経済都市機能を集約し一方でコンパクトシティの概念に沿った公共居住区と関連利便を集約した街づくりを計画し、両者の境界域を中心に新しいオペラハウス/シンフォニーホール等抽象芸術の活動の場を設置し、両区域の輻輳した都市動線を形成して、両区域の融合をも目指す都市計画「長崎歴史文化都市構想」を提案し要望します。

(5)私達 当会は、皆様に、“都市長崎遺跡”について、周知の埋蔵文化財包蔵地に決定することを要望します。

3. 長崎奉行所西役所等遺跡群の取扱いについて

当該の長崎奉行所西役所等遺跡群は、中世には森崎神社の地として、中世末期の都市としての町立て以来、現在までの歴史を通して、その地政学的な背景によって都市長崎の政治行政上の重要な又中心の役割を果たしてきました。

私達 当会は、長崎県庁の建物と役割こそ移転しましたが、長崎の歴史が、世界と直接に関連し之に影響する歴史であることに鑑み、その歴史のこの地における遺跡として歴史上の他にない事実としてその所縁により、この地を遺跡として現状保存し情報発信し公開し又は整備し活用することで、長崎地域の重要な又中心としての役割を果たし得る、と考え、一貫して、当該遺跡群を遺跡として取り扱うことを、提案し要望します。

当該遺跡のうち長崎奉行所西役所等遺跡は、石垣等地上遺構からなる遺跡として文化財保護法上の記念物であり、同時に当該区域内の土地に埋蔵文化財が内包されています。

同じく、大波止遺跡や築地遺跡は、現在地上遺構が確認できないと思われ、埋蔵文化財の状態です。

当該遺跡群一帯は、長崎県と長崎市が連携した文化財保護行政により「周知の埋蔵文化財包蔵地」に決定されています。

私達 当会は、皆様に、当該遺跡群について、第一義に遺跡として取扱うよう要望します。
私達 当会は、皆様に、当該遺跡群について、次の優先順位で当該の事象を要望します。

(1)私達 当会は、皆様に、当該遺跡群について現状保存を実施することを要望します。

(2)私達 当会は、皆様に、当該遺跡群の行政上の調査として分布調査、試掘・確認調査、保存目的調査、活用のための調査を実施することを要望します。

(3)私達 当会は、皆様に、当該の確認調査について遺跡の現在の実態の全貌を把握できる発掘調査を実施することを要望します。

(4)私達 当会は、皆様に、当該遺跡群について、情報発信による活用を実施することを要望します。

(5)私達 当会は、皆様に、当該遺跡群について、遺跡の公開による活用を実施することを要望します。

(6)私達 当会は、皆様に、当該遺跡群について、必要に応じて盛土をも施し、都市のオープン・スペース:都市緑地公園等として活用することを提案し要望します

(7)私達 当会は、皆様に、当該遺跡群の長崎奉行所西役所等遺跡について、必要に応じて盛土をも施し、長崎奉行所西役所を平面図等により再建し、日本にとっての伝統的な和の空間として市民の憩いの場、伝統的な日本文化や各国の様々な文化による活動の場、奉行所の構えの格式を背景に日本人及び諸国の人々に対する和の接待応接の場として活用することを提案し要望します。

(8)私達 当会は、皆様に、当該遺跡群の大波止遺跡について、必要に応じて盛土をも施し、長崎くんちの御旅所を恒久的に当該土地一帯に戻すことを提案し要望します。

(9)私達 当会は、皆様に、“長か崎”の丘の造形のランドマークとしての性格そのものをより良く活かすことを提案し要望します。

一帯の建物の高さを低く制限する、丘の上や先端部の麓一帯を漸次芝を主体とした緑地公園とするなど、都市計画上の工夫を提案し要望します。

(10)私達 当会は、皆様に、長崎奉行所西役所等遺跡群の全域について、周知の埋蔵文化財包蔵地に決定することを要望します。

4. 文化財保護行政における土地に依存する文化財の保護と開発事業との調整について

(1) 遺跡、即ち、文化財保護法上の文化財である「記念物」、「埋蔵文化財」はその土地に依拠して存在します。

(2) 2018年(平成30年)10月15日月曜日の長崎新聞第16面記事『県庁跡地活用歴史重視を』において、日本考古学協会長谷川章雄氏は「一般的には、いったん開発の計画が決まってしまうと、その後がいい遺跡が出てきても、残すことは非常に難しくなる。開発計画を諦めるということは、過去においてまれだ。むしろ計画を決める前に遺跡の持っている意味をきちんと評価し、計画が適切かの判断をしなければならない。」と言及しておられます。

(3) 埋蔵文化財保護行政における代表的な文化庁次長通知や委員会報告による埋蔵文化財保護行政の概要は次のとおりです。

“埋蔵文化財保護行政の基本を「現状保存」とし、各都道府県教育委員会、及びこれに準じて各市町村教育委員会は、国、公団、都道府県、都道府県の公社、市町村が発注する公共工事に伴う埋蔵文化財の取扱いに関し、教育委員会と当該の公共工事担当部局との定期的な連絡調整の場を設け、(一)事業計画等の情報交換によって、教育委員会は、公共工事担当部局に対し、埋蔵文化財に関する情報提供を行うとともに、事業計画について情報収集を行い、計画の初期段階にあるものも含め、できる限り長期間にわたっての事業の計画を把握するよう努めること、(二)埋蔵文化財の取扱い等に関する協議、(三)次年度調査体制等に関する調整、の措置を講じつつ、埋蔵文化財保護行政の4つの段階、即ち、①把握・周知、②調整、③保存、④活用の各段階を認識して様々な行政判断と連携して、a. 埋蔵文化財保護法による保護の措置、b. 当該法以外の土地の利用に関する法律による埋蔵文化財の保存と活用、c. 法律によらない埋蔵文化財の保存と活用、の各方法によって、各局面において分布調査、試掘・確認調査、保存目的調査、活用のための調査によって遺跡の実態(所在・範囲・内容や価値)を把握して4つの段階の目的を達成して埋蔵文化財保護行政の基本である「現状保存」の実現に努め、そこに開発事業等が計画された場合には、保存について事業計画との調整を行い、現状保存を図ることができないものについては(やむを得ない次善の策として)記録保存の措置をとる。

現存する埋蔵文化財や出土文化財、保存されている記録について、文化財保護法の目的に則り、国民の要望に応え、国民に文化財保護行政の成果を還元するものとして、様々な活用を図る。”

5. 私達 当会は、皆様に、長崎地域の文化財保護行政において、文化庁による提示や、有識者の見識に従った、行政内容の実施を要望します。

6. 私達 当会は、皆様に、長崎地域の地方公共団体の行政において、文化財保護法上の記念物であり埋蔵文化財である遺跡について、之を、第一義に、文化財保護行政上の対象として取扱うことを要望します。

7. 私達当会は、皆様に、当該の公共用地を含む長崎奉行所西役所等遺跡群の取扱いについて、歴史上評価、地域の歴史的文化的遺産としての評価、発掘調査の成果を含めた個別の遺跡の評価が定まる以前に、当該地に於ける遺跡の活用と整備の方針や計画、又、その他の当該地に於ける新たな開発事業の方針や計画を決定されることのないようお願い申し上げます。

8. 文化財保護法に定める文化財、即ち記念物や埋蔵文化財、他の全ての有形無形の文化財は、世界の人類に共通共有の普遍的な歴史的・文化的資産であり、宇宙と地球の自然環境、又、人類又は国土の社会資本その他のその時々の人類の生活環境の全てと同様、私達人類の人類としての存在に関して欠くことのできない環境と素材であり、私達人類が人類としての存在と心を知り、又、人類としての存在と心を育む場である、即ち、より人類が人類らしく存在する為の環境と素材である、と考える事ができます。

私達当会は、現代の日本の都市的な生活において陥りがちな知識への偏重をも鑑み、之等の全ての文化財及び之に準ずるものごとについて、私達人類の人類としての存在に関して欠くことのできない環境と素材であると認識する処より、之を意図的に又意図せず不可視/不可触/不可匂/不可聴/不可味の情報や知識に変換変形して同時に破壊・滅失することなく、そのまま、可視/可触/可匂/可聴/可味の具体的な事象、即ち、飲食や振舞いや存在や活動と土地の利用の履歴として、保存し継承し広範に周知し発信し活用・振興することを、皆様に提案し要望します。

私達当会は、私達人類の研究により、私達人類の現代的な生活上の機能の達成と文化財の環境及び素材としてのあり方の双方が人々によって二者択一の対立した事象として認識されることなく双方共に人類にとって必要な事象として理解され実現される処の、人類の活動又は生活の場をより高度な現代的機能と遺跡の現状保存の双方の親和によって形成された環境、又は、消費ではなく人類の本源的な創造へ向けた環境として整えることが可能であると考え、斯かる私達人類の活動のより高度な環境の整備こそ国際機関及び国及び地方公共団体等の行政の根源的な目的の一つであると理解し、又、之を宇宙と地球に存在する全ての私達人類が必要とする事象であると理解し、斯かる現代の人類のための環境整備の達成を、皆様に提案し要望します。

9. 2018年(平成30年)11月8日 木曜日 付け及び2018年(平成30年)11月13日 火曜日 付け 長崎県 教育庁 学芸文化課長 草野悦郎 様 学芸文化課 文化財班 参事 日高真吾 様 学芸文化課 文化財班 主任 文化財保護主事 濱村一成 様 長崎市 文化観光部 文化財課長 大賀史郎 様 長崎市 教育委員会 教育総務部 施設課長 西原政彦 様 長崎市 都市経営室長 岩永 浩 様 長崎市 まちづくり部 都市計画課長 谷口忠二 様 長崎市 まちづくり部 建築課長 山口圭司 様 長崎市 土木部 土木総務課長 竹内裕二 様 長崎市 土木部 土木建設課長 桐谷 匠 様 長崎市 中央総合事務所 地域整備二課 田畑徳明 様 長崎市 理財部 資産経営室長 都々木伸吾 様 長崎市 理財部 財産活用課長 勝本幸久 様 長崎市 環境部 環境政策課長 山本 勉 様 長崎市 議会 議長 五輪清隆 様 長崎市 文化財審議会 会長 下川達彌 様 宛『都市長崎遺跡・養生所/(長崎)医学校等遺跡に係る資料のお届けについて』として関連資料をお届け致しましたので御一読下さいますようお願い申し上げます。

10. 添付資料

(1)『“歴史学”と“遺跡”そして“都市長崎遺跡”と“養生所/(長崎)医学校等遺跡”－養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存と活用より－』

2018年(平成30年)8月5日 日曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

(2)『県庁跡地活用 歴史重視を』記事

2018年(平成30年)10月15日 月曜日 長崎新聞 第16面 記事

(3)『文化財保護法 抜粋－養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存と活用より－』

2018年(平成30年)11月1日 木曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

(4)『文化庁次長通知及び委員会報告の抜粋に見る埋蔵文化財保護行政の概要－養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存と活用より－』

2018年(平成30年)11月23日 金曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

(5)『埋蔵文化財保護行政における代表的な文化庁次長通知及び委員会報告の要約と簡略な抜粋－養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存と活用より－』

2018年(平成30年)11月23日 金曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

(6)『埋蔵文化財保護行政における代表的な文化庁次長通知及び委員会報告(抜粋)』

2018年(平成30年)11月23日 金曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

(7)『[長崎歴史文化都市構想－創造環境の共有(share)－]の提案と要望 長崎奉行所西役所等遺跡の取扱いの基準について』

2018年(平成30年)11月3日 土曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

(8)『[長崎歴史文化都市構想－創造環境の共有(share)－]の提案と要望の具体案の骨子』

2018年(平成30年)11月4日 日曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

以上

“歴史学”と“遺跡”そして“都市長崎遺跡”と“養生所/(長崎)医学校等遺跡”

— 養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存と活用より —

2018年(平成30年)8月5日 日曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

私達 当会は、歴史学と遺跡について、まさに歴史上過去の事実であると概念上に認知される事象及び之によって概念上に知られる人類の過去への理解及び之によって構成し得る現在と未来への可能性と希望を形成する歴史学、人類の活動と存在の痕跡であり歴史上過去の事実そのものである物体とその状態及び之によって概念上に知られる人類の過去への理解及び之によって構成し得る現在と未来への可能性と希望の源であり歴史を証徴する遺跡、双方の照合と補完、これらは、人類が、人類の過去を知り、現在と未来の形成への概念を継続的に蓄積し考察し、是等の全てを人類に与えることにおいて、すべてが、人類にとって、貴重であり、重要であり、等しく人々の「意図的措置」によって「その一部でも損壊や滅失によって失われること」があつてはならないものごとである、と考えます。

私達 当会は、歴史学が、人類が、人類の過去を知り現在と未来を考察する“知の体系”であるならば、遺跡は、人類が、人類の過去を知り現在と未来を考察するための地球の空間上の各所に概念の超越性に於いて相互に関連して網目を成す人類共通の“社会基盤(infrastructure)”であると考えます。

私達 当会は、又、遺跡が、私達人類の生活環境でもあり得る、と考えます。

私達 当会は、“都市長崎遺跡”及び“養生所/(長崎)医学校等遺跡”及び遺跡群と個々の遺跡が占有すべき空間、当該遺跡群によって証徴される歴史、即ち、当該事象について、次の通り、理解します。

私達 当会は、当該事象について、以下の内容を包含すると、理解します。① 世界と日本の社会との繋がりと地球上の地理空間とその特質によって日本の中世から近代にかけて長崎に形成された特異性を有し、共時的通時的に世界に代替のないものであること、② 日本における古代～中世～近世、後、近代～現代へと連続する風土と社会と文化と歴史によって蓄積された国力を集約し、再構成するものであること、③ 長崎が徳川江戸幕府による日本開国の母体であり表玄関であり日本開国の諸施策を展開した最初の拠点都市であり、この長崎で集約して体系的に又附随して展開された事象が日本の国民国家の存続と主権国民国家形成の原動力と効率の要であること、④ 西欧文明圏以外の人類にとっても社会的な“個人の自由と存在の尊厳”と“自然科学の取扱い”による自律的な人類の福祉の向上が可能であることをこの日本地域の風土と蓄積を基盤に実現しもつて之を世界に対して初めて立証して示しよつて世界に影響を及ぼし結果としてこの可能性がその後の地球規模の主権国民国家群の成立による現代世界の形成と一方でGlobalizationの双方の基層概念の規定に関与すると考え得る意味に於いてその基層概念を形成すると考え得るし今後も影響し得る処、正しくその端緒であること(この基層は英国の大憲章(Magna Carta)やフランス革命の単一の歴史的発展でなく多元的で多様なものと考え得る)、⑤ 中世から近代・現代への日本人と諸国又オランダの人々の世界への理解と判断と行動(system)を表すこと。私達 当会は、当該する歴史について、以下の遺跡群が之を証徴すると、理解します。① 中世に於けるローマ・カトリックによる岬の小さな城塞都市と文化の痕跡、② 長崎の中世から近世への町立てと変化と展開の痕跡、③ 幕府の海外交易と対外情報収集と海防の痕跡、④ 日本開国の痕跡、⑤ 幕府とオランダによる長崎での長崎海軍伝習の実現とその痕跡、⑥ 長崎海軍伝習で設立される長崎製鉄所の痕跡—之を継承連続する三菱の造船所、⑦ 長崎海軍伝習で成立する医学伝習と続く養生所の設置と之を精得館と改称して設置する分析窮理所の存在の痕跡—之を継承連続する長崎府医学校(及び病院)以降—梅毒病院(改称を経て小島病院)の痕跡、⑧ 長崎資本の活動の痕跡、⑨ 都市長崎の近代都市基盤の形成の痕跡、⑩ プルトニウム型原子爆弾被爆の痕跡、⑪ 現代都市形成の痕跡即ち現代の都市の姿。

私達 当会は、当該事象について、当該事象が、地球上の人類の概念と活動の関連性に於いて成立すること、同時に、地球上の一つの地域であることとその連続的経時的重層性に附随する特異性をもつて之を具体的に証徴する遺跡群を形成すること、現在、世界の時間と人々を前提とした従来の普遍的であるがゆえに唯一性を有する概念の有効性への信頼性が揺らいでいること、これ等の経過によって、又、当該事象は、他のあらゆる事象と同様、地球上の全人類にとって有意な歴史上の出来事と之を証徴する遺跡群であることによって、又、日本国内の又世界の、関係する歴史と遺跡と文化に関する各地点との情報交換と連携により形成する筈の地球空間における人々の相互理解の網の目によって、人類にとって、人類の過去を認識し、人類の現在と未来を考える為に、世界で、欠くことのできない事象群の一つである、と理解します。

私達 当会は、長崎市及び長崎県、長崎市民、長崎県民、日本人々、世界の方々に、以上の歴史と遺跡即ち当該事象について、その実態を明らかにし、人々の「意図的措置」によって「その一部でも損壊や滅失によって失われること」なく保存して継承し人類の存在と歴史と遺跡とその本源によって人類の現在と未来の為に活用し、不幸にして、既に、人々の意図的措置によって損壊し滅失した遺跡又は遺跡の空間と要素について人類の存在と歴史と遺跡とその本源によって之を原状回復することを要望し、その為の措置をとることを要望し、又、この要望への理解を求めます。

私達 当会は、当該遺跡群が、世界の「日本は特別だ」として日本への思索を切捨てる人々に、その思索を再開する契機を提供する、と期待します。

私達 当会は、私達人類が、その土地に係わるとき、私達人類には、その土地の遺跡を保存し後世に継承する、権利と義務と私達人類に対する責任が、他の生命や地球環境への配慮を留保しつつ、存在する、と考えます。

私達 当会は、長崎に住み、長崎を訪れ、長崎で活動する人々に、自らの行動のうちに、“都市長崎遺跡”及び“養生所/(長崎)医学校等遺跡”及び遺跡群と個々の遺跡が占有すべき空間を保存して後世に継承する、権利と義務と私達人類に対する責任があると自覚し、そう行動するよう要望します。

私達 当会は、長崎市及び長崎県及び関係する人々に、遺跡とその空間を破壊して現代の建物や道路を造るのではなく、遺跡の空隙、即ち、遺跡とその空間のない所に現代の建物や道路を造ること、その為の措置をとることを要望します。

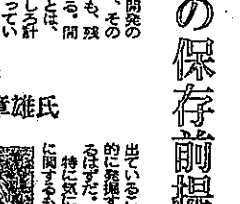
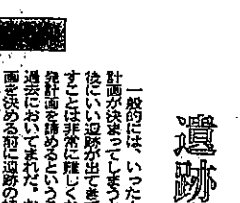
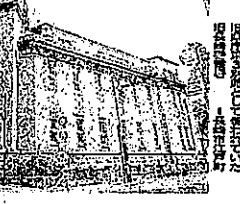
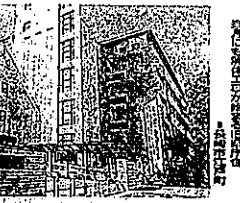
私達は、歴史学上に人類の本源への考察を継続すること、及び、遺跡の姿について、之を、変化する現代に於いて、変わるべきものに対して、変わるべきでないものと考え、そのままの在り方/そのままの姿で、後世の人々に継承されるべきものと考えます。 ㄨ

県庁舎跡地活用 歴史重視を

県庁舎跡地活用調査検討している県庁舎跡地活用調査検討している県庁舎跡地活用調査検討している県庁舎跡地活用調査検討している

県庁舎跡地の関連年表

1571年	多摩川河川敷に陣中屋が建てられる
1601年	徳川幕府の陣中屋が完成
1603年	江戸幕府が陣中屋を改築
1614年	陣中屋が焼失
1633年	陣中屋が再建
1673年	陣中屋が再建
1855年	陣中屋が再建
1868年	明治政府が陣中屋を改築
1911年	3代目県庁舎が完成
1923年	4代目県庁舎が完成
1945年	5代目県庁舎が完成
2017年	現在の5代目県庁舎(現上町)が完成
18年	新庁舎で県庁舎が完成



県庁舎跡地活用調査検討している県庁舎跡地活用調査検討している県庁舎跡地活用調査検討している

新たな遺跡発見の可能性も

県庁舎跡地一帯は開港場建設初期の町が中心地である。長崎の町を中心とした町並みは、開港場建設初期の町並みである。長崎の町を中心とした町並みは、開港場建設初期の町並みである。

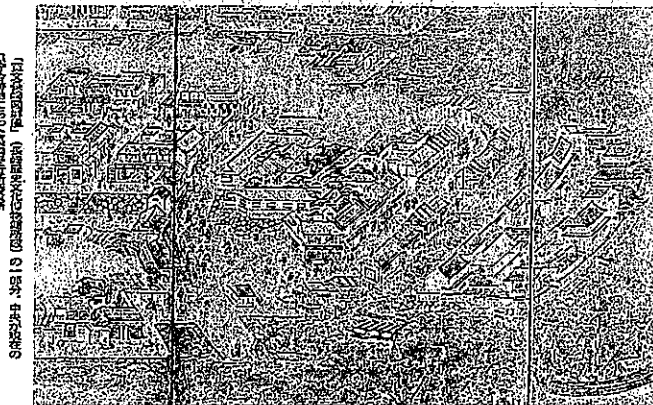
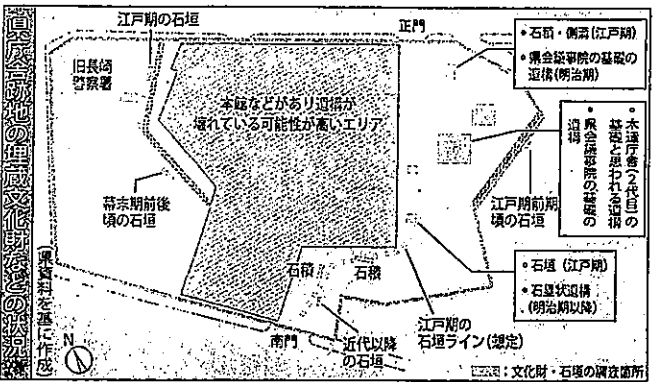
一方、調査が進むにつれて、新たな遺跡発見の可能性も出てくる。調査が進むにつれて、新たな遺跡発見の可能性も出てくる。

調査が進むにつれて、新たな遺跡発見の可能性も出てくる。調査が進むにつれて、新たな遺跡発見の可能性も出てくる。

調査が進むにつれて、新たな遺跡発見の可能性も出てくる。調査が進むにつれて、新たな遺跡発見の可能性も出てくる。

調査が進むにつれて、新たな遺跡発見の可能性も出てくる。調査が進むにつれて、新たな遺跡発見の可能性も出てくる。

調査が進むにつれて、新たな遺跡発見の可能性も出てくる。調査が進むにつれて、新たな遺跡発見の可能性も出てくる。



県庁舎跡地活用調査検討している県庁舎跡地活用調査検討している県庁舎跡地活用調査検討している

県庁舎跡地活用調査検討している県庁舎跡地活用調査検討している県庁舎跡地活用調査検討している

県庁舎跡地活用調査検討している県庁舎跡地活用調査検討している県庁舎跡地活用調査検討している

県庁舎跡地活用調査検討している県庁舎跡地活用調査検討している県庁舎跡地活用調査検討している

往時の景観伝えて

往時の景観を伝えるために、県庁舎跡地活用調査検討している

価値高い旧警察署

価値の高い旧警察署を、県庁舎跡地活用調査検討している

遺跡の保存前提に

遺跡の保存を前提に、県庁舎跡地活用調査検討している

長崎総合科学大教授 山田 由香里氏



山田由香里氏のコメント。県庁舎跡地活用調査検討している

国立歴史民俗博物館長 久留島 浩氏



久留島浩氏のコメント。県庁舎跡地活用調査検討している

日本考古学協会会長 谷川 章雄氏



谷川章雄氏のコメント。県庁舎跡地活用調査検討している

文化財保護法 抜粋

文化財保護法 昭和二十五年五月三十日法律第二百四十二条 より抜粋

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

(文化財の定義)

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値が高いもの(これらと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料(以下「有形文化財」という。)

二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの(以下「無形文化財」という。)

三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの(以下「民俗文化財」という。)

四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、溪谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む)及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。)で我が国にとつて学術上価値の高いもの(以下「記念物」という。)

五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの(以下「文化的景観」という。)

六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの(以下「伝統的建造物群」という。)

2 この法律の規定(第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第五十三号第一項第一号、第六十五条、第七十一条及び附則第三条の規定を除く。)中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3 この法律の規定(第九十九条、第一百条、第一百十二条、第一百二十二条、第一百三十一条第一項第四号、第五十三号第一項第七号及び第八号、第六十五条並びに第七十一条の規定を除く。)中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

(政府及び地方公共団体の任務)

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財が、わが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

(国民、所有者等の心構)

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

……(省略)……

第六章 埋蔵文化財

(調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財(以下「埋蔵文化財」という。)……(省略)

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

第九十三条 (省略)……貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地(以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。)……(省略)

……(省略)……

以上

埋蔵文化財保護行政における代表的な文化庁次長通知や委員会報告による埋蔵文化財保護行政の概要は次のとおりです。

“埋蔵文化財保護行政の基本を「現状保存」とし、各都道府県教育委員会、及びこれに準じて各市町村教育委員会は、国、公団、都道府県、都道府県の公社、市町村が発注する公共工事に伴う埋蔵文化財の取扱いに関し、教育委員会と当該の公共工事担当部局との定期的な連絡調整の場を設け、(一)事業計画等の情報交換によって、教育委員会は、公共工事担当部局に対し、埋蔵文化財に関する情報提供を行うとともに、事業計画について情報収集を行い、計画の初期段階にあるものも含め、できる限り長期間にわたっての事業の計画を把握するよう努めること、(二)埋蔵文化財の取扱い等に関する協議、(三)次年度調査体制等に関する調整、の措置を講じつつ、埋蔵文化財保護行政の4つの段階、即ち、①把握・周知、②調整、③保存、④活用の各段階を認識して様々な行政判断と連携して、a. 埋蔵文化財保護法による保護の措置、b. 当該法以外の土地の利用に関する法律による埋蔵文化財の保存と活用、c. 法律によらない埋蔵文化財の保存と活用、の各方法によって、各局面において分布調査、試掘・確認調査、保存目的調査、活用のための調査によって遺跡の実態(所在・範囲・内容や価値)を把握して4つの段階の目的を達成して埋蔵文化財保護行政の基本である「現状保存」の実現に努め、そこに開発事業等が計画された場合には、保存について事業計画との調整を行い、現状保存を図ることができないものについては(やむを得ない次善の策として)記録保存の措置をとる。

現存する埋蔵文化財や出土文化財、保存されている記録について、文化財保護法の目的に則り、国民の要望に応え、国民に文化財保護行政の成果を還元するものとして、様々な活用を図る。”

参考資料

1. 『公共工事の実施と埋蔵文化財の保護に係る連絡調整体制の整備について』
庁保記第一八三号 平成九年八月七日
各都道府県教育委員会教育長あて 文化庁次長通知
2. 『埋蔵文化財の把握から開発事前の発掘調査に至るまでの取扱いについて(報告)』
平成10年6月 埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会
3. 『埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について(通知)』
庁保記第七五号 平成十年九月二十九日
各都道府県教育委員会教育長 文化庁次長
4. 『埋蔵文化財の保存と活用(報告)－地域づくり・ひとづくりをめざす埋蔵文化財保護行政－』
平成19年2月1日
埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会
5. 『今後の埋蔵文化財保護体制のあり方について(報告)』
平成20年3月31日
埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会 文化庁

以上

埋蔵文化財保護行政における代表的な
文化庁次長通知及び委員会報告の要約と簡略な抜粋

改訂1版

－ 養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存と活用より －

2018年(平成30年)11月23日 金曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

以下に、埋蔵文化財保護行政における代表的な文化庁次長通知及び委員会報告の簡略な要約と抜粋を掲載します。

I. 『公共工事の実施と埋蔵文化財の保護に係る連絡調整体制の整備について』

庁保記第一八三号 平成九年八月七日

各都道府県教育委員会教育長あて 文化庁次長通知 より要約

各都道府県教育委員会、及びこれに準じて各市町村教育委員会は、国、公団、都道府県、都道府県の公社、市町村が発注する公共工事に伴う埋蔵文化財の取扱いに関し、教育委員会と当該の公共工事担当部局との定期的な連絡調整の場を設け、

(一)事業計画等の情報交換(教育委員会は、公共工事担当部局に対し、埋蔵文化財に関する情報提供を行うとともに、事業計画について情報収集を行い、計画の初期段階にあるものも含め、できる限り長期間にわたっての事業の計画を把握するよう努めること。) (二)埋蔵文化財の取扱い等に関する協議 (三)次年度調査体制等に関する調整、の措置を講ずること。等

II. 『埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について』

庁保記第七五号 平成十年九月二十九日

各都道府県教育委員会教育長 文化庁次長 より抜粋

1 基本的事項

(1)埋蔵文化財保護の基本的な考え方

埋蔵文化財は、国民共通の財産であると同時に、それぞれの地域の歴史と文化に根ざした歴史的遺産であり、その地域の歴史・文化環境を形作る重要な要素であることから、基本的には各地域で保存・活用その他の措置を講ずるという理念に基づいて諸施策を進めること。

(5)客観化・標準化の推進 ・・可能な限り客観的・標準的な基準を設け、それに即して進めること。

4. 埋蔵文化財包蔵地の把握と周知について

(1)埋蔵文化財として扱うべき遺跡の範囲

1)埋蔵文化財として扱う範囲に関する原則

- 1 おおむね中世までに属する遺跡については、原則として対象とすること。
- 2 近世に属する遺跡については、地域において必要なものを対象とすることができること。
- 3 近現代の遺跡については、地域において特に重要なものを対象とすることができること。

2)埋蔵文化財として扱う範囲の基準の要素

遺跡の時代・種類を主たる要素とし、遺跡の所作する地域の歴史的な特性、文献・絵図・民俗資料その他の資料との補完関係、遺跡の遺存状況、遺跡から得られる情報量等を副次的要素とすること。

6 開発事業に伴う記録保存のための発掘調査等について

(1) 記録保存のための発掘調査の要否の判断

...

なお、この適用基準は、埋蔵文化財保護に関する理念の変化や技術的な進歩に伴って変更されていく性格のものであるから、今後、適切に検討の上、見直しを図っていく必要がある。

...以下省略

(別紙1)

発掘調査を要する範囲の基本的な考え方

(1) ...遺跡の中の空閑地については遺跡の時代や性格等を考慮し、広場等歴史的意味があると考えられる場合は、原則として遺構の範囲に含めること。...顕著な遺構がなくとも出土状況に意味のある遺物が所在する範囲は、遺構に含めること。

(2)(3) (省略)

(別紙2)

記録保存のための発掘調査その他の措置を行う場合の基本的な考え方

(1) 工事前の発掘調査を要する場合の基本的な考え方

1 工事により埋蔵文化財が掘削され、破壊される場合は発掘調査を行うものとする。

2、3 (省略)

(2) いわゆる「工事立会」、「慎重工事」を要する場合の基本的な考え方

発掘調査を要しない場合で、いわゆる「立会工事」、「慎重工事」の措置を必要とする場合とその内容は、次の基本的な考え方によること。

1 対象地域が狭小で通常が発掘調査が実施できない場合及び工事が埋蔵文化財を損壊しない範囲内で計画されているが現地で状況を確認する必要がある場合には、工事の実施中地方公共団体の専門職員が立ち会うものとする。

なお、その際、遺構が確認される等のことがあった場合はその記録を採る等適切な措置を講ずること。

2 遺構の状況と工事の内容から、発掘調査、工事立会の必要がないと考えられる場合は、埋蔵文化財包蔵地において工事を行うものであることを認識の上慎重に施工し、遺構・遺物を発見した場合は地方公共団体と連絡をとるよう求めるものとする。 ×

平成19年2月1日

埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会 より抜粋

第1章 埋蔵文化財の保存・活用とその意義

埋蔵文化財に対する社会的要請

日本では、昭和30年代以降、経済的な発展と社会的基盤の整備が進められ、人々の暮らしが豊かになった反面、国土や自然環境は大きく変貌し、家族を含めた社会における人間関係、生活様式も大きく変わり、たくさんの大切なものを失ってきた。こうしたなか、人々は失ったものを取り戻そうと、心の豊かさや潤いのある暮らしを求め、生涯にわたる学習意欲を高め、自然や歴史・文化を大切にし、環境に配慮した生活空間を希求するようになってきている。こうした社会的要請に応えるうえで、地域の歴史や文化を具体的に語りかける遺跡をはじめとする各種の文化財が果たす意義はきわめて大きい。今、それに対する住民の関心や期待は、確実に高まってきている。

また、現在、市町村合併等により地域の再編が進んでいる。遺跡や文化財を有効な素材として活用することは、各地方公共団体にとって必要なアイデンティティを確認し、新たなシンボルを形成していくうえで、重要な施策となる。

2. 埋蔵文化財の多様な意義

(1) 歴史的・文化的資産としての意義

埋蔵文化財は国や地域の歴史や文化の成り立ちを明らかにするうえで、欠くことのできない歴史的・文化的資産である。…

埋蔵文化財は、多様な地域・時代・分野にわたる価値をもっているのであり、この個性豊かな埋蔵文化財こそ、国や郷土への理解・愛着の本源となる。

(2) 地域及び教育的資産としての意義

地域の資産としての意義

埋蔵文化財はその土地の履歴を具体的に物語るもので、地域のアイデンティティを確立し、歴史を生かした個性ある地域づくりを進めるうえで重要な要素の一つとして生かすことができる。

心の豊かさや潤いのある生活を求める住民にとって、悠久の歴史的・文化的環境のなかで暮らすことは心地よいものであり、その地域ならではの歴史的・文化的資産は、存在そのものが生活環境において大きな癒しの効果をもっている。…

教育的資産としての意義

土の中から掘り出される遺構・遺物は、先人が実際に創りあげ、かつ使ったものそのものである。住民にとって、それらに直に触れることは自分たちの祖先と時代を超えて直接対話することであり、国や地域の歴史や文化に対するあこがれや知的好奇心を刺激するものである。埋蔵文化財は親しみやすい教材として、学校教育における社会科や歴史の学習に役立たせることができる。

また、埋蔵文化財を通して、現在の生活の礎を築いた祖先に対する畏敬の念を育み、生きる知恵や力、あるいは自然との共生や生命への尊厳等の心を学ぶこともでき、今日の社会問題を見つめ直す教材として学校教育における諸活動、さらには生涯学習で活

用することもできる。...

第2章 埋蔵文化財のあり方並びに保存と活用についての現状と課題

1. 埋蔵文化財行政に求められる保存と活用のあり方

(1) 埋蔵文化財行政の本来のあり方

埋蔵文化財行政の基本

埋蔵文化財行政の基本、本来のあり方は、地域に所在する埋蔵文化財を正確に把握し、それぞれの内容・価値に応じて適切に保存し活用することである。埋蔵文化財は土地に埋蔵された状態を保持していることに意味があることから、現在ある状態のまま将来に伝えていくことが第一義である。

しかし、その価値を損なう開発事業等に対しては、事業計画との円滑な調整を図りつつ、重要な遺跡については史跡指定を図る等により現状保存し、積極的に公開・活用することが求められる。現状保存を図ることができない場合には、次善の策として記録保存のための発掘調査を行い、その成果である出土文化財や調査記録・発掘調査報告書を実際に保存することが求められる。そして、それらをもとにした調査報告を行うことにより、埋蔵文化財のもつ価値を国民・地域住民に還元していく必要がある。

...

(2) 埋蔵文化財の保存と活用の対象

埋蔵文化財の保存と活用を進めるうえで対象となるものは以下の3つであり、それぞれ主な施策を示すと次のとおりである。

①史跡指定等により現状保存の措置がとられている遺跡（省略）

②積極的な保存措置がとられていない遺跡

このような遺跡については、史跡の指定等による法的な保存措置を講ずる段階に至っておらず、また、差し迫った開発事業計画等との調整を要する段階にもなっていない場合が多いので、さまざまな手法を駆使してその保存と活用を図る必要がある。

これらの保存と活用の措置を講じるうえでは、所在は分かっているにもかかわらず遺跡の範囲・内容や価値が把握されていないものが多いことから、まず試掘・確認調査等によってそれらの把握に努める。そして、その価値に着目しつつ、重要なものは国・地方公共団体で逐次史跡等に指定する等の措置により保存する必要がある。また、そこに開発事業等が計画された場合には、保存について事業計画との調整を行い、現状保存を図ることができないものについては記録保存の措置をとることになる。

③記録保存の措置がとられた遺跡に関する記録類・出土文化財（省略）

...

第3章 埋蔵文化財を積極的に保存し活用するための提言

1. 「埋蔵文化財行政の推進による地域づくり・ひとづくり」という新たな方向性の提示

埋蔵文化財は土地に密着して存在していることから、地域のシンボルとして、地域アイデンティティの確立や地域に対する誇りや愛着の醸成に欠くことのできない存在である。したがって、これらを保存し活用することにより、歴史を生かした個性ある地域づくりを進めていくことを、埋蔵文化財行政の大きな柱とする必要がある。

その際、保存し活用する対象としては、学術的な観点だけではなく、地域の視点、過去と現代をつなげる視点をもつことが重要である。...

2. 保存・活用を進めるために必要な6つの視点

(1) 今がその時であること（省略） (2) 意識改革を行い、埋蔵文化財の保存と活用を

行政内に適切に位置づけること(省略) (3)蓄積された既往の調査成果を活用すること(省略) (4)他の文化財を含め総合的に保存し活用すること(省略) (5)様々な方法で保存と活用の措置を行うこと(省略) (6)実情に応じて施策を段階的に具体化すること(省略)

3. 保存と活用を進めるための具体的施策

(1)蓄積された成果の確認及び「埋蔵文化財の保存・活用に関する方針・計画」の策定(省略)

(ア)地域の歴史や文化の特徴の把握(省略)

(イ)「埋蔵文化の保存・活用に関する方針・計画」の策定(省略)

(2)地域づくり・ひとづくりにむけての諸施策の実施

(ア)遺跡の適切な保存

埋蔵文化財包蔵地の範囲の再検討

前項により再整理したことに基づき、埋蔵文化財包蔵地の範囲について見直しを行う。たとえば、現在の都市が城下町を基盤として成立している場合、城下町に関わる遺構はその都市の成り立ちを考えるうえで重要な意味をもつことから、それらを埋蔵文化財包蔵地に組み込む必要があり、中・近世以降の遺跡については特にその取扱いの再検討が求められる。また、現状において遺跡の分布に粗密がある場合、その空白地域については計画的な試掘調査や工事立会等を行い、遺跡の有無をより正確に把握するよう努める。

地域における重要な遺跡の確実な現状保存

地域における重要な遺跡については市町村、場合によっては都道府県が遺跡の内容・性格等を確認するための発掘調査等を計画的に実施し、その内容に応じて史跡等に指定する等の保存措置をとる必要がある。各地方公共団体では、そのための発掘調査を実施できる体制を確保しておくことが求められる。

開発事業との調整で記録保存の措置をとることとされたものであっても、発掘調査中に新たに重要性が確認され現状保存すべきものと判断された場合は、それに向けて開発事業者との再調整を行わなければならないのは従前と同様である。

史跡の指定等による保存 (省略)

史跡の指定以外の方法による保存

文化財の保護制度以外の制度や方法、すなわち、都市計画法・森林法・自然公園法・自然環境保全法及び農業振興地域の整備に関する法律という土地利用に関する規制、あるいは景観法等の個別法、また自然保護・環境保全・観光・景観等に関する諸施策により開発を回避することによって遺跡等を保存することも考えられる。

また、都市公園・森林公園等の中に遺跡を取り込むこと、遺跡を都市におけるオープンスペースに当てること等、多様な保存措置を工夫することも重要である。こうした措置をとるためには、関係各部局と協議をすることにより手法を模索することが求められる。また、地域住民の自主的な取り組みや活動があれば、必要に応じて支援を行うことも必要である。

(イ)現状保存された遺跡の整備・活用

・・・遺跡の整備は有効な公開・活用のための工夫の一つであることから、それは従来の方法にとらわれず、それぞれの立地・環境に適合した最善の方法を選択することが求められる。(資料編 P60・68・76・80 参照)

開発計画を変更して公園等に取り込んで現状保存した遺跡についても、遺構表示や説明版等の設置により、その内容や価値を地域住民に示すことが必要である。

また、現状保存できなかった遺跡についても、地域住民がその所在や歴史的な意味を知ることは重要であり、現地において案内板や標柱等でその存在を周知することが求められる。

(ウ) 出土文化財・発掘調査記録の確実な保存と活用 (省略)

(エ) 国民・地域住民のニーズに応えた公開・活用事業の実施

わかりやすく親しみやすい内容 (省略)

発掘調査現場の積極的公開 (省略)

(オ) 埋蔵文化財を地域整備に生かす工夫

埋蔵文化財は土地の履歴を内包していることから、地域整備の中にいかすことは有効であり、それによって現代の日常生活空間の中に歴史性をもたせ、ゆとりや潤いをもたせることが可能となる。考えられる施策・事業の一部として次のようなものがある。

・古代の道路や土地区画に現代の道路や街区を重ね合わせること等、歴史的な特質や土地利用の変遷や従来の子の構造等を踏まえ、都市計画の輪郭を描くこと(資料編 P62 参照)。

・地域にとって重要な遺跡をランドマークとして都市のデザインに生かすこと。

こうしたことは経済的利便性だけではない個性豊かな地域づくりにとって有効であり、各地方公共団体における埋蔵文化財のあり方から工夫する必要がある。

また、発掘現場により明らかになった過去の地震や災害の痕跡、地形・地質の特徴は、現代の防災計画にとって有益な情報を含んでいることがあるので、地域の整備計画の中に組み込むことも考えられる(資料編 P72 参照)。

…以下省略 ✕

Ⅳ.『今後の埋蔵文化財保護体制のあり方について(報告)』

平成20年3月31日

埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会

文化庁 より抜粋

第2章 埋蔵文化財行政における発掘調査の位置づけ

埋蔵文化財の保護を進めるうえにおいて発掘調査は必要不可欠の措置であり、極めて重大な意味を持っている。本章では、各種の発掘調査がどのように実施されるべきかについて検討する。

1. 埋蔵文化財および発掘調査の特性

埋蔵文化財の特性 (省略) 発掘踏査の特性 (省略)

2. 埋蔵文化財行政における発掘調査の位置づけ

(1) 各段階における各種の発掘調査の目的と性格

埋蔵文化財の本来のあり方は、地域に所在する埋蔵文化財を正確に把握し、その内容・価値に応じて適切に保存し活用することである。そのために①把握・周知、②調整、③保存、④活用の4つの段階を適切に行う必要がある。各段階における行政目的を達成するために、①「把握・周知」の段階における分布調査、試掘・確認調査、②「調整」の段階における試掘・確認調査、③「保存」の段階における(ア)埋蔵文化財の現状保存を図るための確認調査(以下「保存目的調査」という)、(イ)記録保存調査、④「活用」の段階における活用のための調査(以下①から②の調査を「行政目的で行う調査」という。このほか、発掘調査には、大学等研究機関が学術研究を目的に実施する調査がある。)を行うこととなる。

これらの調査が各段階で適切に行われることにより、はじめて埋蔵文化財保護のための的確な行政判断を行うことができる。各段階は相互に密接に関連しており、かつ一連の流れとなってはじめて埋蔵文化財行政が適切に機能する。各段階で行われる「調査」は行政措置と不可分に結びついており、それを行政から切り離してしまうと、埋蔵文化財行政の適切な遂行は不可能になる。

各段階での調査の種類、目的と内容は以下のようにまとめられる。

①把握・周知 (分布調査、試掘・確認調査)

法第93・94条の規定により土木工事の届出を必要とする(すなわち法的な保護の対象となる)周知の埋蔵文化財包蔵地を定め、これを遺跡台帳、遺跡地図等へ登載することにより国民への周知徹底を図るために、埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲を把握することを目的とする調査である。…新たな情報に基づき常時更新していく必要がある。出土品の年代や地形・地目、調査地点とその内容・成果を総合的に勘案し、法的に保護の対象とするか否かを決定する行政判断と一体となった調査である。

②調整 (試掘・確認調査)

法第93・94条の届出等に対応し、埋蔵文化財の保存と開発事業計画とを調整し、埋蔵文化財の取扱いを決定するために行う発掘調査である。試掘調査は埋蔵文化財の有無の確認、確認調査はその範囲・性格・内容等の概要の把握を行うためのもので、現状保存を図るか、あるいは費用負担を求めて記録保存調査の指示等を行うか等の行政判断と一体となった調査である。…埋蔵文化財の取扱いを決定するうえでは、関係する既往の諸調査の成果を十分踏まえ、部分的な調査範囲での地形・土層、遺構・遺物等の限られた情報から、遺跡の範囲・内容・価値等を総合的に判断しなければならない。

③保存（保存目的調査、記録保存調査）

（ア）保存目的調査

学術上の価値が高い等地域の歴史にとって重要な遺跡について、その現状保存を目指して遺跡の内容や範囲を把握するために行う発掘調査である。史跡として保護していくのかそれ以外の手法をとるのか、史跡とする場合には国あるいは地方公共団体の史跡とするのか等の行政判断と一体となった調査である。

（イ）記録保存調査

法第93・94条の届出等に対し、試掘・確認調査の成果を踏まえて開発事業者と調整を行い、その結果、やむを得ず現状で保存を図ることができない埋蔵文化財について、都道府県または指定都市の教育委員会（以下「都道府県教育委員会等」という）による指示等に基づき、開発事業者の委託により実施される発掘調査である。完掘することにより遺跡のもつ情報を過不足なく得る必要がある。記録保存の措置を執るという行政判断は下されているが、調査開始後に試掘・確認調査では予測できなかった成果等により重要な遺跡であると判明した場合、開発事業者等と再調整を行う必要があり、その結果によっては、記録保存する旨の方針を変更することもあるため、調査の進行に伴って適切な行政判断が求められる。

④活用（活用のための調査）

遺跡の整備等、活用のために必要な情報を得るために行う発掘調査である。現状保存が決定している史跡指定地内での発掘調査は、史跡の保存に重大な影響が及ぶことのないよう適切に行われる必要があるので、基本的には整備等の計画・事業について指導委員会等の指導・助言を受け、その史跡を管理する地方公共団体が法による現状変更の許可を得たうえで実施する。

（2）各種の発掘調査の目的と調査主体のあり方

基本的な考え方

行政目的で行う調査は、埋蔵文化財の保護措置として行われるものであり、その成果は相互に関連する埋蔵文化財行政の各段階における行政措置や施策に的確に反映させ、地域において確実に蓄積し、地域や住民のために将来にわたり守り伝えなければならない。…

一方、これらの調査は、前項でみたとおり行政判断との関係において2種に分けることができるが、調査主体のあり方についての原則的な考え方は次のとおりである。

分布調査、試掘・確認調査、保存目的調査、活用のための調査

これらの調査は、埋蔵文化財を法的にどのように保護するのかという行政判断を下すために行われる、行政判断と一体となった調査である。…

記録保存調査（省略）（本紙Ⅲ－第二章－1－（1）…現状保存を図ることができない場合には、次善の策として記録保存のための発掘調査を行い…）

…以下省略 ✕

以上

改訂履歴

改訂1版：2018年（平成30年）11月30日 金曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

1. II. 『埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について』 庁保記第七五号 平成十年九月二十九日 各都道府県教育委員会教育長 文化庁次長 より抜粋（別紙2）
記録保存のための発掘調査その他の措置を行う場合の基本的な考え方（1）工事前の発掘調査を要する場合の基本的な考え方 に

1 工事により埋蔵文化財が掘削され、破壊される場合は発掘調査を行うものとする。 2, 3（省略）を追加。 ✕

1. 『公共工事の実施と埋蔵文化財の保護に係る連絡調整体制の整備について』

庁保記第一八三号

平成九年八月七日

各都道府県教育委員会教育長あて

文化庁次長通知

公共工事の実施と埋蔵文化財の保護に係る連絡調整体制の整備について

埋蔵文化財の保護を図りつつ、開発事業を円滑に進めるためには、開発関係部局と文化財保護担当部局との連絡調整体制を緊密に行うことが必要であります。このため、これまで、昭和五六年七月二四日付け庁保記第一七号、昭和六〇年一二月二〇日付け庁保記第一〇二号、平成五年一一月一九日付け庁保記第七五号及び平成八年一〇月一日付け庁保記第七五号で通知してきたところであり、これらの通知を踏まえ、貴教育委員会及び貴管下各市町村(特別区を含む。以下同じ。)教育委員会並びに関係機関の御協力により、逐次必要な措置が講じられているところであります。

しかしながら、この点については、「公共工事コスト縮減対策に関する行動指針」(平成九年四月四日公共工事コスト縮減対策関係閣僚会議策定)及び「文教施設における公共工事コスト縮減対策について」(平成九年四月二二日付け文施指第一四四号文部事務次官通知)において、公共工事に係る埋蔵文化財の取扱い等に関し、公共工事担当部局と文化財保護担当部局との連絡調整システムの整備を行うよう求められているところであり、公共工事担当部局と文化財保護担当部局との連絡調整について、なお一層の改善を図る必要があると考えられます。

ついては、貴教育委員会におかれましては、左記の事項に御留意のうえ、公共工事に伴う埋蔵文化財の取扱い等に係る公共工事担当部局と文化財保護担当部局との連絡調整体制を早急に整備されるようお願いいたします。

おって、前記の「公共工事コスト縮減対策に関する行動指針」及び「文教施設における公共工事コスト縮減対策について」においては、その実施状況のフォローアップを行い、公共工事コスト縮減対策関係閣僚会議に報告することとなっていますのでご承知おき願います。

なお、本通知については、公共工事担当省庁と協議済みのものであり、文化庁では、併せて、各都道府県知事宛に、各都道府県の公共工事担当部局が教育委員会へ協力するよう依頼するとともに、公共工事担当省庁に対して、関係地方支分部局等の公共工事担当部局が教育委員会へ協力するよう依頼していることを申し添えます。

記

一 国、都道府県等の行う公共工事に係る埋蔵文化財の取扱いに関する連絡調整体制

公共工事に係る埋蔵文化財の適切な取扱いのためには、公共工事担当部局と文化財保護担当部局との連絡調整を一層密にする必要がある。

このため、各都道府県教育委員会は、別図を参考にして、国、公団、都道府県、都道府県の公社が発注する公共工事に伴う埋蔵文化財の取扱いに関し、教育委員会とこれらの公共工事担当部局との定期的な連絡調整の場を設け、以下のような措置を講ずること。

(一) 事業計画等の情報交換

教育委員会は、公共工事担当部局に対し、埋蔵文化財に関する情報提供を行うとともに、公共工事担当部局の今後の事業計画について情報収集を行い、当面の予定のみならず、計画の初期段階にあるものも含め、できる限り長期間にわたっての事業の計画を把握するよう努めること。

(二) 埋蔵文化財の取扱い等に関する協議

教育委員会は、把握した事業予定地のうち、必要なものについては、できる限り速やかに現地踏査、試掘調査、確認調査により埋蔵文化財包蔵地の有無及びその内容を確認し、その結果を公共工事担当部局に示すこと。

事業予定地に埋蔵文化財包蔵地の存在が確認された場合は、当該埋蔵文化財の保存の要否、発掘調査を要する場合の発掘調査範囲、期間や経費の見積もり等を含め、その取扱いについて協議を行うこと。

(三) 次年度調査体制等に関する調整

公共工事担当部局の事業実施計画を踏まえ、発掘調査を実施する日程・体制について調整を行うこと。

二 市町村の行う公共工事に係る埋蔵文化財の取扱いに関する連絡調整体制

各都道府県教育委員会は、市町村が発注する公共工事に伴う埋蔵文化財の取扱いに関し、一に準じて、各市町村教育委員会が当該市町村の公共工事担当部局との連絡調整体制を整備し、その取扱いを適切に行うよう指導すること。

三 その他

(一) 連絡調整のスケジュールについては、各都道府県の実状に応じて適宜定めるが、次年度の埋蔵文化財調査の円滑な実施に支障を生じないように配慮すること。

(二) 連絡調整の場においては、発掘調査に伴い出土した文化財の展示等、発掘調査の成果を活用することについても、積極的に検討を行うこと。 ✕

II. 『埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について』

庁保記第七五号
平成十年九月二十九日

各都道府県教育委員会教育長

文化庁次長

埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について(通知)

標記のことについては、これまで数次にわたり通知したところであり、貴教育委員会、貴管内各市町村(特別区を含む。以下同じ。)の教育委員会及び関係機関の御努力により、逐次必要な措置が講じられ、各地方公共団体における埋蔵文化財行政の改善・充実が図られてきているところであります。

しかしながら、この数年来、平成6年7月の規制緩和に関する閣議決定、平成7年11月の総務庁による勧告等において、埋蔵文化財の保護と開発事業との適切な調整、発掘調査の迅速化、発掘調査に係る費用負担の明確化等が指摘されるなど、埋蔵文化財の保護と発掘調査に関する施策の一層の充実と適切な実施が求められています。

また、当庁では、平成6年度から「埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査委員会」を設け、埋蔵文化財行政に関する基本的な事項について順次調査研究を行っており、平成9年度においては、埋蔵文化財の把握と周知、開発事業に伴う発掘調査の取扱い等についての調査研究を行い、平成10年6月、その報告を受けたところであります。

これらの状況を踏まえ、貴教育委員会におかれましては、特に下記の事項に留意の上、埋蔵文化財行政の改善・充実に努めるようお願いいたします。また、管内の市町村教育委員会に対しこの趣旨の周知が図られるようお願いいたします。

本通知により、昭和56年7月24日付け庁保記第17号、昭和60年12月20日付け庁保記第102号、平成5年11月19日付け庁保記第75号の「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化について」及び平成8年10月1日付けの庁保記第75号の「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」の各通知は廃止します。

記

1 基本的事項

(1) 埋蔵文化財保護の基本的な考え方

埋蔵文化財は、国民共通の財産であると同時に、それぞれの地域の歴史と文化に根ざした歴史的遺産であり、その地域の歴史・文化環境を形作る重要な要素であることから、基本的には各地域で保存・活用その他の措置を講ずるという理念に基づいて諸施策を進めること。

(2) 埋蔵文化財保護に関する諸施策の推進

埋蔵文化財の保護に当たっては、市町村、都道府県、国それぞれの観点から保護を要する重要な遺跡の条例や法律による史跡指定等の推進、埋蔵文化財行政に係る体制の整備・充実、発掘調査体制・方法の改善等に積極的に取り組むこと。

(3) 開発事業者等への対応の基本

埋蔵文化財に関する開発事業者との調整や発掘調査その他の措置に関しては、事業者その他関係者に対し埋蔵文化財保護の趣旨を十分説明し、その理解と協力を基本として進めること。

(4) 関係部局との連携

埋蔵文化財の保護行政は、各地方公共団体における開発担当部局等、教育委員会以外の関係部局との連絡・協調の下に進めること。

(5) 客観化・標準化の推進

埋蔵文化財の保護に関する行政は、保護の対象が地下に埋もれているための確に把握することが困難であり、また、その内容や所在状況がきわめて多様であるため必ずしも定量的な基準に即して行うことに適しない面があるものの、その施策について国民の理解と協力を得るために、可能な限り客観的・標準的な基準を設け、それに即して進めること。

(6) 広報活動等の推進

埋蔵文化財の保護とそのために講ずる諸措置に関しては、発掘調査成果の公開や文化財保護施策に係る広報活動等に積極的に取り組むことにより、埋蔵文化財行政について広く国民の理解を得、その協力によって進めること。

2 埋蔵文化財行政の組織・体制のあり方とその整備・充実について

(1) 地方公共団体における体制の整備・充実 (省略)

(2) 市町村の役割及び体制の整備・充実

埋蔵文化財は地域の歴史と文化に根ざした歴史的遺産であることから、地域の埋蔵文化財の状況を適切に把握することができる市町村が重要な役割を果たすことが必要である。…(以下省略)

(3) 都道府県の役割及び体制の整備・充実

都道府県は、大規模な、あるいは複数の市町村にまたがる埋蔵文化財の保護及びこれらに係る開発事業との調整・発掘調査を行い、重要な遺跡の保存・活用等を推進するとともに、管内の市町村における埋蔵文化財保護行政に関する指導・援助及び連絡調整を行うことが求められる。

特に、埋蔵文化財保護の具体的な内容が市町村ごとに大きな差異を生ずることを避け、行政の客観化・標準化を進めるためには、各都道府県教育委員会において、保護の基本となる方針や標準を定め、それを基に管内の市町村を指導することが望ましい。

…(以下省略)

(4) 地方公共団体間の専門職員の相互派遣 (省略)

(5) 発掘調査を業務とする財団その他の組織・機関のあり方 (省略)

(6) 民間調査関係組織の適切かつ効果的な導入 (省略)

(ア) 発掘調査に関連する各種の業務について (省略)

(イ) 発掘調査について (省略)

3 開発との調整について

埋蔵文化財の保護と開発事業の調整は、事業者の理解と協力の上に成り立つものであることを踏まえ、次の各事項に留意の上、遺漏の無いよう措置されたい。なお、公共事業の実施と埋蔵文化財の保護に係る調整については、平成9年8月7日付け庁保記第183号「公共工事の実施と埋蔵文化財の保護に係る連絡調整体制の整備について」

により通知したところであり、連絡調整体制の整備により努めていただきたい。

(1) 関係部局との連携体制の確保による計画の早期把握

各地方公共団体における開発事業者に対して指導等の行政を相当する部局との間の連携を強化し、各部局に關係する開発事業計画の早期把握と適切な事前調整に努めること。

(2) 事業者との調整事業者との間で開発事業計画と埋蔵文化財保護との調整を行うに当たっては、次の各事項に留意する必要がある

- 1、2、3、4、5、(省略)

(3) 発掘調査の円滑・迅速化

開発事業との調整の結果行われる記録保存のための発掘調査については、効率的に進めるため、次の各事項に留意する必要がある。

- 1、2、3、(省略)

4. 埋蔵文化財包蔵地の把握と周知について

埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲を的確に把握し、これに基づき保護の対象となる周知の埋蔵文化財包蔵地を定め、これを資料化して国民への周知の徹底を図ることは、埋蔵文化財の保護上必要な重要事項である。周知の埋蔵文化財包蔵地は、法律によって等しく国民に保護を求めるものであるから、その範囲は可能な限り正確に、かつ、各地方公共団体間で著しい不均衡のないものとして把握され、適切な方法で定められ、客観的な資料として国民に提示されなければならない。

このため、都道府県教育委員会においては、平成10年6月の埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会による報告「埋蔵文化財の把握から開発事前の発掘調査に至るまでの取扱いについて」(以下「報告書」という。)の第1章、2を参照の上、次の各事項に留意の上、必要な措置を講ずることとされたい。

(1) 埋蔵文化財として扱うべき遺跡の範囲

何を埋蔵文化財とするかについては、次の1)に示す原則に則しつつ、かつ2)に示す要素を総合的に勘案するとともに、地域における遺跡の時代・種類・所在状況や地域的特性等を十分考慮して、各都道府県教育委員会において、一定の基準を定めることが望ましい。

なお、埋蔵文化財とする範囲は、今後の発掘調査の進展による新たな発見や調査事例の蓄積、研究の進展により変化する性格のものであるので、上記の基準は適宜合理的に見直すことが必要と考えられる。

1) 埋蔵文化財として扱う範囲に関する原則

- 1 おおむね中世までに属する遺跡については、原則として対象とすること。
- 2 近世に属する遺跡については、地域において必要なものを対象とすることができること。
- 3 近現代の遺跡については、地域において特に重要なものを対象とすることができること。

2) 埋蔵文化財として扱う範囲の基準の要素

遺跡の時代・種類を主たる要素とし、遺跡の所作する地域の歴史的な特性、文献・絵図・民俗資料その他の資料との補完関係、遺跡の遺存状況、遺跡から得られる情報量等を副次的要素とすること。

(2) 埋蔵文化財包蔵地の把握と周知の埋蔵文化財包蔵地としての決定

埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲の把握は、地域に密着して埋蔵文化財の状況を適切に把握することができる市町村教育委員会が行うこと。ただし…(省略)…

埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲は、これまでに行われた諸調査の成果に加え、今後、埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲の把握を目的として行う分布調査、試掘、確認調査その他の調査の結果によつて的確に把握し、常時新たな情報に基づいて内容の更新と高精度化を図ること。なお、これまで所在のみが把握され必ずしも範囲が明確に把握されていなかった埋蔵文化財包蔵地については、早急に所要の調査等を行い、順次範囲を把握すること。

上記によつて把握された埋蔵文化財包蔵地については、都道府県教育委員会が、関係市町村の教育委員会との間でその所在・範囲についての調整を行い、周知の埋蔵文化財包蔵地として決定すること。

(3) 周知の埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲の資料化と周知の徹底

上記(2)により都道府県教育委員会が決定した周知の埋蔵文化財包蔵地については、都道府県及び市町村において、「遺跡地図」、「遺跡台帳」等の資料に登載し、それぞれの地方公共団体の担当部局等に常備し閲覧可能にする等による周知の徹底を図ること。また、必要に応じて、関係資料の配布等の措置を講ずること。

この資料については、都道府県と市町村が内容として共通のものを保有することとするともに…(省略)…

なお、資料への表示としては、埋蔵文化財包蔵地の区域は、原則として、その範囲を実線で明確に示すこと。また、遺跡が完全に消失した地域の表示や遺跡の重要性に応じた表示など、表示方法を工夫することも開発事業者側・文化財保護行政側の双方にとって有効なことと考えられる。

5 試掘・確認作業について

周知の埋蔵文化財包蔵地の適切な範囲の決定、開発事業と埋蔵文化財の取扱いの調整、あるいはその調整の結果必要となった記録保存のための発掘調査の範囲及び調査に要する期間・経費等の算定のためには、あらかじめ当該埋蔵文化財の範囲・性格・内容、遺構・遺物の密度、遺構面の数と深さ等の状況を的確に把握しておくことが求められる。また、開発に対応して埋蔵文化財の所在地において盛土等を行うに際しても、後述の6(3)のとおり、一定の記録を残しておくことが求められる。

このため、各教育委員会においては、それぞれの目的に応じて必要な知見や情報を得るために、十分な分布調査や試掘調査(地表面の観察等からでは判断できない場合に行う埋蔵文化財の有無を確認するための部分的な発掘調査)、確認調査(埋蔵文化財包蔵地の範囲・性格・内容等の概要までを把握するための部分的な発掘調査)を行うことが必要である。各地方公共団体においては、このような試掘・確認調査の重要性及び有効性を十分に認識し、これを埋蔵文化財の保護や開発事業との調整等の仕事の中に的確に位置付け、その十分な実施を確保できる職員の配置等の体制整備を図るとともに、より効率的な試掘・確認調査のための方法の改良等に努める必要がある。

なお、開発事業が計画されている区域において改めて分布調査や試掘・確認調査を行う場合は、事業者その他の関係者の十分な理解を得ておくことが必要である。

6 開発事業に伴う記録保存のための発掘調査等について

(1) 記録保存のための発掘調査の要否の判断

周知の埋蔵文化財包蔵地における開発事業と埋蔵文化財の取扱いについての調整の結果、現状保存することができないこととされた遺跡については、記録保存のための

発掘調査その他の措置を執ることとされているが、どのような取扱いにするかについては、第一にその工事区域が地下遺構の内容が状況等の観点で発掘調査を要する範囲に含まれるかどうか、第二に工事の内容が地下遺構に与える影響の観点で記録保存の措置を必要とする場合に当たるかどうかを判断して定める必要がある。

この2点についての基本的な考え方は別紙1及び2のとおりであるので、各教育委員会においては、これを踏まえ、「報告書」の第3章及び第4章を参照の上、必要な措置を講ずることとされたい。

特に、別紙2の各項に示す事項の中には、実際に適用する上では地域的な特性や従前の取扱いとの関連において更に細目的な基準を必要とするものがあるので、それらについては、各都道府県教育委員会において、各地方ブロックで策定された基準又は現在検討中の基準を踏まえる等により工事の種類ごとの取扱い及び数値の適用基準を定めることとされたい。

なお、この適用基準は、埋蔵文化財保護に関する理念の変化や技術的な進歩に伴って変更されていく性格のものであるから、今後、適切に検討の上、見直しを図っていく必要がある。

(2) 記録保存のための発掘調査の範囲の決定

個々の開発事業についてどのような措置を執るか、また、本発掘調査を行う場合の調査範囲については、上記(1)に基づき判断することになるが、試掘・確認調査等により遺跡の性格や内容等を十分に把握した上、専門的な知識及び経験を踏まえて適切に示すことが必要である。このため、…(省略)…

(3) 盛土等とその留意事項 (省略)

7 発掘調査の経費等について (省略)

8 発掘調査成果の活用等による保護の推進

(1) 埋蔵文化財の保護については広く国民の理解を求め、その協力によって進めることが肝要であることから、各地方公共団体及び関係の機関において、発掘調査現場の公開、調査成果のわかりやすい広報、出土品の展示、その他埋蔵文化財保護に関する事業の実施を積極的に進めることとされたい。なお、出土品については、平成9年8月13日付け庁保記第182号「出土品の取扱いについて」を踏まえ、その積極的な活用に努めることとされたい。

(2) 発掘調査終了後は、可能な限り速やかに調査結果の客観的資料化を行い、発掘調査報告書の早期作成とその公表に努めることとされたい。 ✕

(別紙1)

発掘調査を要する範囲の基本的な考え方

(1) 遺構の所在する場所にあたっては、遺構が単独の場合は個々の遺構のみを範囲とし、遺構が歴史的な意味あいを持つ群をなす場合はその群全体の範囲(外側の遺構を順次結んで囲まれる範囲)とすること。また、ごく少数の遺構が互いに離れて存在する場合は、各遺構のみを範囲とするか、これらを含む区域全体を範囲とするかは、その遺構の時代や歴史的意味・性格等を考慮して判断すること。遺跡の中の空閑地については

遺跡の時代や性格等を考慮し、広場等歴史的意味があると考えられる場合は、原則として遺構の範囲に含めること。祭祀遺物が分布する区域あるいは廃棄された遺物が集積する区域等のように、顕著な遺構がなくとも出土状況に意味のある遺物が所在する範囲は、遺構に含めること。

(2) 遺物包含層のみの場合は、遺物の出土状況に基づいて、一定の量の遺物がまとまって所在する区域を範囲とし、遺物が散漫に所在する区域は範囲から除外すること。ただし、出土状況の判定に当たっては、地域性や遺跡の時代・性格等を十分に考慮する必要があり、遺物の出土が散漫な区域であっても地域や時代性等の特性(例えば旧石器時代や縄文時代草創期等、本来遺物が多量に出土することの稀な時代の場合)を考慮して範囲に含めるかどうかを判断すること。

(3) 規格性のある区画や類似する構成・性格の遺構が連続しており一部の遺構の在り方から全体が推定できる場合(例えば田畑及び近世の都市・集落等を構成する道路・木樋・側溝等)は、地域性、遺構の残存状況(現在の市街地との重複等)、発掘調査で得られる情報の内容、考古学的情報以外の資料から得られる情報(古文書等の資料の有無)等の諸要素を総合的に勘案し、本発掘調査を要する範囲を判断すること。 ㄨ

(別紙2)

記録保存のための発掘調査その他の措置を行う場合の基本的な考え方

(1) 工事前の発掘調査を要する場合の基本的な考え方

1 工事により埋蔵文化財が掘削され、破壊される場合は発掘調査を行うものとする。

2 掘削が埋蔵文化財に直接及ばない場合であっても、工事によって地下の埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがある場合や、一時的な盛土や工作物の設置の場合であっても、その重さによって地下の埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがある場合は、発掘調査を行うものとする。

3 恒久的な工作物の設置により相当期間にわたり埋蔵文化財と人との関係が絶たれ、当該埋蔵文化財が損壊したのに等しい状態となる場合は、発掘調査を行うものとする。これを事業の種類ごとに、工事の性質内容に即して、当該工作物の設置あるいは盛土の施工後であっても必要な場合は発掘調査が可能か否かの観点から具体的に示すと、次のとおりである。

○道路等 (省略)

○ダム・河川 (省略)

○恒久的な盛土・埋立 (省略)

○建築物 (省略)

(2) いわゆる「工事立会」、「慎重工事」を要する場合の基本的な考え方

発掘調査を要しない場合で、いわゆる「立会工事」、「慎重工事」の措置を必要とする場合とその内容は、次の基本的な考え方によること。

1 対象地域が狭小で通常の発掘調査が実施できない場合及び工事が埋蔵文化財を損壊しない範囲内で計画されているが現地で状況を確認する必要がある場合には、工事の実施中地方公共団体の専門職員が立ち会うものとする。

なお、その際、遺構が確認される等のことがあった場合はその記録を採る等適切な措

置を講ずること。

2 遺構の状況と工事の内容から、発掘調査、工事立会の必要がないと考えられる場合は、埋蔵文化財包蔵地において工事を行うものであることを認識の上慎重に施工し、遺構・遺物を発見した場合は地方公共団体と連絡をとるよう求めるものとする。

✕

平成19年2月1日

埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会

はじめに

埋蔵文化財は、国や地域の歴史と文化の成り立ちを明らかにするうえで欠くことのできない国民の共有財産である。それを適切に保護し、開発事業との円滑な調整を図るうえで行政上必要とされる事項に関する基本的な方向を検討することを目的として、平成6年10月に「埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会」(以下「委員会」という。)が設置された。

委員会は、これまで、埋蔵文化財保護政策(以下「埋蔵文化財行政」という。)に関する諸課題を検討し、その結果については以下のとおり、報告・提言してきている。

- ・『埋蔵文化財保護体制の整備充実について』(平成7年12月)
- ・『出土品の取扱いについて』(平成9年2月)
- ・『埋蔵文化財の把握から開発直前の発掘調査に至るまでの取扱いについて』(平成10年6月)
- ・『埋蔵文化財の本発掘調査に関する積算基準について』(平成12年9月)
- ・『都道府県における地方分権への対応及び埋蔵文化財保護体制等についての調査結果について』(平成13年9月)
- ・『出土品の保管について』(平成15年10月)
- ・『行政目的で行う埋蔵文化財の調査についての標準』(平成16年10月)

文化庁では、上記の報告を踏まえ、都道府県教育委員会への諸通知等を行い、現在、各地方公共団体において所要の施策が実施されているところである。

以上のように、これまでの課題は、主として開発事業に伴う埋蔵文化財の取扱いと、それに関する発掘調査の実施に関する事であった。しかし、国民の意識が変化し、文化財や環境に対する関心が高まるなか、これまでの埋蔵文化財行政のあり方を見直し、今後の埋蔵文化財行政を展望し、それに応じた体制と理念を構築する必要から、「今後の埋蔵文化財保護行政の展開と体制整備」について検討を行うこととした。課題としては、埋蔵文化財の保存と活用のあり方、それに伴う発掘調査を含めた体制整備のあり方を大きな柱としていたが、それぞれ別に報告した方がまとまりがいいと考えられるようになったことから、当初の予定を変更し、まず「」として本報告を刊行し、引き続き発掘調査を含めた体制整備のあり方についての検討を進めることとした。

検討は、平成16年1月から委員会を3回、委員会に併置された都道府県・市町村の教育委員会及びその関係機関の実務担当者からなる協力者会議を6回開催して行った。会議と併行して実態調査に基づく現状分析や事例研究も行い、埋蔵文化財の多様な意義と価値を確認しつつ、その積極的な保存の視点、あり方としてとるべき施策を検討した。

本委員会としては、この検討結果をまとめ、報告・提言するものであるが、文化庁及び各地方公共団体においては、本報告を踏まえ、埋蔵文化財行政が全体として保存と活用を含めバランスのとれた施策を進め、埋蔵文化財の保護がより一層積極的に図られることを期待するものである。

最後に、検討に参加した委員・協力者及び、調査等にご協力いただいた関係機関ならびに関係者の方々に感謝申し上げます。

序章 本報告の目的 — 今なぜ埋蔵文化財の保存と活用か —

埋蔵文化財とは

文化財保護法によれば、埋蔵文化財は文化財が土地に埋蔵されている状態の総称である。具体的には集落跡・古墳・城跡といった遺跡、そこから出土する土器・石器・埴輪といった遺物(保存と活用の対象となるのは文化財保護法により文化財とされたものであることから、以下では「出土文化財」を用いることもある。)がこれに当たる。現在、埋蔵文化財を包蔵する土地として知られている場所(「周知の埋蔵文化財包蔵地」。一般的にはこれが「遺跡」と言われている。)は全国で約44万か所に達する。

こうした埋蔵文化財は、記録では知ることでできない国や地域の豊かな歴史と文化をいきいきと物語るものである。したがって、これらは個性豊かな地域の歴史的・文化的環境を形づくる重要な素材・資産であり、国民共有の貴重な財産であるとともに、これらをとおして国や地域に対する誇りと愛着をもたらす精神的な拠り所となる。

埋蔵文化財に対する社会的要請

日本では、昭和30年代以降、経済的な発展と社会的基盤の整備が進められ、人々の暮らしが豊かになった反面、国土や自然環境は大きく変貌し、家族を含めた社会における人間関係、生活様式も大きく変わり、たくさんの大切なものを失ってきた。こうしたなか、人々は失ったものを取り戻そうと、心の豊かさや潤いのある暮らしを求め、生涯にわたる学習意欲を高め、自然や歴史・文化を大切に、環境に配慮した生活空間を希求するようになってきている。こうした社会的要請に応えるうえで、地域の歴史や文化を具体的に語りかける遺跡をはじめとする各種の文化財が果たす意義はきわめて大きい。今、それに対する住民の関心や期待は、確実に高まってきている。

また、現在、市町村合併等により地域の再編が進んでいる。遺跡や文化財を有効な素材として活用することは、各地方公共団体にとって必要なアイデンティティを確認し、新たなシンボルを形成していくうえで、重要な施策となる。

埋蔵文化財を取り巻く状況は変わってきている。埋蔵文化財は、こうした社会からの要請、行政的な必要に応えていくことができる格好の素材であり、埋蔵文化財行政はそれに対応することが求められる。

これからの埋蔵文化財行政は何を目指すのか

これまでの埋蔵文化財行政は、開発事業等に関連する遺跡の保存と事業計画の調整、現状保存することができない遺跡についての記録保存を行うための発掘調査の実施に多大な努力を払ってきた。その結果、開発事業計画を変更して現状保存された遺跡が増えるとともに、地域の歴史や文化のあり方を明らかにする膨大な出土文化財と調査記録が蓄積された。

しかし、地域にとっての重要な遺跡が現状保存されない場合も多く、膨大な発掘調査への対応に追われてきたとはいえ、蓄積された成果を十分に活用するに至っていない場合等、埋蔵文化財行政全体としては適切に機能していないところも一方ではある。

図1 これからの埋蔵文化財行政

これからの埋蔵文化財行政は、社会からの要請を踏まえ、埋蔵文化財を保存し未来に継承するとともに、国民・地域住民がその多様な価値により豊かな生活を享受できるよう活用を積極的に進めるため質的転換・向上を図ることが必要であり、現在はまさにそのための絶好の時期である。そうすることにより、国民・地域住民が国や地域に対して誇りと愛着をもち、個性ある地域づくり・ひとづくりを実現することができるようになるといえよう。

第1章 埋蔵文化財の保存・活用とその意義

1. 埋蔵文化財を保存し活用する必要性

(1) 文化財保護法が求めていること

文化財保護法は「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること」(第1条)を目的として、政府・地方公共団体は「文化財が我が国の歴史・文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであり、且つ将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し」、「その保存が適切に行われるように、周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない」(第3条)としている。

このように、文化財保護法では文化財について

- ①国民の文化向上に資すること(第1条)
- ②日本の歴史・文化を正しく理解すること(第3条)
- ③将来の文化の向上発展の基礎となること(第3条)

につなげていくことを求めている。そのためには、文化財を確実に保存し、将来に伝えることだけでは十分ではなく、国民がその多様な価値を認識し、幅広く享受することができるよう、積極的に公開・活用する必要がある。

そして国と地方公共団体は、それぞれ具体的な施策をもってその推進にあたることが求められる。

文化財には有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・文化的景観・伝統的建造物群等があり、埋蔵文化財はそれらが土地に埋蔵されている場合を捉えた類型として文化財保護法に別の制度が規定されているが、保存と活用が求められる点は文化財と同様である(資料編 P102 参照)。

(2) 文化審議会文化財分科会企画調査会の提言

また、平成13年11月16日、文化審議会文化財分科会企画調査会が行った、今後の文化財の保存と活用のあり方に関する報告『文化財の保存・活用の新たな展開—文化遺産を未来に生かすために—』においては、検討の視点として以下のことがらが示された。

- ①幅広い連携協力による文化財の保存・活用
- ②文化財の公開・活用の促進
- ③文化財の種別・性質に応じた多様な保存手法の導入
- ④人々の文化財への理解と愛情と参加を促進する文化財行政
- ⑤文化財を通じた国際交流・国際協力の推進

これらは、埋蔵文化財の保存と活用を進めるうえでも大きな指針となるものであり、こ

うしたことがらに基づき諸施策が行われる必要がある(資料編 P104 参照)。

2. 埋蔵文化財の多様な意義

埋蔵文化財の保存と活用を推進するためには、その意義を正しく認識しておく必要があり、まず埋蔵文化財のもっている意義を整理し、確認しておくこととする。

(1) 歴史的・文化的資産としての意義

埋蔵文化財は国や地域の歴史や文化の成り立ちを明らかにするうえで、欠くことのできない歴史的・文化的資産である。とりわけ、政治・文化の中心地だけでなく各地域に数多く普遍的に、しかもあらゆる人々に関して存在するが、それぞれは個性的である点が大きな特徴である。また、埋蔵文化財は文字や記録のない時代においては唯一の資料であり、文字や記録がある時代においても、人々の生活や生産・生業等、通常文字で記録されることの少ないことがらを明らかにすることのできる資料でもあるという点で学術的価値ももっている。

埋蔵文化財は、多様な地域・時代・分野にわたる価値をもっているのであり、この個性豊かな埋蔵文化財こそ、国や郷土への理解・愛着の本源となる。

(2) 地域及び教育的資産としての意義

地域の資産としての意義

埋蔵文化財はその土地の履歴を具体的に物語るもので、地域のアイデンティティを確立し、歴史を生かした個性ある地域づくりを進めるうえで重要な要素の一つとして生かすことができる。

心の豊かさや潤いのある生活を求める住民にとって、悠久の歴史的・文化的環境のなかで暮らすことは心癒しのものであり、その地域ならではの歴史的・文化的資産は、存在そのものが生活環境において大きな癒しの効果をもっている。そして、史跡指定等により現状保存された遺跡、重要文化財等に指定された出土文化財をはじめ、地域にとって重要な遺跡や出土文化財は、地域の活性化に貢献し、場合によっては産業の育成や観光に結びつくこともある等、地域づくりを進めるうえで多様な価値をもっている。発掘調査によって明らかとなった過去の災害情報や土地利用の変遷等は、地域の防災計画等に生かすことも期待される。

教育的資産としての意義

土の中から掘り出される遺構・遺物は、先人が実際に創りあげ、かつ使ったものそのものである。住民にとって、それらに直に触れることは自分たちの祖先と時代を超えて直接対話することであり、国や地域の歴史や文化に対するあこがれや知的好奇心を刺激するものである。埋蔵文化財は親しみやすい教材として、学校教育における社会科や歴史の学習に役立たせることができる。

また、埋蔵文化財を通して、現在の生活の礎を築いた祖先に対する畏敬の念を育み、生きる知恵や力、あるいは自然との共生や生命への尊厳等の心を学ぶこともでき、今日の社会問題を見つめ直す教材として学校教育における諸活動、さらには生涯学習で活用することもできる。

このほか、体験学習等の諸事業は、地域や世代や様々な立場を超えた多くの人々が交流する機会となり、埋蔵文化財に直接触れる機会は、障害者や高齢者の社会参加の

場を提供することにもなる。さらに、埋蔵文化財の内容や先人たちによりその土地が今日まで守り伝えられてきた背景を知ることは、住民の文化財保護意識の向上に貢献することも期待される。

第2章 埋蔵文化財のあり方並びに保存と活用についての現状と課題

1. 埋蔵文化財行政に求められる保存と活用のあり方

(1) 埋蔵文化財行政の本来のあり方

埋蔵文化財行政の基本

埋蔵文化財行政の基本、本来のあり方は、地域に所在する埋蔵文化財を正確に把握し、それぞれの内容・価値に応じて適切に保存し活用することである。埋蔵文化財は土地に埋蔵された状態を保持していることに意味があることから、現在ある状態のまま将来に伝えていくことが第一義である。

しかし、その価値を損なう開発事業等に対しては、事業計画との円滑な調整を図りつつ、重要な遺跡については史跡指定を図る等により現状保存し、積極的に公開・活用することが求められる。現状保存を図ることができない場合には、次善の策として記録保存のための発掘調査を行い、その成果である出土文化財や調査記録・発掘調査報告書を確実に保存することが求められる。そして、それらをもとにした調査報告を行うことにより、埋蔵文化財のもつ価値を国民・地域住民に還元していく必要がある。

埋蔵文化財行政の構造

以上のような埋蔵文化財行政の構造は次のとおりである。

①把握・周知

遺跡の所在と内容等を把握し、その存在を広く国民に周知することである。

②調整

開発計画が生じた場合、埋蔵文化財の保存と事業計画を調製し、埋蔵文化財の取扱いを決定することである。

③保存

原則として遺跡を現状のまま後世に保存する措置をとり(現状保存)、やむを得ず、そうした措置をとることができない場合、発掘調査等によって埋蔵文化財の記録を作成し、それを保存する(記録保存)ことである。

④活用

現状保存された遺跡の整備や記録保存のための発掘調査による出土文化財等の諸施設による展示等によって、国民・地域住民がその価値をさまざまなかたちで享受できるようにすることである。公開は、活用手法の一つである。

⑤調査

以上の各段階において、さまざまな目的で行われる調査のことである。すなわち、①「把握・周知」における分布調査や試掘・確認調査、②「調整」における試掘・確認調査、③「保存」における現状保存のための確認調査と記録保存のための発掘調査、④「活用」における整備等に必要となる情報を得るための発掘調査等である。このうち、記録保存のための発掘調査が、調査全体のなかでかなりの部分を占めている。

埋蔵文化財行政は、以上の各段階で適切な措置をとる必要がある。特に「活用」は、それが適切に行われることによって、国民・地域住民が埋蔵文化財の価値を認識し、こ

のことが、その後の「把握・周知」や「調整」の、より良いあり方に資することになる。

図2 埋蔵文化財行政の構造

なお、「保存」と「活用」に関しては、相互に密接な関係にある。特に留意しなければならないのは、活用のための措置、たとえば遺跡の整備・公開や出土文化財の展示等が、遺跡や出土文化財の保存にとって支障となることがあってはならない点で、両者はバランスよく行う必要がある。

(2) 埋蔵文化財の保存と活用の対象

埋蔵文化財の保存と活用を進めるうえで対象となるものは以下の3つであり、それぞれ主な施策を示すと次のとおりである。

① 史跡指定等により現状保存の措置がとられている遺跡

遺跡は、遺構・遺物がともに土地と一体的に存在していることに大きな意味・価値があることから、現地で保存し活用することがもっとも望ましい。したがって、このような遺跡については、遺跡のもつ歴史的・文化的な価値を将来にわたって保存するとともに、国民・地域住民がその価値を最大限に享受できるよう、活用することが求められる。

② 積極的な保存措置がとられていない遺跡

このような遺跡については、史跡の指定等による法的な保存措置を講ずる段階に至っておらず、また、差し迫った開発事業計画等との調整を要する段階にもなっていない場合が多いので、さまざまな手法を駆使してその保存と活用を図る必要がある。

これらの保存と活用の措置を講じるうえでは、所在は分かっているにもかかわらず遺跡の範囲・内容や価値が把握されていないものが多いことから、まず試掘・確認調査等によってそれらの把握に努める。そして、その価値に着目しつつ、重要なものは国・地方公共団体で逐次史跡等に指定する等の措置により保存する必要がある。また、そこに開発事業等が計画された場合には、保存について事業計画との調整を行い、現状保存を図ることができないものについては記録保存の措置をとることになる。

③ 記録保存の措置がとられた遺跡に関する記録類・出土文化財

このような遺跡の場合、遺跡は失われるが、発掘調査によりその遺跡がもっていた歴史的・文化的な意味や事実が明らかになり、遺跡に代わる調査記録・発掘調査報告書が残される。

図3 保存・活用を図るべき埋蔵文化財

それらは地域の歴史・文化のあり方を示す資料として、将来にわたり確実に保存するとともに活用することが求められる。出土文化財は、調査記録とともに遺跡の歴史的な意味・内容・価値を示す資料として、適切に保管・管理し公開・活用を図る必要がある。

(3) 体制と役割

(ア) 組織・専門職員・財政措置

埋蔵文化財行政をバランスよく進めるため、各地方公共団体は埋蔵文化財の保存と活用についての明確な方針をもち、施策が実現できる組織、しかるべき資質と能力を備えた専門職員、そして適切な財政措置がそれぞれ確保されていなければならない。

(イ) 役割分担と連携

市町村の役割

埋蔵文化財の保存と活用に関する諸施策を実施するうえで中心的な役割を果たすのは、地域と密接に関わる市町村である。市町村は、地域住民のニーズを直接知る立場として、それを集約しきめ細かい保存・活用施策を企画・実践していくことが求められる。この市町村の活動が地域住民と埋蔵文化財をつなぐ原点となる。したがって、市町村はこうした措置を適切に行うことができる体制を整備する必要がある。

都道府県の役割

都道府県は、市町村域を超えて包括する立場から、地域の歴史や文化の特徴を把握し、各市町村の実情を踏まえたうえで、それぞれの市町村の保存・活用に関する諸施策に対し適切な指導・助言及び財政的支援を行う必要がある。

また、都道府県が保有している発掘調査成果や出土文化財を用いた活用、及び大規模あるいは複数の市町村にまたがることから市町村で行うことが困難な遺跡の保存・活用については、自らが事業主体となって行うことが求められる。

国の役割及び国・都道府県・市町村間の連携

国は、全国的な観点から都道府県・市町村に対し指導・助言を行う必要がある。特に、史跡指定による遺跡の保存に関しては地方公共団体との連携が求められる。また、各地方公共団体が埋蔵文化財の保存と活用に関して、海外を含め、幅広い視野から調査研究を継続的に進め、その成果を埋蔵文化財専門職員に提供することのできる研修の場を設けることが求められる。

以上を基本として、埋蔵文化財の保存と活用の積極的な推進に向かって、国・都道府県・市町村は、相互に密接に連携しなければならない。

2. これまでの埋蔵文化財行政とその課題

(1) 埋蔵文化財行政の進展状況の概要

開発事業に伴う埋蔵文化財保護の体制及び仕組の整備

埋蔵文化財行政では、これまで、開発事業により失われる遺跡についての記録保存のための発掘調査を円滑かつ迅速に行うことが重要な課題であった。昭和30～40年代のいわゆる高度経済成長期には、大規模宅地開発・工業団地造成等の国土開発、高速道路や幹線鉄道の整備等が本格化した。それらの開発事業対象地にある埋蔵文化財について、現状保存ができないものについては記録保存のための発掘調査を行う必要から、地方公共団体及びそれが設置した法人組織(以下「地方公共団体等」という。)における組織・体制の整備、埋蔵文化財専門職員の配置が進められた。この流れは、昭和60年代から平成2・3年頃のいわゆるバブル経済期とその後の景気対策に伴う公共事業が行われた時期まで引き継がれ、その結果、すべての都道府県と半数以上の市町村に埋蔵文化財専門職員が配置され、平成12年度にその数は7111人となった(資料編 P28 参照)。そして、記録保存のための発掘調査に要した経費は、平成9年度に約1300億円に達し、その累積額は2兆円を超える(資料編 P27 参照)。

このような埋蔵文化財専門職員の増加に伴い、埋蔵文化財保護のための事前調整の仕組み、分布調査や試掘・確認調査の実施等、埋蔵文化財を保存し活用するうえで基礎的ではあるが重要な仕組みの整備・充実をもたらしてきたが、総体としてみると記録保存のための発掘調査の円滑・迅速な実施を最優先の目的とするものであった。

埋蔵文化財の保存・活用の進展

発掘調査が積み重ねられた結果、考古学や歴史学の研究が進み、従来の歴史の認識が改められ、教科書が書き換えられるような大きな発見もあった。とりわけ各地域の歴史が具体的に解明され、どの地域にもかけがえのない豊かな歴史や文化があることを明らかにした意義は大きく、重要な遺跡については、史跡等により現状保存が図られてきた。

また、発掘調査により得られた膨大な量の出土文化財は、取扱いの内容・程度の差はあるが、基本的にほぼ全数が保管され、それらのなかには、展示公開され、研究対象に供されてきたものもある。また、発掘調査の成果が記載された発掘調査報告書は地方公共団体や各地の埋蔵文化財センター・研究機関・図書館等において保管・公開され、活用されている。

文化財保護の中心的存在である埋蔵文化財専門職員 (省略)

(2) 近年の埋蔵文化財行政の動向と課題

(ア) 埋蔵文化財行政の基本的課題

行政内における埋蔵文化財行政の位置づけ

埋蔵文化財行政に求められることは、開発事業等への対応だけではなく、重要な遺跡の保存と活用、調査成果や出土文化財の活用等多岐にわたる。しかし、地方公共団体の中には、記録保存のための発掘調査の実施と発掘調査報告書の作成が埋蔵文化財行政である、と認識されているところがあり、埋蔵文化財専門職員のなかにもそうした考え方をもっている場合がある。

行政上の具体的な方針・計画

各地方公共団体は、埋蔵文化財行政を推進するうえで、将来を見渡す方針・計画をたて、施策の一貫性や客観性を保持する必要がある。しかし、そうした方針・計画を策定しているところは限られており、史跡指定地周辺をはじめ地域における重要な遺跡が十分な保存措置をとられることなく失われていること、組織の改変や埋蔵文化財専門職員の異動等により埋蔵文化財の取扱いに変動が生じていること等、埋蔵文化財行政が正しく機能していない場合がある。

行政組織内における連携不足

埋蔵文化財の保存と活用に関する諸施策を進めるためには、教育委員会内部及び地域づくり等を行う他の部局との連携が不可欠である。しかしながら、開発事業計画との調整という点を除くと、埋蔵文化財の保存と活用のために必要な連携が行われているところは少ない。

(イ) 遺跡の現状保存についての課題

文化財保護法による保存措置

地域における重要な遺跡について、その保存・活用を目的とした発掘調査を実施している地方公共団体は増えてきている。…(省略)…しかし、このような保存措置がとられている遺跡は限られ、記録保存のための調査の過程で重要な遺構が発見されても、適切な保存措置がとられていない場合もみられる。

地方公共団体の条例による保存措置

地方公共団体のなかには条例による史跡指定を積極的に図っているところがある一方で、そのような措置をとっていないところもある。条例による指定の措置がとりにくい大きな理由としては、指定をすることにより土地の公有化を求められることがあり、そのた

めの財政負担が課題であることが挙げられるが、国指定の史跡だけでは地域における重要な遺跡の保存を適切に行っているとはいえない。

史跡等の指定以外の手法による保存

文化財保護関係の法令・条例による史跡指定の措置を受けるに至らない場合でも、他部局と協調しながら、以下に例示するような手法により現状保存の措置がとられている。

- ・遺構や遺物が集中する地点について、開発計画を変更して公園や緑地等にする
- ・道路建設や鉄道建設において、遺跡の所在場所を避けて路線や橋脚位置の変更を行うこと

- ・土地区画整理事業において、遺跡を都市公園等に取り込むこと

- ・自然公園の中に遺跡を取り込むこと

- ・田園空間整備事業のなかに遺跡を取り込むこと

しかし、そうした措置が十分とられていないところも認められる。

(ウ)現状保存した遺跡の整備・活用についての課題 (省略)

(エ)出土文化財・発掘調査記録類の保存と活用についての課題 (省略)

(オ)発掘調査成果を国民に還元するうえでの課題 (省略)

(カ)体制・役割分担上の課題

埋蔵文化財専門員の減少 (省略)

都道府県及び市町村の役割

…(省略)…

市町村が適切に埋蔵文化財行政を進めるうえで重要な役割を担うのが都道府県である。しかし、多くの都道府県ではこれまで開発事業等に伴う発掘調査に対応した調整・調査の充実に重点が置かれてきた。そのため、市町村が実施する埋蔵文化財の保存と活用について積極的に指導・支援・助言を行っているところや、都道府県が主体となって地域における重要な遺跡の保存と活用を目的とした発掘調査やその整備・活用を行うところは限られており、域内全体の埋蔵文化財の保存と活用を進めるうえでの体制は十分とはいえない。

(キ)地域住民との連携についての課題 (省略)

第3章 埋蔵文化財を積極的に保存し活用するための提言

1. 「埋蔵文化財行政の推進による地域づくり・ひとづくり」という新たな方向性の提示

埋蔵文化財は土地に密着して存在していることから、地域のシンボルとして、地域アイデンティティの確立や地域に対する誇りや愛着の醸成に欠くことのできない存在である。したがって、これらを保存し活用することにより、歴史を生かした個性ある地域づくりを進めていくことを、埋蔵文化財行政の大きな柱とする必要がある。

その際、保存し活用する対象としては、学術的な観点だけではなく、地域の視点、過去と現代をつなげる視点をもつことが重要である。

地域づくりにおいては、それを担う地域住民の主体的な活動は不可欠であり、地域の歴史や文化を理解した地域住民を育てる必要がある。埋蔵文化財の発掘調査の成果等を公開・普及することは、地域住民の理解を深めるうえで重要な意味を持つ。

このように、これからの埋蔵文化財行政は、埋蔵文化財の保存と活用に関する諸施策を通して、地域づくり・ひとづくりに寄与するという新たな方向性をもたなければならない。

2. 保存・活用を進めるために必要な6つの視点

(1) 今がその時であること

現在、埋蔵文化財の保存と活用についての社会的要請は高まってきている。しかも、埋蔵文化財の保存と活用を推進することのできる人材、すなわち地域の歴史や文化に関する知識と経験を有する埋蔵文化財専門職員は、地方公共団体によっては十分でないところもあるが、全体としては整備されてきている。

今こそ、埋蔵文化財の保存と活用を積極的に行うことにより、第2章第1節で示した埋蔵文化財行政の基本に近づくことのできる時である。

(2) 意識改革を行い、埋蔵文化財の保存と活用を行政内に適切に位置づけること

埋蔵文化財の保存と活用を推進するためには、埋蔵文化財担当行政機関及び埋蔵文化財専門職員自身が意識改革を行い、埋蔵文化財行政の基本を再確認する必要がある。そして、埋蔵文化財の保存と活用を各地方公共団体の埋蔵文化財行政の中に適切に位置づけなければならない。活用に関する諸事業も、担当者の個人的な努力ではなく、行政上の施策として行われる必要がある。

(3) 蓄積された既往の調査成果を活用すること

(4) 他の文化財を含め総合的に保存し活用すること

(5) 様々な方法で保存と活用の措置を行うこと

埋蔵文化財を保存し活用する方法は、遺跡の内容・性格・価値に応じて、広い視野から選択することが必要である。現状保存の措置については、史跡の指定等文化財保護の制度によるだけでなく、それ以外の制度を利用する。

図4 埋蔵文化財と文化財

また、地域住民が主体となっている活動を事業の一部として組み込むことも考えられ、方法の選択に当たっては、従来のやり方にとらわれないことが必要である。

(6) 実情に応じて施策を段階的に具体化すること

本報告で示す具体的な施策は多岐にわたっており、各地方公共団体が直ちにこのすべてを実施に移すことは困難である場合もあると考えられる。

したがって、各地方公共団体は住民からのニーズを十分に認識したうえで、本報告に示す事項のうち、早急に実施できることと計画的に実現させていくことを見極め、可能なところから改善を図る必要がある。

3. 保存と活用を進めるための具体的施策

(1) 蓄積された成果の確認及び「埋蔵文化財の保存・活用に関する方針・計画」の策定

(ア) 地域の歴史や文化の特徴の把握

蓄積された成果に基づく基礎的データの整理

…(省略)…。具体的な項目としては①調査歴、②検出遺構・出土遺物とその時代・特徴・性格等が考えられ、今後の保存のあり方を検討するうえで、③それまでの保存措置のあり方、④遺跡の現状等についても整理する。

総合的な地域研究の実施

次に、地域における遺跡のあり方の特徴を把握する必要がある。具体的には、①遺跡の立地と分布の関係、②遺跡の時代ごとの特徴と変遷等を明らかにすることであり、それを踏まえて地域の歴史や文化の特徴を明らかにする。そのためには、これまでと異なる視点からの発掘調査等を行うことも考えられ、これらを総合した地域研究を行うことが求められる。

その際には、遺跡だけでなく、史跡・名勝・天然記念物から有形文化財・無形文化財・民俗文化財・伝統的建造物群あるいは文化的景観についても調査・検討の対象とする。

(イ)「埋蔵文化の保存・活用に関する方針・計画」の策定

…(省略)…。

そして、そのような方針・計画を策定したうえで、当該地方公共団体の総合計画やマスタープラン、景観計画等に組み込むことが望ましい。

国においては、各地方公共団体の方針・計画策定を促すとともに、地方公共団体が策定した方針・計画を十分把握し、これに対する支援を図る施策の推進が求められる。

(2)地域づくり・ひとづくりにむけての諸施策の実施

(ア)遺跡の適切な保存

埋蔵文化財包蔵地の範囲の再検討

前項(1)－(ア)により蓄積された成果を再整理したことに基づき、埋蔵文化財包蔵地の範囲について見直しを行う。たとえば、現在の都市が城下町を基盤として成立している場合、城下町に関わる遺構はその都市の成り立ちを考えるうえで重要な意味をもつことから、それらを埋蔵文化財包蔵地に組み込む必要があり、中・近世以降の遺跡については特にその取扱いの再検討が求められる。また、現状において遺跡の分布に粗密がある場合、その空白地域については計画的な試掘調査や工事立会等を行い、遺跡の有無をより正確に把握するよう努める。

地域における重要な遺跡の確実な現状保存

地域における重要な遺跡については市町村、場合によっては都道府県が遺跡の内容・性格等を確認するための発掘調査等を計画的に実施し、その内容に応じて史跡等に指定する等の保存措置をとる必要がある。各地方公共団体では、そのための発掘調査を実施できる体制を確保しておくことが求められる。

開発事業との調整で記録保存の措置をとることとされたものであっても、発掘調査中に新たに重要性が確認され現状保存すべきものと判断された場合は、それに向けて開発事業者との再調整を行わなければならないのは従前と同様である。

史跡の指定等による保存 (省略)

史跡の指定以外の方法による保存

文化財の保護制度以外の制度や方法、すなわち、都市計画法・森林法・自然公園法・自然環境保全法及び農業振興地域の整備に関する法律という土地利用に関する規制、あるいは景観法等の個別法、また自然保護・環境保全・観光・景観等に関する諸施策により開発を回避することによって遺跡等を保存することも考えられる。

また、都市公園・森林公園等の中に遺跡を取り込むこと、遺跡を都市におけるオープンスペースに当てること等、多様な保存措置を工夫することも重要である。こうした措置をとるためには、関係各部署と協議をすることにより手法を模索することが求められる。また、地域住民の自主的な取り組みや活動があれば、必要に応じて支援を行うことも必要である。

(イ) 現状保存された遺跡の整備・活用

現状保存された遺跡については、その遺構を保存するため、多くは埋め戻しを行うが、このことは結果として、遺構の存在や内容、価値を認識しにくくしてしまう。したがって、遺跡の内容や価値を理解しやすくするための整備を行う必要がある。遺跡の整備は有効な公開・活用のための工夫の一つであることから、それは従来の方法にとらわれず、それぞれの立地・環境に適合した最善の方法を選択することが求められる。(資料編 P 60・68・76・80 参照)

開発計画を変更して公園等に取り込んで現状保存した遺跡についても、遺構表示や説明版等の設置により、その内容や価値を地域住民に示すことが必要である。

また、現状保存できなかった遺跡についても、地域住民がその所在や歴史的な意味を知ることが重要であり、現地において案内板や標柱等でその存在を周知することが求められる。

(ウ) 出土文化財・発掘調査記録の確実な保存と活用 (省略)

(エ) 国民・地域住民のニーズに応えた公開・活用事業の実施

わかりやすく親しみやすい内容

埋蔵文化財に関する研究成果の公開・普及は、従来の方法にとられることなく、さまざまな手法をとるよう工夫するべきである(資料編 P52・54・58)。重要なことは、可能な限りより多くの地域住民が埋蔵文化財に接する機会を作り出し、身近なものとして親しんでもらうことである。これは、研究の最先端の成果を普及する場合も同様である。そのためには・・・(省略)

発掘調査現場の積極的公開

発掘調査現場は日々新たな歴史が発見される場であり、住民が地域の歴史への興味関心と埋蔵文化財行政に対する理解を深めるうえで果たす役割は非常に大きく、現地説明会等による発掘調査現場の公開は積極的に行われなければならない。遺跡の保存・活用を目的として行われる発掘調査においては、特にその方法等を配慮することが求められる。その際には、現場で遺構や遺物を発見した時の感動や調査中の思いを語る等、埋蔵文化財の魅力が生き生きと伝わるよう工夫する。

遺跡と発掘調査に直接触れる機会として、児童・生徒あるいは市民が体験発掘に参加することは有効である。その際には、遺跡や発掘調査の意義や留意点等を説明して、遺跡の保存上支障のない方法で実施する配慮が必要である。

また、進行中の発掘調査の状況を速報するために、現地での表示板の設置や資料の配布、インターネットを利用した公開等は有効である。

(オ) 埋蔵文化財を地域整備に生かす工夫

埋蔵文化財は土地の履歴を内包していることから、地域整備の中にいかすことは有効であり、それによって現代の日常生活空間の中に歴史性をもたせ、ゆとりや潤いをもたせることが可能となる。考えられる施策・事業の一部として次のようなものがある。

・古代の道路や土地区画に現代の道路や街区を重ね合わせる事等、歴史的な特質や土地利用の変遷や従来のまちの構造等を踏まえ、都市計画の輪郭を描くこと(資料編 P62 参照)。

・地域にとって重要な遺跡をランドマークとして都市のデザインに生かすこと。

こうしたことは経済的利便性だけではない個性豊かな地域づくりにとって有効であり、各地方公共団体における埋蔵文化財のあり方から工夫する必要がある。

また、発掘現場により明らかになった過去の地震や災害の痕跡、地形・地質の特徴は、現代の防災計画にとって有益な情報を含んでいることがあるので、地域の整備計画の中に組み込むことも考えられる(資料編 P72 参照)。

(3)体制の整備

(ア)組織の整備

埋蔵文化財専門職員の適切な配置 (省略)

埋蔵文化財専門職員の意識改革 (省略)

(イ)財源の確保 (省略)

(ウ)拠点施設の確保 (省略)

(エ)行政組織内における連携 (省略)

(オ)他の地方公共団体等との連携 (省略)

(カ)地域住民・民間との連携

埋蔵文化財の保存と活用に関する諸事業を進めるにあたって、各地方公共団体が地域住民や民間と連携を図ることは、ひとつづくりという観点からも大きな意義がある。とくに、さまざまな活用計画をとおして、現在の土地は過去からの連続の上に存在しており、それを可能な限り将来に伝え保存していくことの必要性を地域住民に伝えることは非常に重要である。

そして、…(省略)

(キ)研究機関及び報道機関との協力関係の構築 (省略)

おわりに

我が国はこれまで、国土開発が強力に推進され、各種の土木工事が活発に行われてきた。それに伴って、国民の理解と協力のもと全国各地で遺跡の発掘調査が広く行われ、そのために都道府県・市町村に埋蔵文化財の調査体制が整備されてきた。地下からの掘り出された遺構・遺物は、どの地域にもかけがえのない歴史があったことを明らかにし、その成果は多くの場合、記録として保存されたが、なかには現状のまま保存された遺跡もある。しかし、埋蔵文化財行政全体としてみると、従前のそれは主として開発事業に伴う発掘調査を円滑に実施することであり、本来あるべき埋蔵文化財行政の目的から偏ったものであったことは否めない。

一方、国民生活や国民の意識は大きく変化しつつあり、いま求められているのはそれぞれの地域固有の歴史や文化に裏打ちされた個性豊かな地域と生活である。埋蔵文化財行政は、そのような社会的要請に的確に対応していく必要がある。さいわいに、これまでの膨大な調査によって、地域で蓄積された歴史的・文化的資産は実に豊富であり、いま、これらの蓄積と成果を豊かな地域づくり・ひとつづくりに生かす時といえる。

本報告では埋蔵文化財の意義と埋蔵文化財行政の基本を見直すとともに、埋蔵文化

財の保存と活用を的確に位置付ける必要性、さらにそれを実現させるための視点、具体的な施策を進めるうえでの留意点、体制整備を充実させること等、埋蔵文化財行政としてのあるべき姿を総体として示した。

各地方公共団体における埋蔵文化財行政を取り巻く環境・状況はさまざまである。ここで示したことがらについても、すでに積極的に実施しているところがあれば、様々な要因によってほとんど着手できていないところもあると考えられる。それぞれの地方公共団体がおかれた環境・状況に応じ、埋蔵文化財の保存と活用を施策として着実に進め、埋蔵文化財行政を向上させていくことが大切である。

われわれの祖先が今日まで守り伝えてきた埋蔵文化財を、現代において活用するとともに次の世代に伝え、国民・地域住民が国と地域に愛着をもち、新しい未来像を作り上げ、歴史を生かした個性ある地域づくりが実現することを切望するものである。✕

4. 『今後の埋蔵文化財保護体制のあり方について(報告)』

平成20年3月31日
埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会
文化庁

はじめに

埋蔵文化財は、国や地域の歴史と文化の成り立ちを明らかにするうえで欠くことのできない国民共有の財産であり地域の資産でもある。それを適切に保護し、開発事業との円滑な調整を図るうえで行政上必要とされる事項に関する基本的な方向について検討することを目的として、平成6年10月に「埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会」(以下「委員会」という。)が設置された。

委員会は、これまで、埋蔵文化財保護政策(以下「埋蔵文化財行政」という。)に関する諸課題を検討し、その結果については以下のとおり、報告・提言してきている。

- ・『埋蔵文化財保護体制の整備充実について』(平成7年12月)
- ・『出土品の取扱いについて』(平成9年2月)
- ・『埋蔵文化財の把握から開発直前の発掘調査に至るまでの取扱いについて』(平成10年6月)
- ・『埋蔵文化財の本発掘調査に関する積算基準について』(平成12年9月)
- ・『都道府県における地方分権への対応及び埋蔵文化財保護体制等についての調査結果について』(平成13年9月)
- ・『出土品の保管について』(平成15年10月)
- ・『行政目的で行う埋蔵文化財の調査についての標準』(平成16年10月)
- ・『埋蔵文化財の保存と活用 ―地域づくり・ひとづくりをめざす埋蔵文化財保護行政―』(平成19年2月)

文化庁では、上記の報告を踏まえ、都道府県教育委員会への諸通知等を行い、現在、各地方公共団体において所要の施策が実施されているところである。

さて、このたびの検討課題は「今後の埋蔵文化財保護体制のあり方について」である。…こうした状況を踏まえ、本委員会では今後の埋蔵文化財行政を推進するうえで、おもに発掘調査をどのような体制で実施するべきかについての検討を行うこととした。

検討は、平成19年3月から委員会を3回、委員会に併置された都道府県・市町村の教育委員会の実務担当者からなる協力者会議を4回開催して行った。委員会では記録保存のための発掘調査(以下「記録保存調査」という。)や考古学研究に関わる関係機関からのヒアリングを行うとともに、実態調査に基づく現状分析を行い、各地方公共団体における埋蔵文化財保護体制の多様なあり方を確認しつつ、埋蔵文化財行政が今後採るべき基本的方策を示した。

本委員会としては、この検討結果をまとめ、報告・提言するものであるが、文化庁および各地方公共団体においては、本報告を踏まえ、埋蔵文化財保護体制の確立に向けて適切な措置を講じるよう期待するものである。

第一章 埋蔵文化財保護体制の現状と課題 (省略)

第2章 埋蔵文化財行政における発掘調査の位置づけ

埋蔵文化財の保護を進めるうえにおいて発掘調査は必要不可欠の措置であり、極めて重大な意味を持っている。本章では、各種の発掘調査がどのように実施されるべきかについて検討する。

1. 埋蔵文化財および発掘調査の特性

埋蔵文化財の特性 (省略)

発掘踏査の特性 (省略)

2. 埋蔵文化財行政における発掘調査の位置づけ

(1) 各段階における各種の発掘調査の目的と性格

埋蔵文化財行政の本来のあり方は、地域に所在する埋蔵文化財を正確に把握し、その内容・価値に応じて適切に保存し活用することである。そのために①把握・周知、②調整、③保存、④活用の4つの段階を適切に行う必要がある。各段階における行政目的を達成するために、①「把握・周知」の段階における分布調査、試掘・確認調査、②「調整」の段階における試掘・確認調査、③「保存」の段階における(ア)埋蔵文化財の現状保存を図るための確認調査(以下「保存目的調査」という)、(イ)記録保存調査、④「活用」の段階における活用のための調査(以下①から②の調査を「行政目的で行う調査」という。このほか、発掘調査には、大学等研究機関が学術研究を目的に実施する調査がある。)を行うこととなる。

これらの調査が各段階で適切に行われることにより、はじめて埋蔵文化財保護のための的確な行政判断を行うことができる。各段階は相互に密接に関連しており、かつ一連の流れとなっはじめて埋蔵文化財行政が適切に機能する。各段階で行われる「調査」は行政措置と不可分に結びついており、それを行政から切り離してしまうと、埋蔵文化財行政の適切な遂行は不可能になる。

各段階での調査の種類、目的と内容は以下のようにまとめられる。

①把握・周知 (分布調査、試掘・確認調査)

法第93・94条の規定により土木工事の届出を必要とする(すなわち法的な保護の対象となる)周知の埋蔵文化財包蔵地を定め、これを遺跡台帳、遺跡地図等へ登載することにより国民への周知徹底を図るために、埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲を把握することを目的とする調査である。既往の諸調査の成果に加え、新たに行う分布調査(踏査)、試掘・確認調査等の結果により埋蔵文化財包蔵地に関する内容を的確に把握するとともに、それを新たな情報に基づき常時更新していく必要がある。出土品の年代や地形・地目、調査地点とその内容・成果を総合的に勘案し、法的に保護の対象とするか否かを決定する行政判断と一体となった調査である。

②調整 (試掘・確認調査)

法第93・94条の届出等に対応し、埋蔵文化財の保存と開発事業計画とを調整し、埋蔵文化財の取扱いを決定するために行う発掘調査である。試掘調査は埋蔵文化財の有無の確認、確認調査はその範囲・性格・内容等の概要の把握を行うためのもので、現状保存を図るか、あるいは費用負担を求めて記録保存調査の指示等を行うか等の行政

判断と一体となった調査である。調整の結果、やむを得ず現状保存の措置を執ることができない場合、記録保存調査の範囲の決定、調査に要する期間・経費等の算定のため、当該埋蔵文化財の遺構・遺物の密度、遺構面の数や深さおよびその性格や内容等を的確に把握することが必要である。埋蔵文化財の取扱いを決定するうえでは、関係する既往の諸調査の成果を十分踏まえ、部分的な調査範囲での地形・土層、遺構・遺物等の限られた情報から、遺跡の範囲・内容・価値等を総合的に判断しなければならない。

③保存（保存目的調査、記録保存調査）

（ア）保存目的調査

学術上の価値が高い等地域の歴史にとって重要な遺跡について、その現状保存を目指して遺跡の内容や範囲を把握するために行う発掘調査である。史跡として保護していくのかそれ以外の手法をとるのか、史跡とする場合には国あるいは地方公共団体の史跡とするのか等の行政判断と一体となった調査である。

（イ）記録保存調査

法第93・94条の届出等に対し、試掘・確認調査の成果を踏まえて開発事業者と調整を行い、その結果、やむを得ず現状で保存を図ることができない埋蔵文化財について、都道府県または指定都市の教育委員会（以下「都道府県教育委員会等」という）による指示等に基づき、開発事業者の委託により実施される発掘調査である。完掘することにより遺跡のもつ情報を過不足なく得る必要がある。記録保存の措置を執るという行政判断は下されているが、調査開始後に試掘・確認調査では予測できなかった成果等により重要な遺跡であると判明した場合、開発事業者等と再調整を行う必要があり、その結果によっては、記録保存する旨の方針を変更することもあるため、調査の進行に伴って適切な行政判断が求められる。

④活用（活用のための調査）

遺跡の整備等、活用のために必要な情報を得るために行う発掘調査である。現状保存が決定している史跡指定地内での発掘調査は、史跡の保存に重大な影響が及ぶことのないよう適切に行われる必要があるため、基本的には整備等の計画・事業について指導委員会等の指導・助言を受け、その史跡を管理する地方公共団体が法による現状変更の許可を得たうえで実施する。

（2）各種の発掘調査の目的と調査主体のあり方

基本的な考え方

行政目的で行う調査は、埋蔵文化財の保護措置として行われるものであり、その成果は相互に関連する埋蔵文化財行政の各段階における行政措置や施策に的確に反映させ、地域において確実に蓄積し、地域や住民のために将来にわたり守り伝えなければならない。したがって、記録保存調査を含め行政目的で行う調査全般については、可能な限り地方公共団体が調査主体となって実施することが望ましい。

一方、これらの調査は、前項でみたとおり行政判断との関係において2種に分けることができるが、調査主体のあり方についての原則的な考え方は次のとおりである。

分布調査、試掘・確認調査、保存目的調査、活用のための調査

これらの調査は、埋蔵文化財を法的にどのように保護するのかという行政判断を下すために行われる、行政判断と一体となった調査である。この種の調査の場合は、事前に調査対象の内容が十分に把握できていないことが多い。そのため、調査の進行にしたがって刻々と変化する発掘調査現場にあって、適宜、調査位置の変更や調査範囲の拡張を行う等の目的に即した判断と進行管理を行うことが求められる。こうしたことは行政

上の措置そのものであることから、これらの調査は地方公共団体が調査主体となつて行う必要がある。

また、活用のための調査は、法令に基づく現状変更許可を得たうえで行う場合が多いことから、許可内容と齟齬がないよう、また不測の事態に備えるためにも地方公共団体が調査主体となつて行う必要がある。また、その後の整備・活用の基本方針を設定する等、整備事業の全体像を構築するうえでも、地方公共団体が調査主体となつて実施するのが適当である。

記録保存調査

記録保存調査は試掘・確認調査によって埋蔵文化財の概要が一定程度把握され、記録保存の措置を執るという行政判断が下されたうえで実施される。そのため発掘調査に関する方法・期間等基本的な内容が決まっており、原則として遺跡の完掘を前提にしている。

したがって、この種の調査は地方公共団体が調査主体となつて行うほか、それが設置した調査組織、および十分な能力をもつ地方公共団体等以外の組織が行うことも考えられる。

しかしながら、発掘調査の大半を占める記録保存調査は一般的に規模が大きく、地域の埋蔵文化財に関する情報を最も多く得ることができる機会であり、これまでは地方公共団体等がこれらの調査を継続的に行ってきた結果、その成果は埋蔵文化財行政全体に最大限有効に活かされ、地域の歴史・文化の解明に大きく貢献してきた。このように記録保存調査が埋蔵文化財行政全体に大きな影響を及ぼすことを考えると、今後も可能な限り地方公共団体等が調査主体となつて実施することが望ましく、地方公共団体等以外の組織を記録保存調査に導入することについては、埋蔵文化財行政の推進の観点から慎重な検討が求められる。

第3章 記録保存調査の実施に関する要件 (省略)

第4章 今後の埋蔵文化財行政に求められる体制と検討課題 (省略)

おわりに

平成7年12月に本委員会の最初の報告として『埋蔵文化財保護体制の整備充実について』が行われてからすでに12年が経過した。この間の社会の変化は極めて大きなものがある。行政のスリム化は不可避の重要課題である一方、国民の意識変化に伴う文化財の保存・活用に対する期待にも十分こたえる必要がある。こうした変化を踏まえ、このたびの報告では、おもに埋蔵文化財の発掘調査体制のあり方について、あらためて考え方を整理することとした。

これまで我が国の埋蔵文化財保護体制は、世界的にも高く評価されているところであるが、それは地方公共団体における保護体制の整備充実によるところが大きい。したがって、記録保存調査に民間調査組織を導入する場合、これまでの積み重ねをよりよく引き継ぐものでなければならない。埋蔵文化財の保存と活用は地域に根ざしてこそ意味があり、貴重な地域の資産を将来も確実に守り伝えていくための体制整備やその維持は今後も必須である。こうした観点から、今後、より一層、本委員会の前回の報告『埋蔵文化財の保存と活用』で示したような施策が求められる。埋蔵文化財行政を取り巻く状

況が変化しつつある現在、地方公共団体の果たす役割はますます重要となってきたことをあらためて認識する必要がある。

最後に、検討に参加いただいた委員・協力者、実態調査等にご協力いただいた関係者・関係機関の方々、意見聴取にご協力いただいた関係者・関係機関の方々に感謝申し上げます。

以上

『文化財保護法と文化財行政』2017年(平成29年)3月10日 金曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭 改訂2 2018年(平成30年)2月27日 火曜日 より 抜粋/増補

※1. 『養生所/(長崎)医学校等遺跡の文化上の公共の財としての位置づけ』

2017年(平成29年)6月4日 日曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

に以下三件の抜粋を掲載

2. 『文化財保護法と文化財行政』2017年(平成29年)3月10日 金曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭 改訂2 2018年(平成30年)2月27日 火曜日 において当該三件を当該資料に転載

・『公共工事の実施と埋蔵文化財の保護に係る連絡調整体制の整備について』

庁保記第一八三号 平成九年八月七日

各都道府県教育委員会教育長あて 文化庁次長通知

・『埋蔵文化財の保存と活用(報告)』

—地域づくり・ひとづくりをめざす埋蔵文化財保護行政—

平成19年2月1日

埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会

・『今後の埋蔵文化財保護体制のあり方について(報告)』

平成20年3月31日

埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会 文化庁

“歴史学”と“遺跡”そして“都市長崎遺跡”と“養生所/(長崎)医学校等遺跡”

私達当会は、歴史学と遺跡について、まさに歴史上過去の事実であると概念上に認知される事象及び之によって概念上に知られる人類の過去への理解及び之によって構成し得る現在と未来への可能性と希望を形成する歴史学、人類の活動と存在の痕跡であり歴史上過去の事実そのものである物体とその状態及び之によって概念上に知られる人類の過去への理解及び之によって構成し得る現在と未来への可能性と希望の源であり歴史を証徴する遺跡、双方の照合と補完、これらは、人類が、人類の過去を知り、現在と未来の形成への概念を継続的に蓄積し考察し、是等の全てを人類に与えることにおいて、すべてが、人類にとって、貴重であり、重要であり、等しく人々の「意図的措置」によって「その一部でも損壊や滅失によって失われること」があつてはならないものごとである、と考えます。

私達当会は、歴史学が、人類が、人類の過去を知り現在と未来を考察する“知の体系”であるならば、遺跡は、人類が、人類の過去を知り現在と未来を考察するための地球の空間上の各所に概念の超越性に於いて相互に関連して網目を成す人類共通の“社会基盤(infrastructure)”であると考えます。

私達当会は、又、遺跡が、私達人類の生活環境でもあり得る、と考えます。

私達当会は、“都市長崎遺跡”及び“養生所/(長崎)医学校等遺跡”及び遺跡群と個々の遺跡が占有すべき空間、当該遺跡群によって証徴される歴史、即ち、当該事象について、次の通り、理解します。

私達当会は、当該事象について、以下の内容を包含すると、理解します。①世界と日本の社会との繋がりと地球上の地理空間とその特質によって日本の中世から近代にかけて長崎に形成された特異性を有し、共時的通時的に世界に代替のないものであること、②日本における古代～中世～近世、後、近代～現代へと連続する風土と社会と文化と歴史によって蓄積された国力を集約し、再構成するものであること、③長崎が徳川江戸幕府による日本開国の母体であり表玄関であり日本開国の諸施策を展開した最初の拠点都市であり、この長崎で集約して体系的に又附随して展開された事象が日本の国民国家の存続と主権国民国家形成の原動力と効率の要であること、④西欧文明圏以外の人類にとっても社会的な“個人の自由と存在の尊厳”と“自然科学の取扱い”による自律的な人類の福祉の向上が可能であることをこの日本地域の風土と蓄積を基盤に実現しもって之を世界に対して初めて立証して示しよって世界に影響を及ぼし結果としてこの可能性がその後の地球規模の主権国民国家群の成立による現代世界の形成と一方でGlobalizationの双方の基層概念の規定に関与すると考え得る意味に於いてその基層概念を形成すると考え得るし今後も影響し得る処、正しくその端緒であること(この基層は英国の大憲章(Magna Carta)やフランス革命の単一の歴史的発展でなく多面的で多様なものと考え得る)、⑤中世から近代・現代への日本人と諸国又オランダの人々の世界への理解と判断と行動(system)を表すこと。私達当会は、当該する歴史について、以下の遺跡群が之を証徴すると、理解します。①中世に於けるローマ・カトリックによる岬の小さな城塞都市と文化の痕跡、②長崎の中世から近世への町立と変化と展開の痕跡、③幕府の海外交易と対外情報収集と海防の痕跡、④日本開国の痕跡、⑤幕府とオランダによる長崎での長崎海軍伝習の実現とその痕跡、⑥長崎海軍伝習で設立される長崎製鉄所の痕跡—之を継承連続する三菱の造船所、⑦長崎海軍伝習で成立する医学伝習と続く養生所の設置と之を精得館と改称して設置する分析窮理所の存在の痕跡—之を継承連続する長崎府医学校(及び病院)以降一梅毒病院(改称を経て小島病院)の痕跡、⑧長崎資本の活動の痕跡、⑨都市長崎の近代都市基盤の形成の痕跡、⑩プルトニウム型原子爆弾被爆の痕跡、⑪現代都市形成の痕跡即ち現代の都市の姿。

私達当会は、当該事象について、当該事象が、地球上の人類の概念と活動の関連性に於いて成立すること、同時に、地球上の一つの地域であることとその連続的経時的重層性に附随する特異性をもって之を具体的に証徴する遺跡群を形成すること、現在、世界の時間と人々を前提とした従来の普遍的であるがゆえに唯一性を有する概念の有効性への信頼性が揺らいでいること、これ等の経過によって、又、当該事象は、他のあらゆる事象と同様、地球上の全人類にとって有意な歴史上の出来事と之を証徴する遺跡群であることによって、又、日本国内の又世界の、関係する歴史と遺跡と文化に関する各地点との情報交換と連携により形成する筈の地球空間における人々の相互理解の網の目によって、人類にとって、人類の過去を認識し、人類の現在と未来を考える為に、世界で、欠くことのできない事象群の一つである、と理解します。

私達当会は、長崎市及び長崎県、長崎市民、長崎県民、日本人々、世界の方々に、以上の歴史と遺跡即ち当該事象について、その実態を明らかにし、人々の「意図的措置」によって「その一部でも損壊や滅失によって失われること」なく保存して継承し人類の存在と歴史と遺跡とその本源によって人類の現在と未来の為に活用し、不幸にして、既に、人々の意図的措置によって損壊し滅失した遺跡又は遺跡の空間と要素について人類の存在と歴史と遺跡とその本源によって之を原状回復することを要望し、その為の措置をとることを要望し、又、この要望への理解を求めます。

私達当会は、当該遺跡群が、世界の「日本は特別だ」として日本への思索を切捨てる人々に、その思索を再開する契機を提供する、と期待します。

私達当会は、私達人類が、その土地に係わるとき、私達人類には、その土地の遺跡を保存し後世に継承する、権利と義務と私達人類に対する責任が、他の生命や地球環境への配慮を留保しつつ、存在する、と考えます。

私達当会は、長崎に住み、長崎を訪れ、長崎で活動する人々に、自らの行動のうちに、“都市長崎遺跡”及び“養生所/(長崎)医学校等遺跡”及び遺跡群と個々の遺跡が占有すべき空間を保存して後世に継承する、権利と義務と私達人類に対する責任があると自覚し、そう行動するよう要望します。

私達当会は、長崎市及び長崎県及び関係する人々に、遺跡とその空間を破壊して現代の建物や道路を造るのでなく、遺跡の空隙、即ち、遺跡とその空間のない所に現代の建物や道路を造ること、その為の措置をとることを要望します。

私達は、歴史学上に人類の本源への考察を継続すること、及び、遺跡の姿について、之を、変化する現代に於いて、変わるべきものに対して、変わるべきでないものと考え、そのままの在り方/そのままの姿で、後世の人々に継承されるべきものと考えます。 ㄨ

文化財保護法 抜粋

— 養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存と活用より —

2018年(平成30年)11月1日 木曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

文化財保護法 昭和二十五年五月三十日法律第二百四十四条 より抜粋

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

(文化財の定義)

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値が高いもの(これらと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料(以下「有形文化財」という。)

二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(以下「無形文化財」という。)

三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの(以下「民俗文化財」という。)

四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、溪谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む)及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。)で我が国にとって学術上価値の高いもの(以下「記念物」という。)

五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの(以下「文化的景観」という。)

六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの(以下「伝統的建造物群」という。)

2 この法律の規定(第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第五百十三号第一項第一号、第六十五条、第七十一条及び附則第三条の規定を除く。)中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3 この法律の規定(第九十条、第一百条、第一百十二条、第二百二十二条、第三百十一条第一項第四号、第五百十三号第一項第七号及び第八号、第六十五条並びに第七十一条の規定を除く。)中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

(政府及び地方公共団体の任務)

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財が、わが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

(国民、所有者等の心構)

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

……(省略)……

第六章 埋蔵文化財

(調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財(以下「埋蔵文化財」という。)……(省略)

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

第九十三条 (省略)……貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地(以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。)……(省略)

……(省略)……

以上

埋蔵文化財保護行政における代表的な文化庁次長通知や委員会報告による埋蔵文化財保護行政の概要は次のとおりです。

“埋蔵文化財保護行政の基本を「現状保存」とし、各都道府県教育委員会、及びこれに準じて各市町村教育委員会は、国、公団、都道府県、都道府県の公社、市町村が発注する公共工事に伴う埋蔵文化財の取扱いに関し、教育委員会と当該の公共工事担当部局との定期的な連絡調整の場を設け、(一)事業計画等の情報交換によって、教育委員会は、公共工事担当部局に対し、埋蔵文化財に関する情報提供を行うとともに、事業計画について情報収集を行い、計画の初期段階にあるものも含め、できる限り長期間にわたっての事業の計画を把握するよう努めること、(二)埋蔵文化財の取扱い等に関する協議、(三)次年度調査体制等に関する調整、の措置を講じつつ、埋蔵文化財保護行政の4つの段階、即ち、①把握・周知、②調整、③保存、④活用の各段階を認識して様々な行政判断と連携して、a. 埋蔵文化財保護法による保護の措置、b. 当該法以外の土地の利用に関する法律による埋蔵文化財の保存と活用、c. 法律によらない埋蔵文化財の保存と活用、の各方法によって、各局面において分布調査、試掘・確認調査、保存目的調査、活用のための調査によって遺跡の実態(所在・範囲・内容や価値)を把握して4つの段階の目的を達成して埋蔵文化財保護行政の基本である「現状保存」の実現に努め、そこに開発事業等が計画された場合には、保存について事業計画との調整を行い、現状保存を図ることができないものについては(やむを得ない次善の策として)記録保存の措置をとる。

現存する埋蔵文化財や出土文化財、保存されている記録について、文化財保護法の目的に則り、国民の要望に応え、国民に文化財保護行政の成果を還元するものとして、様々な活用を図る。”

参考資料

1. 『公共工事の実施と埋蔵文化財の保護に係る連絡調整体制の整備について』
庁保記第一八三号 平成九年八月七日
各都道府県教育委員会教育長あて 文化庁次長通知
2. 『埋蔵文化財の把握から開発事前の発掘調査に至るまでの取扱いについて(報告)』
平成10年6月 埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会
3. 『埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について(通知)』
庁保記第七五号 平成十年九月二十九日
各都道府県教育委員会教育長 文化庁次長
4. 『埋蔵文化財の保存と活用(報告)－地域づくり・ひとづくりをめざす埋蔵文化財保護行政－』
平成19年2月1日
埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会
5. 『今後の埋蔵文化財保護体制のあり方について(報告)』
平成20年3月31日
埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会 文化庁

以上

以下に、埋蔵文化財保護行政における代表的な文化庁次長通知及び委員会報告の簡略な要約と抜粋を掲載します。

I. 『公共工事の実施と埋蔵文化財の保護に係る連絡調整体制の整備について』
庁保記第一八三号 平成九年八月七日
各都道府県教育委員会教育長あて 文化庁次長通知 より要約

各都道府県教育委員会、及びこれに準じて各市町村教育委員会は、国、公団、都道府県、都道府県の公社、市町村が発注する公共工事に伴う埋蔵文化財の取扱いに関し、教育委員会と当該の公共工事担当部局との定期的な連絡調整の場を設け、
(一)事業計画等の情報交換(教育委員会は、公共工事担当部局に対し、埋蔵文化財に関する情報提供を行うとともに、事業計画について情報収集を行い、計画の初期段階にあるものも含め、できる限り長期間にわたっての事業の計画を把握するよう努めること。) (二)埋蔵文化財の取扱い等に関する協議 (三)次年度調査体制等に関する調整、の措置を講ずること。等

II. 『埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について』
庁保記第七五号 平成十年九月二十九日
各都道府県教育委員会教育長 文化庁次長 より抜粋

1 基本的事項

(1)埋蔵文化財保護の基本的な考え方

埋蔵文化財は、国民共通の財産であると同時に、それぞれの地域の歴史と文化に根ざした歴史的遺産であり、その地域の歴史・文化環境を形作る重要な要素であることから、基本的には各地域で保存・活用その他の措置を講ずるという理念に基づいて諸施策を進めること。

(5)客観化・標準化の推進 ・可能な限り客観的・標準的な基準を設け、それに即して進めること。

4. 埋蔵文化財包蔵地の把握と周知について

(1)埋蔵文化財として扱うべき遺跡の範囲

1)埋蔵文化財として扱う範囲に関する原則

- 1 おおむね中世までに属する遺跡については、原則として対象とすること。
- 2 近世に属する遺跡については、地域において必要なものを対象とすることができること。
- 3 近現代の遺跡については、地域において特に重要なものを対象とすることができること。

2)埋蔵文化財として扱う範囲の基準の要素

遺跡の時代・種類を主たる要素とし、遺跡の所作する地域の歴史的な特性、文献・絵図・民俗資料その他の資料との補完関係、遺跡の遺存状況、遺跡から得られる情報量等を副次的要素とすること。

6 開発事業に伴う記録保存のための発掘調査等について

(1) 記録保存のための発掘調査の要否の判断

...

なお、この適用基準は、埋蔵文化財保護に関する理念の変化や技術的な進歩に伴って変更されていく性格のものであるから、今後、適切に検討の上、見直しを図っていく必要がある。

...以下省略

(別紙1)

発掘調査を要する範囲の基本的な考え方

(1) ...遺跡の中の空闲地については遺跡の時代や性格等を考慮し、広場等歴史的意味があると考えられる場合は、原則として遺構の範囲に含めること。...顕著な遺構がなくとも出土状況に意味のある遺物が所在する範囲は、遺構に含めること。

(2)(3) (省略)

(別紙2)

記録保存のための発掘調査その他の措置を行う場合の基本的な考え方

(1) 工事前の発掘調査を要する場合の基本的な考え方

1 工事により埋蔵文化財が掘削され、破壊される場合は発掘調査を行うものとする。

2、3 (省略)

(2) いわゆる「工事立会」、「慎重工事」を要する場合の基本的な考え方

発掘調査を要しない場合で、いわゆる「立会工事」、「慎重工事」の措置を必要とする場合とその内容は、次の基本的な考え方によること。

1 対象地域が狭小で通常が発掘調査が実施できない場合及び工事が埋蔵文化財を損壊しない範囲内で計画されているが現地で状況を確認する必要がある場合には、工事の実施中地方公共団体の専門職員が立ち会うものとする。

なお、その際、遺構が確認される等のことがあった場合はその記録を採る等適切な措置を講ずること。

2 遺構の状況と工事の内容から、発掘調査、工事立会の必要がないと考えられる場合は、埋蔵文化財包蔵地において工事を行うものであることを認識の上慎重に施工し、遺構・遺物を発見した場合は地方公共団体と連絡をとるよう求めるものとする。 ✕

平成19年2月1日

埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会 より抜粋

第1章 埋蔵文化財の保存・活用とその意義

...

埋蔵文化財に対する社会的要請

日本では、昭和30年代以降、経済的な発展と社会的基盤の整備が進められ、人々の暮らしが豊かになった反面、国土や自然環境は大きく変貌し、家族を含めた社会における人間関係、生活様式も大きく変わり、たくさんの大切なものを失ってきた。こうしたなか、人々は失ったものを取り戻そうと、心の豊かさや潤いのある暮らしを求め、生涯にわたる学習意欲を高め、自然や歴史・文化を大切に、環境に配慮した生活空間を希求するようになってきている。こうした社会的要請に応えるうえで、地域の歴史や文化を具体的に語りかける遺跡をはじめとする各種の文化財が果たす意義はきわめて大きい。今、それに対する住民の関心や期待は、確実に高まってきている。

また、現在、市町村合併等により地域の再編が進んでいる。遺跡や文化財を有効な素材として活用することは、各地方公共団体にとって必要なアイデンティティを確認し、新たなシンボルを形成していくうえで、重要な施策となる。

...

2. 埋蔵文化財の多様な意義

...

(1) 歴史的・文化的資産としての意義

埋蔵文化財は国や地域の歴史や文化の成り立ちを明らかにするうえで、欠くことのできない歴史的・文化的資産である。...

埋蔵文化財は、多様な地域・時代・分野にわたる価値をもっているものであり、この個性豊かな埋蔵文化財こそ、国や郷土への理解・愛着の本源となる。

(2) 地域及び教育的資産としての意義

地域の資産としての意義

埋蔵文化財はその土地の履歴を具体的に物語るもので、地域のアイデンティティを確立し、歴史を生かした個性ある地域づくりを進めるうえで重要な要素の一つとして生かすことができる。

心の豊かさや潤いのある生活を求める住民にとって、悠久の歴史的・文化的環境のなかで暮らすことはことは心地よいものであり、その地域ならではの歴史的・文化的資産は、存在そのものが生活環境において大きな癒しの効果をもっている。...

教育的資産としての意義

土の中から掘り出される遺構・遺物は、先人が実際に創りあげ、かつ使ったものそのものである。住民にとって、それらに直に触れることは自分たちの祖先と時代を超えて直接対話することであり、国や地域の歴史や文化に対するあこがれや知的好奇心を刺激するものである。埋蔵文化財は親しみやすい教材として、学校教育における社会科や歴史の学習に役立たせることができる。

また、埋蔵文化財を通して、現在の生活の礎を築いた祖先に対する畏敬の念を育み、生きる知恵や力、あるいは自然との共生や生命への尊厳等の心を学ぶこともでき、今日の社会問題を見つめ直す教材として学校教育における諸活動、さらには生涯学習で活

用することもできる。...

第2章 埋蔵文化財のあり方並びに保存と活用についての現状と課題

1. 埋蔵文化財行政に求められる保存と活用のあり方

(1) 埋蔵文化財行政の本来のあり方

埋蔵文化財行政の基本

埋蔵文化財行政の基本、本来のあり方は、地域に所在する埋蔵文化財を正確に把握し、それぞれの内容・価値に応じて適切に保存し活用することである。埋蔵文化財は土地に埋蔵された状態を保持していることに意味があることから、現在ある状態のまま将来に伝えていくことが第一義である。

しかし、その価値を損なう開発事業等に対しては、事業計画との円滑な調整を図りつつ、重要な遺跡については史跡指定を図る等により現状保存し、積極的に公開・活用することが求められる。現状保存を図ることができない場合には、次善の策として記録保存のための発掘調査を行い、その成果である出土文化財や調査記録・発掘調査報告書を実際に保存することが求められる。そして、それらをもとにした調査報告を行うことにより、埋蔵文化財のもつ価値を国民・地域住民に還元していく必要がある。

...

(2) 埋蔵文化財の保存と活用の対象

埋蔵文化財の保存と活用を進めるうえで対象となるものは以下の3つであり、それぞれ主な施策を示すと次のとおりである。

①史跡指定等により現状保存の措置がとられている遺跡（省略）

②積極的な保存措置がとられていない遺跡

このような遺跡については、史跡の指定等による法的な保存措置を講ずる段階に至っておらず、また、差し迫った開発事業計画等との調整を要する段階にもなっていない場合が多いので、さまざまな手法を駆使してその保存と活用を図る必要がある。

これらの保存と活用の措置を講じるうえでは、所在は分かっているにもかかわらず遺跡の範囲・内容や価値が把握されていないものが多いことから、まず試掘・確認調査等によってそれらの把握に努める。そして、その価値に着目しつつ、重要なものは国・地方公共団体で逐次史跡等に指定する等の措置により保存する必要がある。また、そこに開発事業等が計画された場合には、保存について事業計画との調整を行い、現状保存を図ることができないものについては記録保存の措置をとることになる。

③記録保存の措置がとられた遺跡に関する記録類・出土文化財（省略）

...

第3章 埋蔵文化財を積極的に保存し活用するための提言

1. 「埋蔵文化財行政の推進による地域づくり・ひとづくり」という新たな方向性の提示

埋蔵文化財は土地に密着して存在していることから、地域のシンボルとして、地域アイデンティティの確立や地域に対する誇りや愛着の醸成に欠くことのできない存在である。したがって、これらを保存し活用することにより、歴史を生かした個性ある地域づくりを進めていくことを、埋蔵文化財行政の大きな柱とする必要がある。

その際、保存し活用する対象としては、学術的な観点だけではなく、地域の視点、過去と現代をつなげる視点をもつことが重要である。...

2. 保存・活用を進めるために必要な6つの視点

(1) 今がその時であること（省略） (2) 意識改革を行い、埋蔵文化財の保存と活用を

行政内に適切に位置づけること(省略) (3)蓄積された既往の調査成果を活用すること(省略) (4)他の文化財を含め総合的に保存し活用すること(省略) (5)様々な方法で保存と活用の措置を行うこと(省略) (6)実情に応じて施策を段階的に具体化すること(省略)

3. 保存と活用を進めるための具体的施策

(1)蓄積された成果の確認及び「埋蔵文化財の保存・活用に関する方針・計画」の策定(省略)

(ア)地域の歴史や文化の特徴の把握(省略)

(イ)「埋蔵文化の保存・活用に関する方針・計画」の策定(省略)

(2)地域づくり・ひとづくりにむけての諸施策の実施

(ア)遺跡の適切な保存

埋蔵文化財包蔵地の範囲の再検討

前項により再整理したことに基づき、埋蔵文化財包蔵地の範囲について見直しを行う。たとえば、現在の都市が城下町を基盤として成立している場合、城下町に関わる遺構はその都市の成り立ちを考えるうえで重要な意味をもつことから、それらを埋蔵文化財包蔵地に組み込む必要があり、中・近世以降の遺跡については特にその取扱いの再検討が求められる。また、現状において遺跡の分布に粗密がある場合、その空白地域については計画的な試掘調査や工事立会等を行い、遺跡の有無をより正確に把握するよう努める。

地域における重要な遺跡の確実な現状保存

地域における重要な遺跡については市町村、場合によっては都道府県が遺跡の内容・性格等を確認するための発掘調査等を計画的に実施し、その内容に応じて史跡等に指定する等の保存措置をとる必要がある。各地方公共団体では、そのための発掘調査を実施できる体制を確保しておくことが求められる。

開発事業との調整で記録保存の措置をとることとされたものであっても、発掘調査中に新たに重要性が確認され現状保存すべきものと判断された場合は、それに向けて開発事業者との再調整を行わなければならないのは従前と同様である。

史跡の指定等による保存 (省略)

史跡の指定以外の方法による保存

文化財の保護制度以外の制度や方法、すなわち、都市計画法・森林法・自然公園法・自然環境保全法及び農業振興地域の整備に関する法律という土地利用に関する規制、あるいは景観法等の個別法、また自然保護・環境保全・観光・景観等に関する諸施策により開発を回避することによって遺跡等を保存することも考えられる。

また、都市公園・森林公園等の中に遺跡を取り込むこと、遺跡を都市におけるオープンスペースに当てること等、多様な保存措置を工夫することも重要である。こうした措置をとるためには、関係各部局と協議をすることにより手法を模索することが求められる。また、地域住民の自主的な取り組みや活動があれば、必要に応じて支援を行うことも必要である。

(イ)現状保存された遺跡の整備・活用

…遺跡の整備は有効な公開・活用のための工夫の一つであることから、それは従来の方法にとらわれず、それぞれの立地・環境に適合した最善の方法を選択することが求められる。(資料編 P60・68・76・80 参照)

開発計画を変更して公園等に取り込んで現状保存した遺跡についても、遺構表示や説明版等の設置により、その内容や価値を地域住民に示すことが必要である。

また、現状保存できなかった遺跡についても、地域住民がその所在や歴史的な意味を知ることは重要であり、現地において案内板や標柱等でその存在を周知することが求められる。

(ウ) 出土文化財・発掘調査記録の確実な保存と活用 (省略)

(エ) 国民・地域住民のニーズに応えた公開・活用事業の実施

わかりやすく親しみやすい内容 (省略)

発掘調査現場の積極的公開 (省略)

(オ) 埋蔵文化財を地域整備に生かす工夫

埋蔵文化財は土地の履歴を内包していることから、地域整備の中にいかすことは有効であり、それによって現代の日常生活空間の中に歴史性をもたせ、ゆとりや潤いをもたせることが可能となる。考えられる施策・事業の一部として次のようなものがある。

・古代の道路や土地区画に現代の道路や街区を重ね合わせる事等、歴史的な特質や土地利用の変遷や従来のまちの構造等を踏まえ、都市計画の輪郭を描くこと(資料編 P62 参照)。

・地域にとって重要な遺跡をランドマークとして都市のデザインに生かすこと。

こうしたことは経済的利便性だけではない個性豊かな地域づくりにとって有効であり、各地方公共団体における埋蔵文化財のあり方から工夫する必要がある。

また、発掘現場により明らかになった過去の地震や災害の痕跡、地形・地質の特徴は、現代の防災計画にとって有益な情報を含んでいることがあるので、地域の整備計画の中に組み込むことも考えられる(資料編 P72 参照)。

…以下省略 ✕

Ⅳ.『今後の埋蔵文化財保護体制のあり方について(報告)』

平成20年3月31日

埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会

文化庁 より抜粋

第2章 埋蔵文化財行政における発掘調査の位置づけ

埋蔵文化財の保護を進めるうえにおいて発掘調査は必要不可欠の措置であり、極めて重大な意味を持っている。本章では、各種の発掘調査がどのように実施されるべきかについて検討する。

1. 埋蔵文化財および発掘調査の特性

埋蔵文化財の特性 (省略) 発掘踏査の特性 (省略)

2. 埋蔵文化財行政における発掘調査の位置づけ

(1) 各段階における各種の発掘調査の目的と性格

埋蔵文化財の本来のあり方は、地域に所在する埋蔵文化財を正確に把握し、その内容・価値に応じて適切に保存し活用することである。そのために①把握・周知、②調整、③保存、④活用の4つの段階を適切に行う必要がある。各段階における行政目的を達成するために、①「把握・周知」の段階における分布調査、試掘・確認調査、②「調整」の段階における試掘・確認調査、③「保存」の段階における(ア)埋蔵文化財の現状保存を図るための確認調査(以下「保存目的調査」という)、(イ)記録保存調査、④「活用」の段階における活用のための調査(以下①から②の調査を「行政目的で行う調査」という。このほか、発掘調査には、大学等研究機関が学術研究を目的に実施する調査がある。)を行うこととなる。

これらの調査が各段階で適切に行われることにより、はじめて埋蔵文化財保護のための的確な行政判断を行うことができる。各段階は相互に密接に関連しており、かつ一連の流れとなってはじめて埋蔵文化財行政が適切に機能する。各段階で行われる「調査」は行政措置と不可分に結びついており、それを行政から切り離してしまうと、埋蔵文化財行政の適切な遂行は不可能になる。

各段階での調査の種類、目的と内容は以下のようにまとめられる。

①把握・周知 (分布調査、試掘・確認調査)

法第93・94条の規定により土木工事の届出を必要とする(すなわち法的な保護の対象となる)周知の埋蔵文化財包蔵地を定め、これを遺跡台帳、遺跡地図等へ登載することにより国民への周知徹底を図るために、埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲を把握することを目的とする調査である。…新たな情報に基づき常時更新していく必要がある。出土品の年代や地形・地目、調査地点とその内容・成果を総合的に勘案し、法的に保護の対象とするか否かを決定する行政判断と一体となった調査である。

②調整 (試掘・確認調査)

法第93・94条の届出等に対応し、埋蔵文化財の保存と開発事業計画とを調整し、埋蔵文化財の取扱いを決定するために行う発掘調査である。試掘調査は埋蔵文化財の有無の確認、確認調査はその範囲・性格・内容等の概要の把握を行うためのもので、現状保存を図るか、あるいは費用負担を求めて記録保存調査の指示等を行うか等の行政判断と一体となった調査である。…埋蔵文化財の取扱いを決定するうえでは、関係する既往の諸調査の成果を十分踏まえ、部分的な調査範囲での地形・土層、遺構・遺物等の限られた情報から、遺跡の範囲・内容・価値等を総合的に判断しなければならない。

③保存（保存目的調査、記録保存調査）

（ア）保存目的調査

学術上の価値が高い等地域の歴史にとって重要な遺跡について、その現状保存を目指して遺跡の内容や範囲を把握するために行う発掘調査である。史跡として保護していくのかそれ以外の手法をとるのか、史跡とする場合には国あるいは地方公共団体の史跡とするのか等の行政判断と一体となった調査である。

（イ）記録保存調査

法第93・94条の届出等に対し、試掘・確認調査の成果を踏まえて開発事業者と調整を行い、その結果、やむを得ず現状で保存を図ることができない埋蔵文化財について、都道府県または指定都市の教育委員会（以下「都道府県教育委員会等」という）による指示等に基づき、開発事業者の委託により実施される発掘調査である。完掘することにより遺跡のもつ情報を過不足なく得る必要がある。記録保存の措置を執るという行政判断は下されているが、調査開始後に試掘・確認調査では予測できなかった成果等により重要な遺跡であると判明した場合、開発事業者等と再調整を行う必要があり、その結果によっては、記録保存する旨の方針を変更することもあるため、調査の進行に伴って適切な行政判断が求められる。

④活用（活用のための調査）

遺跡の整備等、活用のために必要な情報を得るために行う発掘調査である。現状保存が決定している史跡指定地内での発掘調査は、史跡の保存に重大な影響が及ぶことのないよう適切に行われる必要があるので、基本的には整備等の計画・事業について指導委員会等の指導・助言を受け、その史跡を管理する地方公共団体が法による現状変更の許可を得たうえで実施する。

（2）各種の発掘調査の目的と調査主体のあり方

基本的な考え方

行政目的で行う調査は、埋蔵文化財の保護措置として行われるものであり、その成果は相互に関連する埋蔵文化財行政の各段階における行政措置や施策に的確に反映させ、地域において確実に蓄積し、地域や住民のために将来にわたり守り伝えなければならない。…

一方、これらの調査は、前項でみたとおり行政判断との関係において2種に分けることができるが、調査主体のあり方についての原則的な考え方は次のとおりである。

分布調査、試掘・確認調査、保存目的調査、活用のための調査

これらの調査は、埋蔵文化財を法的にどのように保護するのかという行政判断を下すために行われる、行政判断と一体となった調査である。…

記録保存調査（省略）（本紙Ⅲ－第二章－1－（1）…現状保存を図ることができない場合には、次善の策として記録保存のための発掘調査を行い…）

…以下省略

以上

改訂履歴

改訂1版：2018年（平成30年）11月30日 金曜日 養生所を考える会 代表 池知和泰

1. II.『埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について』庁保記第七五号 平成十年九月二十九日 各都道府県教育委員会教育長 文化庁次長 より抜粋（別紙2）
記録保存のための発掘調査その他の措置を行う場合の基本的な考え方（1）工事前の発掘調査を要する場合の基本的な考え方 に

1 工事により埋蔵文化財が掘削され、破壊される場合は発掘調査を行うものとする。 2, 3（省略）を追加。

1. 『公共工事の実施と埋蔵文化財の保護に係る連絡調整体制の整備について』

庁保記第一八三号

平成九年八月七日

各都道府県教育委員会教育長あて

文化庁次長通知

公共工事の実施と埋蔵文化財の保護に係る連絡調整体制の整備について

埋蔵文化財の保護を図りつつ、開発事業を円滑に進めるためには、開発関係部局と文化財保護担当部局との連絡調整体制を緊密に行うことが必要であります。このため、これまで、昭和五六年七月二四日付け庁保記第一七号、昭和六〇年一二月二〇日付け庁保記第一〇二号、平成五年一二月一九日付け庁保記第七五号及び平成八年一〇月一日付け庁保記第七五号で通知してきたところであり、これらの通知を踏まえ、貴教育委員会及び貴管下各市町村(特別区を含む。以下同じ。)教育委員会並びに関係機関の御協力により、逐次必要な措置が講じられているところであります。

しかしながら、この点については、「公共工事コスト縮減対策に関する行動指針」(平成九年四月四日公共工事コスト縮減対策関係閣僚会議策定)及び「文教施設における公共工事コスト縮減対策について」(平成九年四月二二日付け文施指第一四四号文部事務次官通知)において、公共工事に係る埋蔵文化財の取扱い等に関し、公共工事担当部局と文化財保護担当部局との連絡調整システムの整備を行うよう求められているところであり、公共工事担当部局と文化財保護担当部局との連絡調整について、なお一層の改善を図る必要があると考えられます。

ついては、貴教育委員会におかれましては、左記の事項に御留意のうえ、公共工事に伴う埋蔵文化財の取扱い等に係る公共工事担当部局と文化財保護担当部局との連絡調整体制を早急に整備されるようお願いいたします。

おって、前記の「公共工事コスト縮減対策に関する行動指針」及び「文教施設における公共工事コスト縮減対策について」においては、その実施状況のフォローアップを行い、公共工事コスト縮減対策関係閣僚会議に報告することとなっていますのでご承知おき願います。

なお、本通知については、公共工事担当省庁と協議済みのものであり、文化庁では、併せて、各都道府県知事宛に、各都道府県の公共工事担当部局が教育委員会へ協力するよう依頼するとともに、公共工事担当省庁に対して、関係地方支分部局等の公共工事担当部局が教育委員会へ協力するよう依頼していることを申し添えます。

記

一 国、都道府県等の行う公共工事に係る埋蔵文化財の取扱いに関する連絡調整体制

公共工事に係る埋蔵文化財の適切な取扱いのためには、公共工事担当部局と文化財保護担当部局との連絡調整を一層密にする必要がある。

このため、各都道府県教育委員会は、別図を参考にして、国、公団、都道府県、都道府県の公社が発注する公共工事に伴う埋蔵文化財の取扱いに関し、教育委員会とこれらの公共工事担当部局との定期的な連絡調整の場を設け、以下のような措置を講ずること。

(一) 事業計画等の情報交換

教育委員会は、公共工事担当部局に対し、埋蔵文化財に関する情報提供を行うとともに、公共工事担当部局の今後の事業計画について情報収集を行い、当面の予定のみならず、計画の初期段階にあるものも含め、できる限り長期間にわたっての事業の計画を把握するよう努めること。

(二) 埋蔵文化財の取扱い等に関する協議

教育委員会は、把握した事業予定地のうち、必要なものについては、できる限り速やかに現地踏査、試掘調査、確認調査により埋蔵文化財包蔵地の有無及びその内容を確認し、その結果を公共工事担当部局に示すこと。

事業予定地に埋蔵文化財包蔵地の存在が確認された場合は、当該埋蔵文化財の保存の要否、発掘調査を要する場合の発掘調査範囲、期間や経費の見積もり等を含め、その取扱いについて協議を行うこと。

(三) 次年度調査体制等に関する調整

公共工事担当部局の事業実施計画を踏まえ、発掘調査を実施する日程・体制について調整を行うこと。

二 市町村の行う公共工事に係る埋蔵文化財の取扱いに関する連絡調整体制

各都道府県教育委員会は、市町村が発注する公共工事に伴う埋蔵文化財の取扱いに関し、一に準じて、各市町村教育委員会が当該市町村の公共工事担当部局との連絡調整体制を整備し、その取扱いを適切に行うよう指導すること。

三 その他

(一) 連絡調整のスケジュールについては、各都道府県の実状に応じて適宜定めるが、次年度の埋蔵文化財調査の円滑な実施に支障を生じないように配慮すること。

(二) 連絡調整の場においては、発掘調査に伴い出土した文化財の展示等、発掘調査の成果を活用することについても、積極的に検討を行うこと。

II. 『埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について』

庁保記第七五号
平成十年九月二十九日

各都道府県教育委員会教育長

文化庁次長

埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について(通知)

標記のことについては、これまで数次にわたり通知したところであり、貴教育委員会、貴管内各市町村(特別区を含む。以下同じ。)の教育委員会及び関係機関の御努力により、逐次必要な措置が講じられ、各地方公共団体における埋蔵文化財行政の改善・充実が図られてきているところであります。

しかしながら、この数年来、平成6年7月の規制緩和に関する閣議決定、平成7年11月の総務庁による勧告等において、埋蔵文化財の保護と開発事業との適切な調整、発掘調査の迅速化、発掘調査に係る費用負担の明確化等が指摘されるなど、埋蔵文化財の保護と発掘調査に関する施策の一層の充実と適切な実施が求められています。

また、当庁では、平成6年度から「埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に係る調査委員会」を設け、埋蔵文化財行政に関する基本的な事項について順次調査研究を行っており、平成9年度においては、埋蔵文化財の把握と周知、開発事業に伴う発掘調査の取扱い等についての調査研究を行い、平成10年6月、その報告を受けたところであります。

これらの状況を踏まえ、貴教育委員会におかれましては、特に下記の事項に留意の上、埋蔵文化財行政の改善・充実に努めるようお願いいたします。また、管内の市町村教育委員会に対しこの趣旨の周知が図られるようお願いいたします。

本通知により、昭和56年7月24日付け庁保記第17号、昭和60年12月20日付け庁保記第102号、平成5年11月19日付け庁保記第75号の「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化について」及び平成8年10月1日付けの庁保記第75号の「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」の各通知は廃止します。

記

1 基本的事項

(1) 埋蔵文化財保護の基本的な考え方

埋蔵文化財は、国民共通の財産であると同時に、それぞれの地域の歴史と文化に根ざした歴史的遺産であり、その地域の歴史・文化環境を形作る重要な要素であることから、基本的には各地域で保存・活用その他の措置を講ずるという理念に基づいて諸施策を進めること。

(2) 埋蔵文化財保護に関する諸施策の推進

埋蔵文化財の保護に当たっては、市町村、都道府県、国それぞれの観点から保護を要する重要な遺跡の条例や法律による史跡指定等の推進、埋蔵文化財行政に係る体制の整備・充実、発掘調査体制・方法の改善等に積極的に取り組むこと。

(3) 開発事業者等への対応の基本

埋蔵文化財に関する開発事業者との調整や発掘調査その他の措置に関しては、事業者その他関係者に対し埋蔵文化財保護の趣旨を十分説明し、その理解と協力を基本として進めること。

(4) 関係部局との連携

埋蔵文化財の保護行政は、各地方公共団体における開発担当部局等、教育委員会以外の関係部局との連絡・協調の下に進めること。

(5) 客観化・標準化の推進

埋蔵文化財の保護に関する行政は、保護の対象が地下に埋もれているための確に把握することが困難であり、また、その内容や所在状況がきわめて多様であるため必ずしも定量的な基準に即して行うことに適しない面があるものの、その施策について国民の理解と協力を得るために、可能な限り客観的・標準的な基準を設け、それに即して進めること。

(6) 広報活動等の推進

埋蔵文化財の保護とそのために講ずる諸措置に関しては、発掘調査成果の公開や文化財保護施策に係る広報活動等に積極的に取り組むことにより、埋蔵文化財行政について広く国民の理解を得、その協力によって進めること。

2 埋蔵文化財行政の組織・体制のあり方とその整備・充実について

(1) 地方公共団体における体制の整備・充実 (省略)

(2) 市町村の役割及び体制の整備・充実

埋蔵文化財は地域の歴史と文化に根ざした歴史的遺産であることから、地域の埋蔵文化財の状況を適切に把握することができる市町村が重要な役割を果たすことが必要である。…(以下省略)

(3) 都道府県の役割及び体制の整備・充実

都道府県は、大規模な、あるいは複数の市町村にまたがる埋蔵文化財の保護及びこれらに係る開発事業者との調整・発掘調査を行い、重要な遺跡の保存・活用等を推進するとともに、管内の市町村における埋蔵文化財保護行政に関する指導・援助及び連絡調整を行うことが求められる。

特に、埋蔵文化財保護の具体的な内容が市町村ごとに大きな差異を生ずることを避け、行政の客観化・標準化を進めるためには、各都道府県教育委員会において、保護の基本となる方針や標準を定め、それを基に管内の市町村を指導することが望ましい。

…(以下省略)

(4) 地方公共団体間の専門職員の相互派遣 (省略)

(5) 発掘調査を業務とする財団その他の組織・機関のあり方 (省略)

(6) 民間調査関係組織の適切かつ効果的な導入 (省略)

(ア) 発掘調査に関連する各種の業務について (省略)

(イ) 発掘調査について (省略)

3 開発との調整について

埋蔵文化財の保護と開発事業の調整は、事業者の理解と協力の上に成り立つものであることを踏まえ、次の各事項に留意の上、遺漏の無いよう措置されたい。なお、公共事業の実施と埋蔵文化財の保護に係る調整については、平成9年8月7日付け庁保記第183号「公共工事の実施と埋蔵文化財の保護に係る連絡調整体制の整備について」

により通知したところであり、連絡調整体制の整備により努めていただきたい。

(1) 関係部局との連携体制の確保による計画の早期把握

各地方公共団体における開発事業者に対して指導等の行政を相当する部局との間の連携を強化し、各部局に關係する開発事業計画の早期把握と適切な事前調整に努めること。

(2) 事業者との調整事業者との間で開発事業計画と埋蔵文化財保護との調整を行うに当たっては、次の各事項に留意する必要がある

1、2、3、4、5、(省略)

(3) 発掘調査の円滑・迅速化

開発事業との調整の結果行われる記録保存のための発掘調査については、効率的に進めるため、次の各事項に留意する必要がある。

1、2、3、(省略)

4. 埋蔵文化財包蔵地の把握と周知について

埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲を的確に把握し、これに基づき保護の対象となる周知の埋蔵文化財包蔵地を定め、これを資料化して国民への周知の徹底を図ることは、埋蔵文化財の保護上必要な重要事項である。周知の埋蔵文化財包蔵地は、法律によって等しく国民に保護を求めるものであるから、その範囲は可能な限り正確に、かつ、各地方公共団体間で著しい不均衡のないものとして把握され、適切な方法で定められ、客観的な資料として国民に提示されなければならない。

このため、都道府県教育委員会においては、平成10年6月の埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会による報告「埋蔵文化財の把握から開発事前の発掘調査に至るまでの取扱いについて」(以下「報告書」という。)の第1章、2を参照の上、次の各事項に留意の上、必要な措置を講ずることとされたい。

(1) 埋蔵文化財として扱うべき遺跡の範囲

何を埋蔵文化財とするかについては、次の1)に示す原則に則しつつ、かつ2)に示す要素を総合的に勘案するとともに、地域における遺跡の時代・種類・所在状況や地域的特性等を十分考慮して、各都道府県教育委員会において、一定の基準を定めることが望ましい。

なお、埋蔵文化財とする範囲は、今後の発掘調査の進展による新たな発見や調査事例の蓄積、研究の進展により変化する性格のものであるので、上記の基準は適宜合理的に見直すことが必要と考えられる。

1) 埋蔵文化財として扱う範囲に関する原則

- 1 おおむね中世までに属する遺跡については、原則として対象とすること。
- 2 近世に属する遺跡については、地域において必要なものを対象とすることができること。
- 3 近現代の遺跡については、地域において特に重要なものを対象とすることができること。

2) 埋蔵文化財として扱う範囲の基準の要素

遺跡の時代・種類を主たる要素とし、遺跡の所作する地域の歴史的な特性、文献・絵図・民俗資料その他の資料との補完関係、遺跡の遺存状況、遺跡から得られる情報量等を副次的要素とすること。

(2) 埋蔵文化財包蔵地の把握と周知の埋蔵文化財包蔵地としての決定

埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲の把握は、地域に密着して埋蔵文化財の状況を適切に把握することができる市町村教育委員会が行うこと。ただし…(省略)…

埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲は、これまでに行われた諸調査の成果に加え、今後、埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲の把握を目的として行う分布調査、試掘、確認調査その他の調査の結果によつて的確に把握し、常時新たな情報に基づいて内容の更新と高精度化を図ること。なお、これまで所在のみが把握され必ずしも範囲が明確に把握されていなかった埋蔵文化財包蔵地については、早急に所要の調査等を行い、順次範囲を把握すること。

上記によつて把握された埋蔵文化財包蔵地については、都道府県教育委員会が、関係市町村の教育委員会との間でその所在・範囲についての調整を行い、周知の埋蔵文化財包蔵地として決定すること。

(3) 周知の埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲の資料化と周知の徹底

上記(2)により都道府県教育委員会が決定した周知の埋蔵文化財包蔵地については、都道府県及び市町村において、「遺跡地図」、「遺跡台帳」等の資料に登載し、それぞれの地方公共団体の担当部局等に常備し閲覧可能にする等による周知の徹底を図ること。また、必要に応じて、関係資料の配布等の措置を講ずること。

この資料については、都道府県と市町村が内容として共通のものを保有することとするとともに・・・(省略)・・・

なお、資料への表示としては、埋蔵文化財包蔵地の区域は、原則として、その範囲を実線で明確に示すこと。また、遺跡が完全に消失した地域の表示や遺跡の重要性に応じた表示など、表示方法を工夫することも開発事業者側・文化財保護行政側の双方にとって有効なことと考えられる。

5 試掘・確認作業について

周知の埋蔵文化財包蔵地の適切な範囲の決定、開発事業と埋蔵文化財の取扱いの調整、あるいはその調整の結果必要となった記録保存のための発掘調査の範囲及び調査に要する期間・経費等の算定のためには、あらかじめ当該埋蔵文化財の範囲・性格・内容、遺構・遺物の密度、遺構面の数と深さ等の状況を的確に把握しておくことが求められる。また、開発に対応して埋蔵文化財の所在地において盛土等を行うに際しても、後述の6(3)のとおり、一定の記録を残しておくことが求められる。

このため、各教育委員会においては、それぞれの目的に応じて必要な知見や情報を得るために、十分な分布調査や試掘調査(地表面の観察等からでは判断できない場合に行う埋蔵文化財の有無を確認するための部分的な発掘調査)、確認調査(埋蔵文化財包蔵地の範囲・性格・内容等の概要までを把握するための部分的な発掘調査)を行うことが必要である。各地方公共団体においては、このような試掘・確認調査の重要性及び有効性を十分に認識し、これを埋蔵文化財の保護や開発事業との調整等の仕事の中に的確に位置付け、その十分な実施を確保できる職員の配置等の体制整備を図るとともに、より効率的な試掘・確認調査のための方法の改良等に努める必要がある。

なお、開発事業が計画されている区域において改めて分布調査や試掘・確認調査を行う場合は、事業者その他の関係者の十分な理解を得ておくことが必要である。

6 開発事業に伴う記録保存のための発掘調査等について

(1) 記録保存のための発掘調査の要否の判断

周知の埋蔵文化財包蔵地における開発事業と埋蔵文化財の取扱いについての調整の結果、現状保存することができないこととされた遺跡については、記録保存のための

発掘調査その他の措置を執ることとされているが、どのような取扱いにするかについては、第一にその工事区域が地下遺構の内容が状況等の観点で発掘調査を要する範囲に含まれるかどうか、第二に工事の内容が地下遺構に与える影響の観点で記録保存の措置を必要とする場合に当たるかどうかを判断して定める必要がある。

この2点についての基本的な考え方は別紙1及び2のとおりであるので、各教育委員会においては、これを踏まえ、「報告書」の第3章及び第4章を参照の上、必要な措置を講ずることとされたい。

特に、別紙2の各項に示す事項の中には、実際に適用する上では地域的な特性や従前の取扱いとの関連において更に細目的な基準を必要とするものがあるので、それらについては、各都道府県教育委員会において、各地方ブロックで策定された基準又は現在検討中の基準を踏まえる等により工事の種類ごとの取扱い及び数値の適用基準を定めることとされたい。

なお、この適用基準は、埋蔵文化財保護に関する理念の変化や技術的な進歩に伴って変更されていく性格のものであるから、今後、適切に検討の上、見直しを図っていく必要がある。

(2) 記録保存のための発掘調査の範囲の決定

個々の開発事業についてどのような措置を執るか、また、本発掘調査を行う場合の調査範囲については、上記(1)に基づき判断することになるが、試掘・確認調査等により遺跡の性格や内容等を十分に把握した上、専門的な知識及び経験を踏まえて適切に示すことが必要である。このため、…(省略)…

(3) 盛土等とその留意事項 (省略)

7 発掘調査の経費等について (省略)

8 発掘調査成果の活用等による保護の推進

(1) 埋蔵文化財の保護については広く国民の理解を求め、その協力によって進めることが肝要であることから、各地方公共団体及び関係の機関において、発掘調査現場の公開、調査成果のわかりやすい広報、出土品の展示、その他埋蔵文化財保護に関する事業の実施を積極的に進めることとされたい。なお、出土品については、平成9年8月13日付け庁保記第182号「出土品の取扱いについて」を踏まえ、その積極的な活用に努めることとされたい。

(2) 発掘調査終了後は、可能な限り速やかに調査結果の客観的資料化を行い、発掘調査報告書の早期作成とその公表に努めることとされたい。 ✕

(別紙1)

発掘調査を要する範囲の基本的な考え方

(1) 遺構の所在する場所にあたっては、遺構が単独の場合は個々の遺構のみを範囲とし、遺構が歴史的な意味あいを持つ群をなす場合はその群全体の範囲(外側の遺構を順次結んで囲まれる範囲)とすること。また、ごく少数の遺構が互いに離れて存在する場合は、各遺構のみを範囲とするか、これらを含む区域全体を範囲とするかは、その遺構の時代や歴史的意味・性格等を考慮して判断すること。遺跡の中の空閑地については、

遺跡の時代や性格等を考慮し、広場等歴史的意味があると考えられる場合は、原則として遺構の範囲に含めること。祭祀遺物が分布する区域あるいは廃棄された遺物が集積する区域等のように、顕著な遺構がなくとも出土状況に意味のある遺物が所在する範囲は、遺構に含めること。

(2) 遺物包含層のみの場合は、遺物の出土状況に基づいて、一定の量の遺物がまとまって所在する区域を範囲とし、遺物が散漫に所在する区域は範囲から除外すること。ただし、出土状況の判定に当たっては、地域性や遺跡の時代・性格等を十分に考慮する必要があり、遺物の出土が散漫な区域であっても地域や時代性等の特性(例えば旧石器時代や縄文時代草創期等、本来遺物が多量に出土することの稀な時代の場合)を考慮して範囲に含めるかどうかを判断すること。

(3) 規格性のある区画や類似する構成・性格の遺構が連続しており一部の遺構の在り方から全体が推定できる場合(例えば田畑及び近世の都市・集落等を構成する道路・木樋・側溝等)は、地域性、遺構の残存状況(現在の市街地との重複等)、発掘調査で得られる情報の内容、考古学的情報以外の資料から得られる情報(古文書等の資料の有無)等の諸要素を総合的に勘案し、本発掘調査を要する範囲を判断すること。 ×

(別紙2)

記録保存のための発掘調査その他の措置を行う場合の基本的な考え方

(1) 工事前の発掘調査を要する場合の基本的な考え方

1 工事により埋蔵文化財が掘削され、破壊される場合は発掘調査を行うものとする。

2 掘削が埋蔵文化財に直接及ばない場合であっても、工事によって地下の埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがある場合や、一時的な盛土や工作物の設置の場合であっても、その重さによって地下の埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがある場合は、発掘調査を行うものとする。

3 恒久的な工作物の設置により相当期間にわたり埋蔵文化財と人との関係が絶たれ、当該埋蔵文化財が損壊したのに等しい状態となる場合は、発掘調査を行うものとする。これを事業の種類ごとに、工事の性質内容に即して、当該工作物の設置あるいは盛土の施工後であっても必要な場合は発掘調査が可能か否かの観点から具体的に示すと、次のとおりである。

○道路等 (省略)

○ダム・河川 (省略)

○恒久的な盛土・埋立 (省略)

○建築物 (省略)

(2) いわゆる「工事立会」、「慎重工事」を要する場合の基本的な考え方

発掘調査を要しない場合で、いわゆる「立会工事」、「慎重工事」の措置を必要とする場合とその内容は、次の基本的な考え方によること。

1 対象地域が狭小で通常の発掘調査が実施できない場合及び工事が埋蔵文化財を損壊しない範囲内で計画されているが現地で状況を確認する必要がある場合には、工事の実施中地方公共団体の専門職員が立ち会うものとする。

なお、その際、遺構が確認される等のことがあった場合はその記録を採る等適切な措

置を講ずること。

2 遺構の状況と工事の内容から、発掘調査、工事立会の必要がないと考えられる場合は、埋蔵文化財包蔵地において工事を行うものであることを認識の上慎重に施工し、遺構・遺物を発見した場合は地方公共団体と連絡をとるよう求めるものとする。

✕

平成19年2月1日

埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会

はじめに

埋蔵文化財は、国や地域の歴史と文化の成り立ちを明らかにするうえで欠くことのできない国民の共有財産である。それを適切に保護し、開発事業との円滑な調整を図るうえで行政上必要とされる事項に関する基本的な方向を検討することを目的として、平成6年10月に「埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会」(以下「委員会」という。)が設置された。

委員会は、これまで、埋蔵文化財保護政策(以下「埋蔵文化財行政」という。)に関する諸課題を検討し、その結果については以下のとおり、報告・提言してきている。

- ・『埋蔵文化財保護体制の整備充実について』(平成7年12月)
- ・『出土品の取扱いについて』(平成9年2月)
- ・『埋蔵文化財の把握から開発直前の発掘調査に至るまでの取扱いについて』(平成10年6月)
- ・『埋蔵文化財の本発掘調査に関する積算基準について』(平成12年9月)
- ・『都道府県における地方分権への対応及び埋蔵文化財保護体制等についての調査結果について』(平成13年9月)
- ・『出土品の保管について』(平成15年10月)
- ・『行政目的で行う埋蔵文化財の調査についての標準』(平成16年10月)

文化庁では、上記の報告を踏まえ、都道府県教育委員会への諸通知等を行い、現在、各地方公共団体において所要の施策が実施されているところである。

以上のように、これまでの課題は、主として開発事業に伴う埋蔵文化財の取扱いと、それに関する発掘調査の実施に関する事であった。しかし、国民の意識が変化し、文化財や環境に対する関心が高まるなか、これまでの埋蔵文化財行政のあり方を見直し、今後の埋蔵文化財行政を展望し、それに応じた体制と理念を構築する必要から、「今後の埋蔵文化財保護行政の展開と体制整備」について検討を行うこととした。課題としては、埋蔵文化財の保存と活用のあり方、それに伴う発掘調査を含めた体制整備のあり方を大きな柱としていたが、それぞれ別に報告した方がまとまりがいいと考えられるようになったことから、当初の予定を変更し、まず「」として本報告を刊行し、引き続き発掘調査を含めた体制整備のあり方についての検討を進めることとした。

検討は、平成16年1月から委員会を3回、委員会に併置された都道府県・市町村の教育委員会及びその関係機関の実務担当者からなる協力者会議を6回開催して行った。会議と併行して実態調査に基づく現状分析や事例研究も行い、埋蔵文化財の多様な意義と価値を確認しつつ、その積極的な保存の視点、あり方としてとるべき施策を検討した。

本委員会としては、この検討結果をまとめ、報告・提言するものであるが、文化庁及び各地方公共団体においては、本報告を踏まえ、埋蔵文化財行政が全体として保存と活用を含めバランスのとれた施策を進め、埋蔵文化財の保護がより一層積極的に図られることを期待するものである。

最後に、検討に参加した委員・協力者及び、調査等にご協力いただいた関係機関ならびに関係者の方々に感謝申し上げます。

序章 本報告の目的 ー今なぜ埋蔵文化財の保存と活用かー

埋蔵文化財とは

文化財保護法によれば、埋蔵文化財は文化財が土地に埋蔵されている状態の総称である。具体的には集落跡・古墳・城跡といった遺跡、そこから出土する土器・石器・埴輪といった遺物(保存と活用の対象となるのは文化財保護法により文化財とされたものであることから、以下では「出土文化財」を用いることもある。)がこれに当たる。現在、埋蔵文化財を包蔵する土地として知られている場所(「周知の埋蔵文化財包蔵地」。一般的にはこれが「遺跡」と言われている。)は全国で約44万か所に達する。

こうした埋蔵文化財は、記録では知ることでできない国や地域の豊かな歴史と文化をいきいきと物語るものである。したがって、これらは個性豊かな地域の歴史的・文化的環境を形づくる重要な素材・資産であり、国民共有の貴重な財産であるとともに、これらをとおして国や地域に対する誇りと愛着をもたらす精神的な拠り所となる。

埋蔵文化財に対する社会的要請

日本では、昭和30年代以降、経済的な発展と社会的基盤の整備が進められ、人々の暮らしが豊かになった反面、国土や自然環境は大きく変貌し、家族を含めた社会における人間関係、生活様式も大きく変わり、たくさんの大切なものを失ってきた。こうしたなか、人々は失ったものを取り戻そうと、心の豊かさや潤いのある暮らしを求め、生涯にわたる学習意欲を高め、自然や歴史・文化を大切に、環境に配慮した生活空間を希求するようになってきている。こうした社会的要請に応えるうえで、地域の歴史や文化を具体的に語りかける遺跡をはじめとする各種の文化財が果たす意義はきわめて大きい。今、それに対する住民の関心や期待は、確実に高まってきている。

また、現在、市町村合併等により地域の再編が進んでいる。遺跡や文化財を有効な素材として活用することは、各地方公共団体にとって必要なアイデンティティを確認し、新たなシンボルを形成していくうえで、重要な施策となる。

埋蔵文化財を取り巻く状況は変わってきている。埋蔵文化財は、こうした社会からの要請、行政的な必要に応えていくことができる格好の素材であり、埋蔵文化財行政はそれに対応することが求められる。

これからの埋蔵文化財行政は何を目指すのか

これまでの埋蔵文化財行政は、開発事業等に関連する遺跡の保存と事業計画の調整、現状保存することができない遺跡についての記録保存を行うための発掘調査の実施に多大な努力を払ってきた。その結果、開発事業計画を変更して現状保存された遺跡が増えるとともに、地域の歴史や文化のあり方を明らかにする膨大な出土文化財と調査記録が蓄積された。

しかし、地域にとっての重要な遺跡が現状保存されない場合も多く、膨大な発掘調査への対応に追われてきたとはいえ、蓄積された成果を十分に活用するに至っていない場合等、埋蔵文化財行政全体としては適切に機能していないところも一方ではある。

図1 これからの埋蔵文化財行政

これからの埋蔵文化財行政は、社会からの要請を踏まえ、埋蔵文化財を保存し未来に継承するとともに、国民・地域住民がその多様な価値により豊かな生活を享受できるよう活用を積極的に進めるため質的転換・向上を図ることが必要であり、現在はまさにそのための絶好の時期である。そうすることにより、国民・地域住民が国や地域に対して誇りと愛着をもち、個性ある地域づくり・ひとづくりを実現することができるようになるといえよう。

第1章 埋蔵文化財の保存・活用とその意義

1. 埋蔵文化財を保存し活用する必要性

(1) 文化財保護法が求めていること

文化財保護法は「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること」(第1条)を目的として、政府・地方公共団体は「文化財が我が国の歴史・文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであり、且つ将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し」、「その保存が適切に行われるように、周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない」(第3条)としている。

このように、文化財保護法では文化財について

- ①国民の文化向上に資すること(第1条)
- ②日本の歴史・文化を正しく理解すること(第3条)
- ③将来の文化の向上発展の基礎となること(第3条)

につなげていくことを求めている。そのためには、文化財を確実に保存し、将来に伝えることだけでは十分ではなく、国民がその多様な価値を認識し、幅広く享受することができるよう、積極的に公開・活用する必要がある。

そして国と地方公共団体は、それぞれ具体的な施策をもってその推進にあたることが求められる。

文化財には有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・文化的景観・伝統的建造物群等があり、埋蔵文化財はそれらが土地に埋蔵されている場合を捉えた類型として文化財保護法に別の制度が規定されているが、保存と活用が求められる点は文化財と同様である(資料編 P102 参照)。

(2) 文化審議会文化財分科会企画調査会の提言

また、平成13年11月16日、文化審議会文化財分科会企画調査会が行った、今後の文化財の保存と活用のあり方に関する報告『文化財の保存・活用の新たな展開－文化遺産を未来に生かすために－』においては、検討の視点として以下のことがらが示された。

- ①幅広い連携協力による文化財の保存・活用
- ②文化財の公開・活用の促進
- ③文化財の種別・性質に応じた多様な保存手法の導入
- ④人々の文化財への理解と愛情と参加を促進する文化財行政
- ⑤文化財を通じた国際交流・国際協力の推進

これらは、埋蔵文化財の保存と活用を進めるうえでも大きな指針となるものであり、こ

うしたことがらに基づき諸施策が行われる必要がある(資料編P104 参照)。

2. 埋蔵文化財の多様な意義

埋蔵文化財の保存と活用を推進するためには、その意義を正しく認識しておく必要があり、まず埋蔵文化財のもっている意義を整理し、確認しておくこととする。

(1) 歴史的・文化的資産としての意義

埋蔵文化財は国や地域の歴史や文化の成り立ちを明らかにするうえで、欠くことのできない歴史的・文化的資産である。とりわけ、政治・文化の中心地だけでなく各地域に数多く普遍的に、しかもあらゆる人々に関して存在するが、それぞれは個性的である点が大きな特徴である。また、埋蔵文化財は文字や記録のない時代においては唯一の資料であり、文字や記録がある時代においても、人々の生活や生産・生業等、通常文字で記録されることの少ないことがらを明らかにすることのできる資料でもあるという点で学術的価値ももっている。

埋蔵文化財は、多様な地域・時代・分野にわたる価値をもっているのであり、この個性豊かな埋蔵文化財こそ、国や郷土への理解・愛着の本源となる。

(2) 地域及び教育的資産としての意義

地域の資産としての意義

埋蔵文化財はその土地の履歴を具体的に物語るもので、地域のアイデンティティを確立し、歴史を生かした個性ある地域づくりを進めるうえで重要な要素の一つとして生かすことができる。

心の豊かさや潤いのある生活を求める住民にとって、悠久の歴史的・文化的環境のなかで暮らすことは心癒いのものであり、その地域ならではの歴史的・文化的資産は、存在そのものが生活環境において大きな癒しの効果をもっている。そして、史跡指定等により現状保存された遺跡、重要文化財等に指定された出土文化財をはじめ、地域にとって重要な遺跡や出土文化財は、地域の活性化に貢献し、場合によっては産業の育成や観光に結びつくこともある等、地域づくりを進めるうえで多様な価値をもっている。発掘調査によって明らかとなった過去の災害情報や土地利用の変遷等は、地域の防災計画等に生かすことも期待される。

教育的資産としての意義

土の中から掘り出される遺構・遺物は、先人が実際に創りあげ、かつ使ったものそのものである。住民にとって、それらに直に触れることは自分たちの祖先と時代を超えて直接対話することであり、国や地域の歴史や文化に対するあこがれや知的好奇心を刺激するものである。埋蔵文化財は親しみやすい教材として、学校教育における社会科や歴史の学習に役立たせることができる。

また、埋蔵文化財を通して、現在の生活の礎を築いた祖先に対する畏敬の念を育み、生きる知恵や力、あるいは自然との共生や生命への尊厳等の心を学ぶこともでき、今日の社会問題を見つめ直す教材として学校教育における諸活動、さらには生涯学習で活用することもできる。

このほか、体験学習等の諸事業は、地域や世代や様々な立場を超えた多くの人々が交流する機会となり、埋蔵文化財に直接触れる機会は、障害者や高齢者の社会参加の

場を提供することにもなる。さらに、埋蔵文化財の内容や先人たちによりその土地が今日まで守り伝えられてきた背景を知ることが、住民の文化財保護意識の向上に貢献することも期待される。

第2章 埋蔵文化財のあり方並びに保存と活用についての現状と課題

1. 埋蔵文化財行政に求められる保存と活用のあり方

(1) 埋蔵文化財行政の本来のあり方

埋蔵文化財行政の基本

埋蔵文化財行政の基本、本来のあり方は、地域に所在する埋蔵文化財を正確に把握し、それぞれの内容・価値に応じて適切に保存し活用することである。埋蔵文化財は土地に埋蔵された状態を保持していることに意味があることから、現在ある状態のまま将来に伝えていくことが第一義である。

しかし、その価値を損なう開発事業等に対しては、事業計画との円滑な調整を図りつつ、重要な遺跡については史跡指定を図る等により現状保存し、積極的に公開・活用することが求められる。現状保存を図ることができない場合には、次善の策として記録保存のための発掘調査を行い、その成果である出土文化財や調査記録・発掘調査報告書を実際に保存することが求められる。そして、それらをもとにした調査報告を行うことにより、埋蔵文化財のもつ価値を国民・地域住民に還元していく必要がある。

埋蔵文化財行政の構造

以上のような埋蔵文化財行政の構造は次のとおりである。

①把握・周知

遺跡の所在と内容等を把握し、その存在を広く国民に周知することである。

②調整

開発計画が生じた場合、埋蔵文化財の保存と事業計画を調製し、埋蔵文化財の取扱いを決定することである。

③保存

原則として遺跡を現状のまま後世に保存する措置をとり(現状保存)、やむを得ず、そうした措置をとることができない場合、発掘調査等によって埋蔵文化財の記録を作成し、それを保存する(記録保存)ことである。

④活用

現状保存された遺跡の整備や記録保存のための発掘調査による出土文化財等の諸施設による展示等によって、国民・地域住民がその価値をさまざまなかたちで享受できるようにすることである。公開は、活用手法の一つである。

⑤調査

以上の各段階において、さまざまな目的で行われる調査のことである。すなわち、①「把握・周知」における分布調査や試掘・確認調査、②「調整」における試掘・確認調査、③「保存」における現状保存のための確認調査と記録保存のための発掘調査、④「活用」における整備等に必要となる情報を得るための発掘調査等である。このうち、記録保存のための発掘調査が、調査全体のなかでかなりの部分を占めている。

埋蔵文化財行政は、以上の各段階で適切な措置をとる必要がある。特に「活用」は、それが適切に行われることによって、国民・地域住民が埋蔵文化財の価値を認識し、こ

のことが、その後の「把握・周知」や「調整」の、より良いあり方に資することになる。

図2 埋蔵文化財行政の構造

なお、「保存」と「活用」に関しては、相互に密接な関係にある。特に留意しなければならないのは、活用のための措置、たとえば遺跡の整備・公開や出土文化財の展示等が、遺跡や出土文化財の保存にとって支障となることがあってはならない点で、両者はバランスよく行う必要がある。

(2) 埋蔵文化財の保存と活用の対象

埋蔵文化財の保存と活用を進めるうえで対象となるものは以下の3つであり、それぞれ主な施策を示すと次のとおりである。

① 史跡指定等により現状保存の措置がとられている遺跡

遺跡は、遺構・遺物がともに土地と一体的に存在していることに大きな意味・価値があることから、現地で保存し活用することがもっとも望ましい。したがって、このような遺跡については、遺跡のもつ歴史的・文化的な価値を将来にわたって保存するとともに、国民・地域住民がその価値を最大限に享受できるよう、活用することが求められる。

② 積極的な保存措置がとられていない遺跡

このような遺跡については、史跡の指定等による法的な保存措置を講ずる段階に至っておらず、また、差し迫った開発事業計画等との調整を要する段階にもなっていない場合が多いので、さまざまな手法を駆使してその保存と活用を図る必要がある。

これらの保存と活用の措置を講じるうえでは、所在は分かっているにもかかわらず遺跡の範囲・内容や価値が把握されていないものが多いことから、まず試掘・確認調査等によってそれらの把握に努める。そして、その価値に着目しつつ、重要なものは国・地方公共団体で逐次史跡等に指定する等の措置により保存する必要がある。また、そこに開発事業等が計画された場合には、保存について事業計画との調整を行い、現状保存を図ることができないものについては記録保存の措置をとることになる。

③ 記録保存の措置がとられた遺跡に関する記録類・出土文化財

このような遺跡の場合、遺跡は失われるが、発掘調査によりその遺跡がもっていた歴史的・文化的な意味や事実が明らかになり、遺跡に代わる調査記録・発掘調査報告書が残される。

図3 保存・活用を図るべき埋蔵文化財

それらは地域の歴史・文化のあり方を示す資料として、将来にわたり確実に保存するとともに活用することが求められる。出土文化財は、調査記録とともに遺跡の歴史的な意味・内容・価値を示す資料として、適切に保管・管理し公開・活用を図る必要がある。

(3) 体制と役割

(ア) 組織・専門職員・財政措置

埋蔵文化財行政をバランスよく進めるため、各地方公共団体は埋蔵文化財の保存と活用についての明確な方針をもち、施策が実現できる組織、しかるべき資質と能力を備えた専門職員、そして適切な財政措置がそれぞれ確保されていなければならない。

(イ) 役割分担と連携

市町村の役割

埋蔵文化財の保存と活用に関する諸施策を実施するうえで中心的な役割を果たすのは、地域と密接に関わる市町村である。市町村は、地域住民のニーズを直接知る立場として、それを集約しきめ細かい保存・活用施策を企画・実践していくことが求められる。この市町村の活動が地域住民と埋蔵文化財をつなぐ原点となる。したがって、市町村はこうした措置を適切に行うことができる体制を整備する必要がある。

都道府県の役割

都道府県は、市町村域を超えて包括する立場から、地域の歴史や文化の特徴を把握し、各市町村の実情を踏まえたうえで、それぞれの市町村の保存・活用に関する諸施策に対し適切な指導・助言及び財政的支援を行う必要がある。

また、都道府県が保有している発掘調査成果や出土文化財を用いた活用、及び大規模あるいは複数の市町村にまたがることから市町村で行うことが困難な遺跡の保存・活用については、自らが事業主体となって行うことが求められる。

国の役割及び国・都道府県・市町村間の連携

国は、全国的な観点から都道府県・市町村に対し指導・助言を行う必要がある。特に、史跡指定による遺跡の保存に関しては地方公共団体との連携が求められる。また、各地方公共団体が埋蔵文化財の保存と活用に関して、海外を含め、幅広い視野から調査研究を継続的に進め、その成果を埋蔵文化財専門職員に提供することのできる研修の場を設けることが求められる。

以上を基本として、埋蔵文化財の保存と活用の積極的な推進に向かって、国・都道府県・市町村は、相互に密接に連携しなければならない。

2. これまでの埋蔵文化財行政とその課題

(1) 埋蔵文化財行政の進展状況の概要

開発事業に伴う埋蔵文化財保護の体制及び仕組の整備

埋蔵文化財行政では、これまで、開発事業により失われる遺跡についての記録保存のための発掘調査を円滑かつ迅速に行うことが重要な課題であった。昭和30～40年代のいわゆる高度経済成長期には、大規模宅地開発・工業団地造成等の国土開発、高速道路や幹線鉄道の整備等が本格化した。それらの開発事業対象地にある埋蔵文化財について、現状保存ができないものについては記録保存のための発掘調査を行う必要から、地方公共団体及びそれが設置した法人組織(以下「地方公共団体等」という。)における組織・体制の整備、埋蔵文化財専門職員の配置が進められた。この流れは、昭和60年代から平成2・3年頃のいわゆるバブル経済期とその後の景気対策に伴う公共事業が行われた時期まで引き継がれ、その結果、すべての都道府県と半数以上の市町村に埋蔵文化財専門職員が配置され、平成12年度にその数は7111人となった(資料編 P28 参照)。そして、記録保存のための発掘調査に要した経費は、平成9年度に約1300億円に達し、その累積額は2兆円を超える(資料編 P27 参照)。

このような埋蔵文化財専門職員の増加に伴い、埋蔵文化財保護のための事前調整の仕組み、分布調査や試掘・確認調査の実施等、埋蔵文化財を保存し活用するうえで基礎的ではあるが重要な仕組みの整備・充実をもたらしてきたが、総体としてみると記録保存のための発掘調査の円滑・迅速な実施を最優先の目的とするものであった。

埋蔵文化財の保存・活用の進展

発掘調査が積み重ねられた結果、考古学や歴史学の研究が進み、従来の歴史の認識が改められ、教科書が書き換えられるような大きな発見もあった。とりわけ各地域の歴史が具体的に解明され、どの地域にもかけがえのない豊かな歴史や文化があることを明らかにした意義は大きく、重要な遺跡については、史跡等により現状保存が図られてきた。

また、発掘調査により得られた膨大な量の出土文化財は、取扱いの内容・程度の差はあるが、基本的にほぼ全数が保管され、それらのなかには、展示公開され、研究対象に供されてきたものもある。また、発掘調査の成果が記載された発掘調査報告書は地方公共団体や各地の埋蔵文化財センター・研究機関・図書館等において保管・公開され、活用されている。

文化財保護の中心的存在である埋蔵文化財専門職員 (省略)

(2) 近年の埋蔵文化財行政の動向と課題

(ア) 埋蔵文化財行政の基本的課題

行政内における埋蔵文化財行政の位置づけ

埋蔵文化財行政に求められることは、開発事業等への対応だけではなく、重要な遺跡の保存と活用、調査成果や出土文化財の活用等多岐にわたる。しかし、地方公共団体の中には、記録保存のための発掘調査の実施と発掘調査報告書の作成が埋蔵文化財行政である、と認識されているところがあり、埋蔵文化財専門職員のなかにもそうした考え方をもっている場合がある。

行政上の具体的な方針・計画

各地方公共団体は、埋蔵文化財行政を推進するうえで、将来を見渡す方針・計画をたて、施策の一貫性や客観性を保持する必要がある。しかし、そうした方針・計画を策定しているところは限られており、史跡指定地周辺をはじめ地域における重要な遺跡が十分な保存措置をとられることなく失われていること、組織の改変や埋蔵文化財専門職員の異動等により埋蔵文化財の取扱いに変動が生じていること等、埋蔵文化財行政が正しく機能していない場合がある。

行政組織内における連携不足

埋蔵文化財の保存と活用に関する諸施策を進めるためには、教育委員会内部及び地域づくり等を行う他の部局との連携が不可欠である。しかしながら、開発事業計画との調整という点を除くと、埋蔵文化財の保存と活用のために必要な連携が行われているところは少ない。

(イ) 遺跡の現状保存についての課題

文化財保護法による保存措置

地域における重要な遺跡について、その保存・活用を目的とした発掘調査を実施している地方公共団体は増えてきている。…(省略)…しかし、このような保存措置がとられている遺跡は限られ、記録保存のための調査の過程で重要な遺構が発見されても、適切な保存措置がとられていない場合もみられる。

地方公共団体の条例による保存措置

地方公共団体のなかには条例による史跡指定を積極的に図っているところがある一方で、そのような措置をとっていないところもある。条例による指定の措置がとりにくい大きな理由としては、指定をすることにより土地の公有化を求められることがあり、そのた

めの財政負担が課題であることが挙げられるが、国指定の史跡だけでは地域における重要な遺跡の保存を適切に行っているとはいえない。

史跡等の指定以外の手法による保存

文化財保護関係の法令・条例による史跡指定の措置を受けるに至らない場合でも、他部局と協調しながら、以下に例示するような手法により現状保存の措置がとられている。

- ・遺構や遺物が集中する地点について、開発計画を変更して公園や緑地等にする
- ・道路建設や鉄道建設において、遺跡の所在場所を避けて路線や橋脚位置の変更を行うこと

- ・土地区画整理事業において、遺跡を都市公園等に取り込むこと
- ・自然公園の中に遺跡を取り込むこと
- ・田園空間整備事業のなかに遺跡を取り込むこと

しかし、そうした措置が十分とられていないところも認められる。

(ウ)現状保存した遺跡の整備・活用についての課題 (省略)

(エ)出土文化財・発掘調査記録類の保存と活用についての課題 (省略)

(オ)発掘調査成果を国民に還元するうえでの課題 (省略)

(カ)体制・役割分担上の課題

埋蔵文化財専門員の減少 (省略)

都道府県及び市町村の役割

…(省略)…

市町村が適切に埋蔵文化財行政を進めるうえで重要な役割を担うのが都道府県である。しかし、多くの都道府県ではこれまで開発事業等に伴う発掘調査に対応した調整・調査の充実に重点が置かれてきた。そのため、市町村が実施する埋蔵文化財の保存と活用について積極的に指導・支援・助言を行っているところや、都道府県が主体となって地域における重要な遺跡の保存と活用を目的とした発掘調査やその整備・活用を行うところは限られており、域内全体の埋蔵文化財の保存と活用を進めるうえでの体制は十分とはいえない。

(キ)地域住民との連携についての課題 (省略)

第3章 埋蔵文化財を積極的に保存し活用するための提言

1. 「埋蔵文化財行政の推進による地域づくり・ひとづくり」という新たな方向性の提示

埋蔵文化財は土地に密着して存在していることから、地域のシンボルとして、地域アイデンティティの確立や地域に対する誇りや愛着の醸成に欠くことのできない存在である。したがって、これらを保存し活用することにより、歴史を生かした個性ある地域づくりを進めていくことを、埋蔵文化財行政の大きな柱とする必要がある。

その際、保存し活用する対象としては、学術的な観点だけではなく、地域の視点、過去と現代をつなげる視点をもつことが重要である。

地域づくりにおいては、それを担う地域住民の主体的な活動は不可欠であり、地域の歴史や文化を理解した地域住民を育てる必要がある。埋蔵文化財の発掘調査の成果等を公開・普及することは、地域住民の理解を深めるうえで重要な意味を持つ。

このように、これからの埋蔵文化財行政は、埋蔵文化財の保存と活用に関する諸施策を通して、地域づくり・ひとづくりに寄与するという新たな方向性をもたなければならない。

2. 保存・活用を進めるために必要な6つの視点

(1) 今がその時であること

現在、埋蔵文化財の保存と活用についての社会的要請は高まってきている。しかも、埋蔵文化財の保存と活用を推進することのできる人材、すなわち地域の歴史や文化に関する知識と経験を有する埋蔵文化財専門職員は、地方公共団体によっては十分でないところもあるが、全体としては整備されてきている。

今こそ、埋蔵文化財の保存と活用を積極的に行うことにより、第2章第1節で示した埋蔵文化財行政の基本に近づくことのできる時である。

(2) 意識改革を行い、埋蔵文化財の保存と活用を行政内に適切に位置づけること

埋蔵文化財の保存と活用を推進するためには、埋蔵文化財担当行政機関及び埋蔵文化財専門職員自身が意識改革を行い、埋蔵文化財行政の基本を再確認する必要がある。そして、埋蔵文化財の保存と活用を各地方公共団体の埋蔵文化財行政の中に適切に位置づけなければならない。活用に関する諸事業も、担当者の個人的な努力ではなく、行政上の施策として行われる必要がある。

(3) 蓄積された既往の調査成果を活用すること

(4) 他の文化財を含め総合的に保存し活用すること

(5) 様々な方法で保存と活用の措置を行うこと

埋蔵文化財を保存し活用する方法は、遺跡の内容・性格・価値に応じて、広い視野から選択することが必要である。現状保存の措置については、史跡の指定等文化財保護の制度によるだけでなく、それ以外の制度を利用する。

図4 埋蔵文化財と文化財

また、地域住民が主体となっている活動を事業の一部として組み込むことも考えられ、方法の選択に当たっては、従来のやり方にとらわれないことが必要である。

(6) 実情に応じて施策を段階的に具体化すること

本報告で示す具体的な施策は多岐にわたっており、各地方公共団体が直ちにこのすべてを実施に移すことは困難である場合もあると考えられる。

したがって、各地方公共団体は住民からのニーズを十分に認識したうえで、本報告に示す事項のうち、早急に実施できることと計画的に実現させていくことを見極め、可能なところから改善を図る必要がある。

3. 保存と活用を進めるための具体的施策

(1) 蓄積された成果の確認及び「埋蔵文化財の保存・活用に関する方針・計画」の策定

(ア) 地域の歴史や文化の特徴の把握

蓄積された成果に基づく基礎的データの整理

…(省略)…。具体的な項目としては①調査歴、②検出遺構・出土遺物とその時代・特徴・性格等が考えられ、今後の保存のあり方を検討するうえで、③それまでの保存措置のあり方、④遺跡の現状等についても整理する。

総合的な地域研究の実施

次に、地域における遺跡のあり方の特徴を把握する必要がある。具体的には、①遺跡の立地と分布の関係、②遺跡の時代ごとの特徴と変遷等を明らかにすることであり、それを踏まえて地域の歴史や文化の特徴を明らかにする。そのためには、これまでと異なる視点からの発掘調査等を行うことも考えられ、これらを総合した地域研究を行うことが求められる。

その際には、遺跡だけでなく、史跡・名勝・天然記念物から有形文化財・無形文化財・民俗文化財・伝統的建造物群あるいは文化的景観についても調査・検討の対象とする。

(イ)「埋蔵文化の保存・活用に関する方針・計画」の策定

…(省略)…。

そして、そのような方針・計画を策定したうえで、当該地方公共団体の総合計画やマスタープラン、景観計画等に組み込むことが望ましい。

国においては、各地方公共団体の方針・計画策定を促すとともに、地方公共団体が策定した方針・計画を十分把握し、これに対する支援を図る施策の推進が求められる。

(2)地域づくり・ひとづくりにむけての諸施策の実施

(ア)遺跡の適切な保存

埋蔵文化財包蔵地の範囲の再検討

前項(1)－(ア)により蓄積された成果を再整理したことに基づき、埋蔵文化財包蔵地の範囲について見直しを行う。たとえば、現在の都市が城下町を基盤として成立している場合、城下町に関わる遺構はその都市の成り立ちを考えるうえで重要な意味をもつことから、それらを埋蔵文化財包蔵地に組み込む必要があり、中・近世以降の遺跡については特にその取扱いの再検討が求められる。また、現状において遺跡の分布に粗密がある場合、その空白地域については計画的な試掘調査や工事立会等を行い、遺跡の有無をより正確に把握するよう努める。

地域における重要な遺跡の確実な現状保存

地域における重要な遺跡については市町村、場合によっては都道府県が遺跡の内容・性格等を確認するための発掘調査等を計画的に実施し、その内容に応じて史跡等に指定する等の保存措置をとる必要がある。各地方公共団体では、そのための発掘調査を実施できる体制を確保しておくことが求められる。

開発事業との調整で記録保存の措置をとることとされたものであっても、発掘調査中に新たに重要性が確認され現状保存すべきものと判断された場合は、それに向けて開発事業者との再調整を行わなければならないのは従前と同様である。

史跡の指定等による保存 (省略)

史跡の指定以外の方法による保存

文化財の保護制度以外の制度や方法、すなわち、都市計画法・森林法・自然公園法・自然環境保全法及び農業振興地域の整備に関する法律という土地利用に関する規制、あるいは景観法等の個別法、また自然保護・環境保全・観光・景観等に関する諸施策により開発を回避することによって遺跡等を保存することも考えられる。

また、都市公園・森林公園等の中に遺跡を取り込むこと、遺跡を都市におけるオープンスペースに当てること等、多様な保存措置を工夫することも重要である。こうした措置をとるためには、関係各部署と協議をすることにより手法を模索することが求められる。また、地域住民の自主的な取り組みや活動があれば、必要に応じて支援を行うことも必要である。

(イ) 現状保存された遺跡の整備・活用

現状保存された遺跡については、その遺構を保存するため、多くは埋め戻しを行うが、このことは結果として、遺構の存在や内容、価値を認識しにくくしてしまう。したがって、遺跡の内容や価値を理解しやすくするための整備を行う必要がある。遺跡の整備は有効な公開・活用のための工夫の一つであることから、それは従来の方法にとらわれず、それぞれの立地・環境に適合した最善の方法を選択することが求められる。(資料編P 60・68・76・80 参照)

開発計画を変更して公園等に取り込んで現状保存した遺跡についても、遺構表示や説明版等の設置により、その内容や価値を地域住民に示すことが必要である。

また、現状保存できなかった遺跡についても、地域住民がその所在や歴史的な意味を知ることは重要であり、現地において案内板や標柱等でその存在を周知することが求められる。

(ウ) 出土文化財・発掘調査記録の確実な保存と活用 (省略)

(エ) 国民・地域住民のニーズに応えた公開・活用事業の実施

わかりやすく親しみやすい内容

埋蔵文化財に関する研究成果の公開・普及は、従来の方法にとられることなく、さまざまな手法をとるよう工夫するべきである(資料編P52・54・58)。重要なことは、可能な限りより多くの地域住民が埋蔵文化財に接する機会を作り出し、身近なものとして親しんでもらうことである。これは、研究の最先端の成果を普及する場合も同様である。そのためには・・・(省略)

発掘調査現場の積極的公開

発掘調査現場は日々新たな歴史が発見される場であり、住民が地域の歴史への興味関心と埋蔵文化財行政に対する理解を深めるうえで果たす役割は非常に大きく、現地説明会等による発掘調査現場の公開は積極的に行われなければならない。遺跡の保存・活用を目的として行われる発掘調査においては、特にその方法を配慮することが求められる。その際には、現場で遺構や遺物を発見した時の感動や調査中の思いを語る等、埋蔵文化財の魅力が生き生きと伝わるよう工夫する。

遺跡と発掘調査に直接触れる機会として、児童・生徒あるいは市民が体験発掘に参加することは有効である。その際には、遺跡や発掘調査の意義や留意点等を説明して、遺跡の保存上支障のない方法で実施する配慮が必要である。

また、進行中の発掘調査の状況を速報するために、現地での表示板の設置や資料の配布、インターネットを利用した公開等は有効である。

(オ) 埋蔵文化財を地域整備に生かす工夫

埋蔵文化財は土地の履歴を内包していることから、地域整備の中にいかすことは有効であり、それによって現代の日常生活空間の中に歴史性をもたせ、ゆとりや潤いをもたせることが可能となる。考えられる施策・事業の一部として次のようなものがある。

・古代の道路や土地区画に現代の道路や街区を重ね合わせる事等、歴史的な特質や土地利用の変遷や従来のまちの構造等を踏まえ、都市計画の輪郭を描くこと(資料編 P62 参照)。

・地域にとって重要な遺跡をランドマークとして都市のデザインに生かすこと。

こうしたことは経済的利便性だけではない個性豊かな地域づくりにとって有効であり、各地方公共団体における埋蔵文化財のあり方から工夫する必要がある。

また、発掘現場により明らかになった過去の地震や災害の痕跡、地形・地質の特徴は、現代の防災計画にとって有益な情報を含んでいることがあるので、地域の整備計画の中に組み込むことも考えられる(資料編 P72 参照)。

(3)体制の整備

(ア)組織の整備

埋蔵文化財専門職員の適切な配置 (省略)

埋蔵文化財専門職員の意識改革 (省略)

(イ)財源の確保 (省略)

(ウ)拠点施設の確保 (省略)

(エ)行政組織内における連携 (省略)

(オ)他の地方公共団体等との連携 (省略)

(カ)地域住民・民間との連携

埋蔵文化財の保存と活用に関する諸事業を進めるにあたって、各地方公共団体が地域住民や民間と連携を図ることは、ひとづくりという観点からも大きな意義がある。とくに、さまざまな活用計画をとおして、現在の土地は過去からの連続の上に存在しており、それを可能な限り将来に伝え保存していくことの必要性を地域住民に伝えることは非常に重要である。

そして、…(省略)

(キ)研究機関及び報道機関との協力関係の構築 (省略)

おわりに

我が国はこれまで、国土開発が強力に推進され、各種の土木工事が活発に行われてきた。それに伴って、国民の理解と協力のもと全国各地で遺跡の発掘調査が広く行われ、そのために都道府県・市町村に埋蔵文化財の調査体制が整備されてきた。地下からの掘り出された遺構・遺物は、どの地域にもかけがえのない歴史があったことを明らかにし、その成果は多くの場合、記録として保存されたが、なかには現状のまま保存された遺跡もある。しかし、埋蔵文化財行政全体としてみると、従前のそれは主として開発事業に伴う発掘調査を円滑に実施することであり、本来あるべき埋蔵文化財行政の目的から偏ったものであったことは否めない。

一方、国民生活や国民の意識は大きく変化しつつあり、いま求められているのはそれぞれの地域固有の歴史や文化に裏打ちされた個性豊かな地域と生活である。埋蔵文化財行政は、そのような社会的要請に的確に対応していく必要がある。さいわいに、これまでの膨大な調査によって、地域で蓄積された歴史的・文化的資産は実に豊富であり、いま、これらの蓄積と成果を豊かな地域づくり・ひとづくりに生かす時といえる。

本報告では埋蔵文化財の意義と埋蔵文化財行政の基本を見直すとともに、埋蔵文化

財の保存と活用を的確に位置付ける必要性、さらにそれを実現させるための視点、具体的な施策を進めるうえでの留意点、体制整備を充実させること等、埋蔵文化財行政としてのあるべき姿を総体として示した。

各地方公共団体における埋蔵文化財行政を取り巻く環境・状況はさまざまである。ここで示したことがらについても、すでに積極的に実施しているところがあれば、様々な要因によってほとんど着手できていないところもあると考えられる。それぞれの地方公共団体がおかれた環境・状況に応じ、埋蔵文化財の保存と活用を施策として着実に進め、埋蔵文化財行政を向上させていくことが大切である。

われわれの祖先が今日まで守り伝えてきた埋蔵文化財を、現代において活用するとともに次の世代に伝え、国民・地域住民が国と地域に愛着をもち、新しい未来像を作り上げ、歴史を生かした個性ある地域づくりが実現することを切望するものである。✕

4. 『今後の埋蔵文化財保護体制のあり方について(報告)』

平成20年3月31日

埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会
文化庁

はじめに

埋蔵文化財は、国や地域の歴史と文化の成り立ちを明らかにするうえで欠くことのできない国民共有の財産であり地域の資産でもある。それを適切に保護し、開発事業との円滑な調整を図るうえで行政上必要とされる事項に関する基本的な方向について検討することを目的として、平成6年10月に「埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会」(以下「委員会」という。)が設置された。

委員会は、これまで、埋蔵文化財保護政策(以下「埋蔵文化財行政」という。)に関する諸課題を検討し、その結果については以下のとおり、報告・提言してきている。

- ・『埋蔵文化財保護体制の整備充実について』(平成7年12月)
- ・『出土品の取扱いについて』(平成9年2月)
- ・『埋蔵文化財の把握から開発直前の発掘調査に至るまでの取扱いについて』(平成10年6月)
- ・『埋蔵文化財の本発掘調査に関する積算基準について』(平成12年9月)
- ・『都道府県における地方分権への対応及び埋蔵文化財保護体制等についての調査結果について』(平成13年9月)
- ・『出土品の保管について』(平成15年10月)
- ・『行政目的で行う埋蔵文化財の調査についての標準』(平成16年10月)
- ・『埋蔵文化財の保存と活用ー地域づくり・ひとづくりをめざす埋蔵文化財保護行政ー』(平成19年2月)

文化庁では、上記の報告を踏まえ、都道府県教育委員会への諸通知等を行い、現在、各地方公共団体において所要の施策が実施されているところである。

さて、このたびの検討課題は「今後の埋蔵文化財保護体制のあり方について」である。…こうした状況を踏まえ、本委員会では今後の埋蔵文化財行政を推進するうえで、おもに発掘調査をどのような体制で実施するべきかについての検討を行うこととした。

検討は、平成19年3月から委員会を3回、委員会に併置された都道府県・市町村の教育委員会の実務担当者からなる協力者会議を4回開催して行った。委員会では記録保存のための発掘調査(以下「記録保存調査」という。)や考古学研究に関わる関係機関からのヒアリングを行うとともに、実態調査に基づく現状分析を行い、各地方公共団体における埋蔵文化財保護体制の多様なあり方を確認しつつ、埋蔵文化財行政が今後採るべき基本的方策を示した。

本委員会としては、この検討結果をまとめ、報告・提言するものであるが、文化庁および各地方公共団体においては、本報告を踏まえ、埋蔵文化財保護体制の確立に向けて適切な措置を講じるよう期待するものである。

第一章 埋蔵文化財保護体制の現状と課題 (省略)

第2章 埋蔵文化財行政における発掘調査の位置づけ

埋蔵文化財の保護を進めるうえにおいて発掘調査は必要不可欠の措置であり、極めて重大な意味を持っている。本章では、各種の発掘調査がどのように実施されるべきかについて検討する。

1. 埋蔵文化財および発掘調査の特性

埋蔵文化財の特性 (省略)

発掘踏査の特性 (省略)

2. 埋蔵文化財行政における発掘調査の位置づけ

(1) 各段階における各種の発掘調査の目的と性格

埋蔵文化財行政の本来のあり方は、地域に所在する埋蔵文化財を正確に把握し、その内容・価値に応じて適切に保存し活用することである。そのために①把握・周知、②調整、③保存、④活用の4つの段階を適切に行う必要がある。各段階における行政目的を達成するために、①「把握・周知」の段階における分布調査、試掘・確認調査、②「調整」の段階における試掘・確認調査、③「保存」の段階における(ア)埋蔵文化財の現状保存を図るための確認調査(以下「保存目的調査」という)、(イ)記録保存調査、④「活用」の段階における活用のための調査(以下①から②の調査を「行政目的で行う調査」という。このほか、発掘調査には、大学等研究機関が学術研究を目的に実施する調査がある。)を行うこととなる。

これらの調査が各段階で適切に行われることにより、はじめて埋蔵文化財保護のための的確な行政判断を行うことができる。各段階は相互に密接に関連しており、かつ一連の流れとなつてはじめて埋蔵文化財行政が適切に機能する。各段階で行われる「調査」は行政措置と不可分に結びついており、それを行政から切り離してしまうと、埋蔵文化財行政の適切な遂行は不可能になる。

各段階での調査の種類、目的と内容は以下のようにまとめられる。

①把握・周知 (分布調査、試掘・確認調査)

法第93・94条の規定により土木工事の届出を必要とする(すなわち法的な保護の対象となる)周知の埋蔵文化財包蔵地を定め、これを遺跡台帳、遺跡地図等へ登載することにより国民への周知徹底を図るために、埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲を把握することを目的とする調査である。既往の諸調査の成果に加え、新たに行う分布調査(踏査)、試掘・確認調査等の結果により埋蔵文化財包蔵地に関する内容を的確に把握するとともに、それを新たな情報に基づき常時更新していく必要がある。出土品の年代や地形・地目、調査地点とその内容・成果を総合的に勘案し、法的に保護の対象とするか否かを決定する行政判断と一体となつた調査である。

②調整 (試掘・確認調査)

法第93・94条の届出等に対応し、埋蔵文化財の保存と開発事業計画とを調整し、埋蔵文化財の取扱いを決定するために行う発掘調査である。試掘調査は埋蔵文化財の有無の確認、確認調査はその範囲・性格・内容等の概要の把握を行うためのもので、現状保存を図るか、あるいは費用負担を求めて記録保存調査の指示等を行うか等の行政

判断と一体となった調査である。調整の結果、やむを得ず現状保存の措置を執ることができない場合、記録保存調査の範囲の決定、調査に要する期間・経費等の算定のため、当該埋蔵文化財の遺構・遺物の密度、遺構面の数や深さおよびその性格や内容等を的確に把握することが必要である。埋蔵文化財の取扱いを決定するうえでは、関係する既往の諸調査の成果を十分踏まえ、部分的な調査範囲での地形・土層、遺構・遺物等の限られた情報から、遺跡の範囲・内容・価値等を総合的に判断しなければならない。

③保存（保存目的調査、記録保存調査）

（ア）保存目的調査

学術上の価値が高い等地域の歴史にとって重要な遺跡について、その現状保存を目指して遺跡の内容や範囲を把握するために行う発掘調査である。史跡として保護していくのかそれ以外の手法をとるのか、史跡とする場合には国あるいは地方公共団体の史跡とするのか等の行政判断と一体となった調査である。

（イ）記録保存調査

法第93・94条の届出等に対し、試掘・確認調査の成果を踏まえて開発事業者と調整を行い、その結果、やむを得ず現状で保存を図ることができない埋蔵文化財について、都道府県または指定都市の教育委員会（以下「都道府県教育委員会等」という）による指示等に基づき、開発事業者の委託により実施される発掘調査である。完掘することにより遺跡のもつ情報を過不足なく得る必要がある。記録保存の措置を執るという行政判断は下されているが、調査開始後に試掘・確認調査では予測できなかった成果等により重要な遺跡であると判明した場合、開発事業者等と再調整を行う必要があり、その結果によっては、記録保存する旨の方針を変更することもあるため、調査の進行に伴って適切な行政判断が求められる。

④活用（活用のための調査）

遺跡の整備等、活用のために必要な情報を得るために行う発掘調査である。現状保存が決定している史跡指定地内での発掘調査は、史跡の保存に重大な影響が及ぶことのないよう適切に行われる必要があるので、基本的には整備等の計画・事業について指導委員会等の指導・助言を受け、その史跡を管理する地方公共団体が法による現状変更の許可を得たうえで実施する。

（2）各種の発掘調査の目的と調査主体のあり方

基本的な考え方

行政目的で行う調査は、埋蔵文化財の保護措置として行われるものであり、その成果は相互に関連する埋蔵文化財行政の各段階における行政措置や施策に的確に反映させ、地域において確実に蓄積し、地域や住民のために将来にわたり守り伝えなければならない。したがって、記録保存調査を含め行政目的で行う調査全般については、可能な限り地方公共団体が調査主体となって実施することが望ましい。

一方、これらの調査は、前項でみたとおり行政判断との関係において2種に分けることができるが、調査主体のあり方についての原則的な考え方は次のとおりである。

分布調査、試掘・確認調査、保存目的調査、活用のための調査

これらの調査は、埋蔵文化財を法的にどのように保護するのかという行政判断を下すために行われる、行政判断と一体となった調査である。この種の調査の場合は、事前に調査対象の内容が十分に把握できていないことが多い。そのため、調査の進行にしたがって刻々と変化する発掘調査現場にあって、適宜、調査位置の変更や調査範囲の拡張を行う等の目的に即した判断と進行管理を行うことが求められる。こうしたことは行政

上の措置そのものであることから、これらの調査は地方公共団体が調査主体となって行う必要がある。

また、活用のための調査は、法令に基づく現状変更許可を得たうえで行う場合が多いことから、許可内容と齟齬がないよう、また不測の事態に備えるためにも地方公共団体が調査主体となって行う必要がある。また、その後の整備・活用の基本方針を設定する等、整備事業の全体像を構築するうえでも、地方公共団体が調査主体となって実施するのが適当である。

記録保存調査

記録保存調査は試掘・確認調査によって埋蔵文化財の概要が一定程度把握され、記録保存の措置を執るという行政判断が下されたうえで実施される。そのため発掘調査に関する方法・期間等基本的な内容が決まっており、原則として遺跡の完掘を前提にしている。

したがって、この種の調査は地方公共団体が調査主体となって行うほか、それが設置した調査組織、および十分な能力をもつ地方公共団体等以外の組織が行うことも考えられる。

しかしながら、発掘調査の大半を占める記録保存調査は一般的に規模が大きく、地域の埋蔵文化財に関する情報を最も多く得ることができる機会であり、これまでは地方公共団体等がこれらの調査を継続的に行ってきた結果、その成果は埋蔵文化財行政全体に最大限有効に活かされ、地域の歴史・文化の解明に大きく貢献してきた。このように記録保存調査が埋蔵文化財行政全体に大きな影響を及ぼすことを考えると、今後も可能な限り地方公共団体等が調査主体となって実施することが望ましく、地方公共団体等以外の組織を記録保存調査に導入することについては、埋蔵文化財行政の推進の観点から慎重な検討が求められる。

第3章 記録保存調査の実施に関する要件 (省略)

第4章 今後の埋蔵文化財行政に求められる体制と検討課題 (省略)

おわりに

平成7年12月に本委員会の最初の報告として『埋蔵文化財保護体制の整備充実について』が行われてからすでに12年が経過した。この間の社会の変化は極めて大きなものがある。行政のスリム化は不可避の重要課題である一方、国民の意識変化に伴う文化財の保存・活用に対する期待にも十分こたえる必要がある。こうした変化を踏まえ、このたびの報告では、おもに埋蔵文化財の発掘調査体制のあり方について、あらためて考え方を整理することとした。

これまで我が国の埋蔵文化財保護体制は、世界的にも高く評価されているところであるが、それは地方公共団体における保護体制の整備充実によるところが大きい。したがって、記録保存調査に民間調査組織を導入する場合、これまでの積み重ねをよりよく引き継ぐものでなければならない。埋蔵文化財の保存と活用は地域に根ざしてこそ意味があり、貴重な地域の資産を将来も確実に守り伝えていくための体制整備やその維持は今後も必須である。こうした観点から、今後、より一層、本委員会の前回の報告『埋蔵文化財の保存と活用』で示したような施策が求められる。埋蔵文化財行政を取り巻く状

況が変化しつつある現在、地方公共団体の果たす役割はますます重要となってきたことをあらためて認識する必要がある。

最後に、検討に参加いただいた委員・協力者、実態調査等にご協力いただいた関係者・関係機関の方々、意見聴取にご協力いただいた関係者・関係機関の方々に感謝申し上げます。 ㄨ

以上

『文化財保護法と文化財行政』2017年(平成29年)3月10日 金曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭 改訂2 2018年(平成30年)2月27日 火曜日 より 抜粋/増補

※1. 『養生所/(長崎)医学校等遺跡の文化上の公共の財としての位置づけ』

2017年(平成29年)6月4日 日曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

に以下三件の抜粋を掲載

2. 『文化財保護法と文化財行政』2017年(平成29年)3月10日 金曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭 改訂2 2018年(平成30年)2月27日 火曜日 において当該三件を当該資料に転載

・『公共工事の実施と埋蔵文化財の保護に係る連絡調整体制の整備について』

庁保記第一八三号 平成九年八月七日

各都道府県教育委員会教育長あて 文化庁次長通知

・『埋蔵文化財の保存と活用(報告)』

―地域づくり・ひとづくりをめざす埋蔵文化財保護行政―

平成19年2月1日

埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会

・『今後の埋蔵文化財保護体制のあり方について(報告)』

平成20年3月31日

埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会 文化庁

ㄨ